

445
174

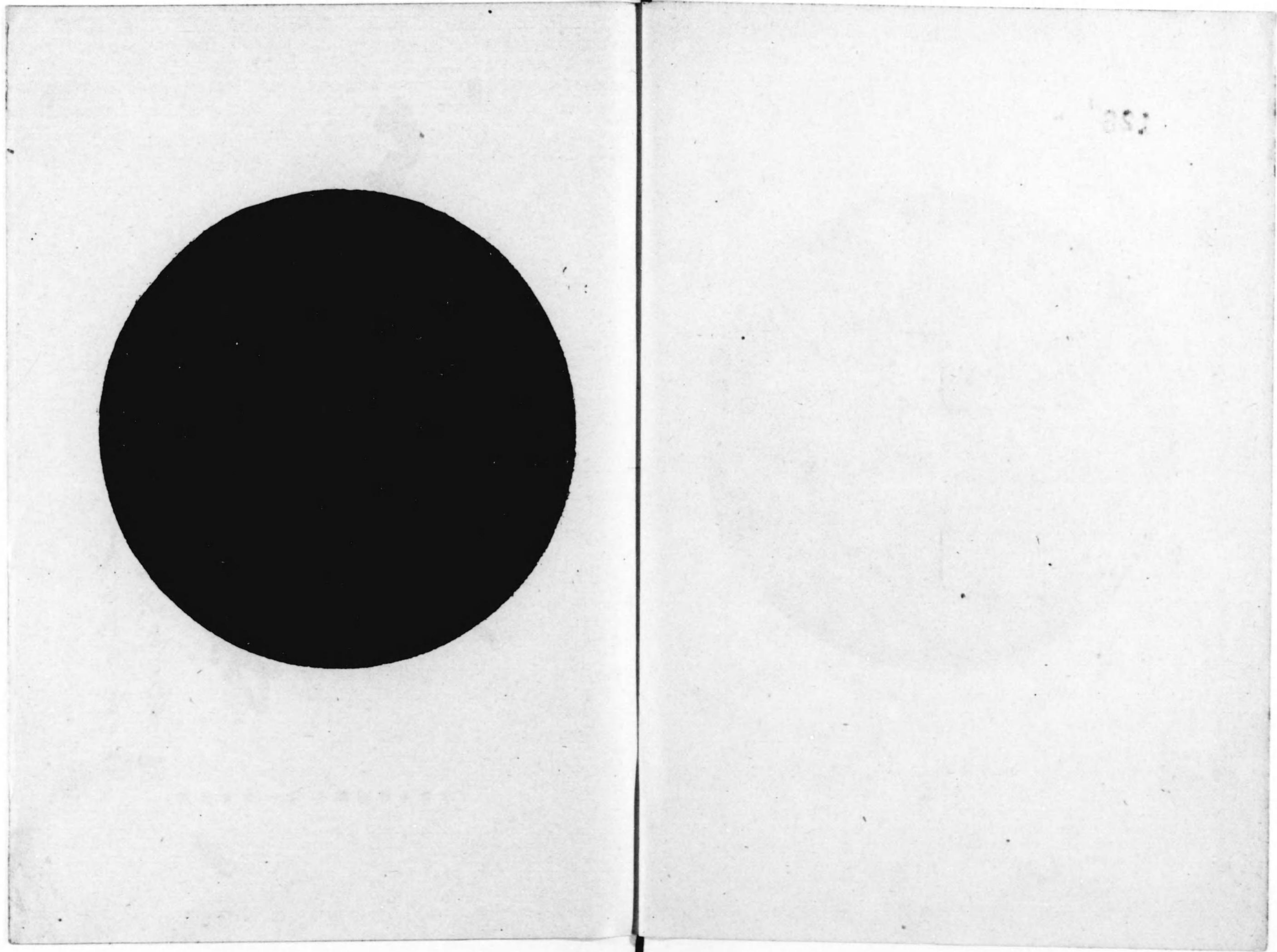
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14

始



123⁴

#234
240

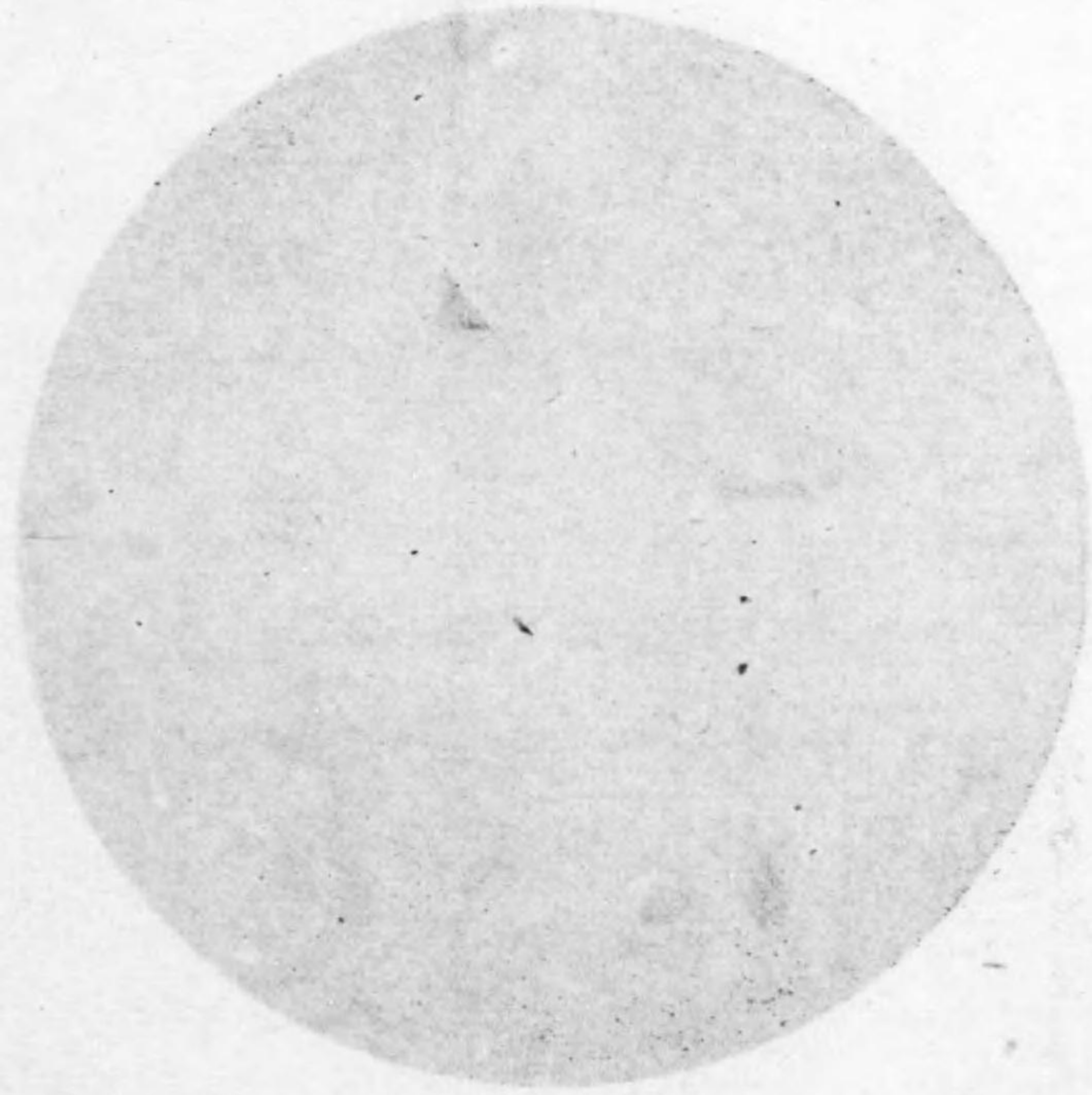


九
氏
魂
存
成

九
氏
魂
存
成



(題考實條一辭公問顧譽名會本)



序

大東亞戦争の意義を考慮するに、この戦争は我輩國の大精神にその淵源を發して居り、「大東亞の地域を劃してこれを共榮圈とし、皇國をその中心とする道義に基くところの、共榮の新秩序を確立し、以て世界の平和に寄與し人類の福祉を齎さんとするものである」とは、文部大臣、醫學博士橋田邦彦氏の所説である。誠に然るところにして論究説盡して餘すことなく至妙の斯言といふべきである。然らば共榮の意義如何、といふに、共榮はたゞに物質的なるのみならず、精神的にして、物心一如二義一體の意義を恆に顯有するものでなければならぬ。更に一步を進めて精神的文化的なる共榮こそ吾人の冀願企圖し、欣求探求す所なるべきである。

願るに我東亞の地は從來久しきに亙つて、米・英・蘭等諸國の跳梁跋扈を縱にし、徒にその蹂躪の下に涸濁せしめられ來り、擊縛搾取苛斂誅求を事とさるゝに任してゐた。その間獨り皇國は燦然たる肇國以來の歴史と傳統とを、その光輝の下に矜持し來つて神州の眞面目を保有し、嚴乎として貪婪飽くを知らざる彼等の非違野望を抑止し、ために東洋和平の裏に大生命を護持操守して、泰安を公東洋に確保するを得たのである。

然るに彼等の暴戾窮まる所を知らず、全東亞を擧げて危急存亡の禍殃に瀕せしめられんとするや、皇國は驟起躍進して全力を盡し、以て大東亞本然の面目の復興とその天來の使命に歸來せしめんことを期して、共榮圈を樹立し新秩序を確立し、以て世界平和に寄與すると共に人類の福祉を増進せんとの大業に、勇往邁進しつゝあるのである。

願るに、我日本が明治開國以來國運駸々乎として發展し隆盛繁榮を効し來つたが、一路平坦、隆昌の一途を進ん

だのではなかつた。その間、風雨去來し暗雲低迷し、時には霹靂天柱折れ地軸碎かるゝの思ひにて、心肝を破らばかりの苦難をすら経過し、往々にして皇國本來の面目を放失去りたるにちかゝらんかと危惧するに堪へざらしめた時代もあつたのである。天光我を照し神風魔雲を掃つて、殊に滿洲事變以來、皇國民本然の眞生命に蘇生して、大東亞戦争の大業によつて肇國の大精神は顯現せられつゝあるに至つたのである。

謹みて惟んみるに、今や光榮ある皇國民として、如何にして君國に報じ奉るべきか。これを端的に説破せんか、吾人は我國體に隨順して皇國の道を復むべきである。我國に在りては、學事、教育、思想、軍事、政治、經濟、産業等ありとあらゆる文化がこれを擧つて皇國の道に起源し來つたが故に、またこの皇國の道に歸入すべきであり、この道を以て力とし、肇國の大精神を以て根幹とし、依つて以て大東亞を再建することこそ大東亞戦争の目的であらねばならぬ。

この目的の達成のためには汎百の方途を講すべきであるが、それらの方法の一切を通じて、その根柢を培養するものは實に教育であらねばならない。大業翼賛の國民の教育は、大東亞に於ける指導者たるに値する第二國民の訓育鍊成を以て、その指導目標とすべきである。

我國の教育が明治、大正の時代を経て、外來文化の攝取に力めて、これを消化し同化し自己獨得の固有文化の成長を遂げ、日本文化の發展は嶄然として世界列強の間に頭角を抽んで、その眞價實力は世界的水準を超越しその權威は正に世界的輝き出るに至つたのである。

しかして現下大東亞戦争下、文部省指導部長、文學博士近藤壽治氏によつて、教育學說の再建整理は強調せられ、皇道を踐み、國體本義に徹し、教育に關する勅語を奉體して、肇國の大精神を體得せしめんとし、盛強眞摯なる實踐躬行を指導せられつゝあるのである。

特に皇民鍊成教育に就いては、新教育令の實施を見てより、忽にしてこれが實地運用はその緒に着き、殊に沒我奉公の日本精神の實踐が強調せられ、その全般施設の上に日夕これが其現に邁進して秋毫も退轉するところを知らず、着々としてその企畫の實現によつて良の成績を擧げ、鍊成補導の効果を累積して、沒我教育の眞使命の遂行に専念奮勵しつゝあるは、正に吾人の感佩感激し、邦家のために同慶に堪へざる所、即ち大東亞戦争完遂の下、その一環たる教育面に於ける臣道實踐の榮譽を仰がざるを得ないのである。

茲に興亞皇民魂鍊成史増補の稿成り上梓を見るに際し、皇國教育の事に從ひて精勵せらるゝ諸賢の机上に謹んでこれを贈る。職務繁忙の間本書を繙讀して、その實務の上に研究の上に聊かたりとも資するところあらんか。それは、吾人の以て望外の光榮とするところである。但だ意餘つて技至らず缺如少からざるものあるは謹んでその罪を謝し、他日版を改むるに當つてこれが匡正修削を期したいと考へるのである。

大東亞戦争下の帝都に於いて

日本教育振興會
長

須藤喜三郎



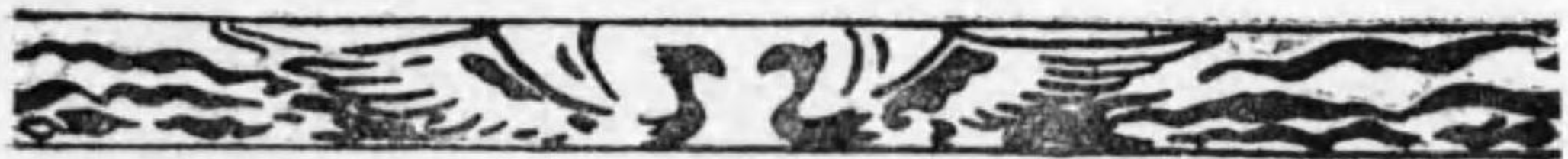
亞興皇民魂修鍊史 (現代篇)

第一章 序 論

- 第一節 皇民修鍊史史觀確立……………一
- 第二節 皇民鍊成と國體觀……………三
- 第三節 大東亞戰爭と皇民鍊成刷新……………五
- 第四節 大東亞戰下皇民鍊成最高目標……………八
 - 一 大同に就き小異を去る……………八
 - 二 國體下に徳と誠を結集す……………二
- 第五節 鍊成の本義と皇國學徒……………六
 - 一 鍊成の本義……………六
 - イ 鍊成の語の沿革……………六
 - ロ 鍊成の字義……………六
 - ハ 鍊成の本義……………六
 - 一 鍊成と全體觀……………六
 - 二 鍊成と內在觀……………六
 - 三 內的鍊成……………六

第二章 皇民修鍊の行的理念

- 一 日本教育と世界教育……………二六
 - 二 日本文化と外國文化との比較……………二六
 - 三 人と教育……………四一
 - 四 教學の一元化……………四二
 - 五 人の本質……………四三
- ## 第三章 皇國民の意義
- 一 價值内容……………四七
 - 二 宗教的生活……………四九



- 三 理性的生活……………三
- 四 自然的生活……………三
- 五 社會的生活……………三
- 六 國家的生活……………三

第四章 皇道具現の日本教育……………六

- 一 道德と教育……………七〇
- 二 日本教育の意義……………七四
- 三 教學の理念……………七七
- 四 日本教育の源流……………八一
- 五 聖德太子十七條憲法(和の本質)……………八三
- 六 教育理想の變遷動搖……………八七
- 七 日本教育運營の綱領……………九四
- 第一節 教育者の矜持……………九五
- 第二節 被教育者の研究……………九七
- 第三節 教育指導精神の明示と統合……………九八
- 第四節 行の訓練……………一〇一
- 第五節 教育實踐への執着……………一〇三

第五章 國民學校の要綱……………一〇四

- 一 國民學校の本義……………一〇四

- 二 新らしい制度……………一〇六
- 三 新らしい内容……………一〇九
- 四 教養第一主義の教育者……………一一三

第六章 師範學校教育令に依る

皇民鍊成……………一一五

- 第一節 學制改革の意義と皇民鍊成……………一一五
- 一 教育の國防體制化……………一二六
- 二 教育の充實簡素化……………一二八
- 三 皇國民鍊成が主眼點……………一三〇
- 四 修練の強化徹底……………一三三
- 五 大學院制度の改革……………一三三
- 六 教職員の待遇改善……………一三三
- 七 日本諸學の振興……………一三三
- 八 教育觀の轉換……………一三四
- 九 國民思想の動搖……………一三六
- 十 師道の昂揚……………一三六
- 十一 結 語……………一三六
- 第二節 新師範學校教育令……………一三九
- 一 新規程制定の主旨……………一四〇
- 二 男女各部と修業年限、入學資格……………一四〇



- 三 新制の教育内容……………一四三
- 四 教科用圖書……………一四五
- 五 學 資……………一四五
- 六 入 學……………一四六

第三節 高等師範學校及び女子高等師

- 範學校の改革……………一四七

第四節 師範學校教育當事者の覺悟……………一四七

第七章 中等學校に於ける皇國

民修練の新機構……………一五〇

- 第一節 中等學校令に據る學制改革の概觀……………一五〇
- 第二節 中等學校制度の改正……………一五一
- 一 教育目的の統一……………一五一
- 二 課程の統一……………一五三
- 三 教育内容の刷新充實……………一五三
- 四 中等教科書の國定……………一五四
- 五 授業時數の減少……………一五五
- 六 修業年限の短縮……………一五五
- 七 中等學校の設立等……………一五八
- 第三節 高等學校教育の皇民鍊成……………一五六

第四節 專門學校教育の皇民鍊成……………一六一

第五節 大學教育、皇民鍊成……………一六三

- 一 大學に於ける鍊成施設……………一六三
- 二 大學院制度の改革と特別研究生……………一六三
- 第六節 科學教育の皇民鍊成……………一六七
- 一 科學研究の緊急整備方策要綱……………一六七
- 二 科學研究緊急方策の主旨……………一六八

第七節 學徒の進學調整……………一七〇

第八節 育英の助成……………一七一

第九節 決戦下學徒の特別鍊成……………一七三

- 一 學徒入營延期の停止……………一七三
- 二 學徒特別鍊成と決戦下臨時措置……………一七四
- 三 決戦下臨時措置と皇民の覺悟……………一七五
- 四 皇國學徒の戰時體育訓練……………一八〇

(1) 戰時學徒體育訓練實施要綱 (2) 體育訓練實施要綱解説

- イ 戦力の増強を期す
- ロ 訓練強化の促進
- ハ 體育訓練の刷新
- ニ 體育訓練の重點的種目
- ホ 學徒鍊成と國防特技訓練



1 航空訓練 2 海洋訓練 3
機甲訓練 4 通信訓練

五 皇國學徒の勤勞新體制……………二〇〇
 (1) 皇國學徒戰時動員體制 (2) 學徒戰時動員體制確立要綱 第一方針 第二要領 (3) 青少年學徒の食糧増産への勤勞動員 (4) 戰時動員體制解説
 イ 勤勞作業の本質……………二〇〇
 ロ 作業種目の變遷……………二〇〇
 ハ 作業實施期間の延長……………二〇〇
 ニ 三動地域と學校移駐……………二〇〇
 ホ 出動學徒の特定と效果の昂揚……………二〇〇
 ヘ 學徒出動の動機……………二〇〇
 ト 勤勞による鍊成とその施策……………二〇〇

第八章 主知的鍊成の反省……………二〇九
 第一節 和魂漢才の反省……………二〇九
 一 主從道德より皇民鍊成へ……………二〇九
 二 日本魂の鍊成教育……………二〇九
 三 師弟同行の家塾鍛鍊……………二〇九
 四 大君隨順の全體觀的鍊成……………二〇九

第二節 和魂洋才の反省……………二一四
 一 個人的機械的分解主義の教育……………二一四
 二 自由主義と巧利主義との教育……………二一四
 三 所謂日本教育の缺陷……………二一五
 第三節 皇民魂に據る鍊成……………二一六
 一 修練道場の學校と鍊成……………二一六
 二 皇民親和の學校と鍊成……………二一七
 三 家族精神修練の學校と鍊成……………二一八
 四 皇國文化發現の學校と鍊成……………二二〇

第九章 興亞日本教育の皇民鍊成……………二二一
 第一節 興亞日本教育の目的……………二二一
 第二節 興亞日本教育と惟神の皇道……………二二二
 第三節 興亞日本教育と皇國國民性……………二二三
 第四節 興亞日本教育と皇國の使命……………二二三

第十章 皇民魂の特性……………二二五
 第一節 皇民魂の實體……………二二五
 第二節 皇民魂の屬性……………二二五
 イ 滅私奉公性……………二二五



第十一章 行による皇民鍊成……………二二〇
 第一節 行の鍊成……………二二〇
 第二節 行による皇民魂の鍊成……………二二一
 第三節 學行一致の鍊成……………二二二
 第四節 教育ニ間スル勅語と行……………二二三
 第五節 青少年學徒ニ賜リタル勅語と行……………二二七

第十二章 皇民魂鍊成の指標……………二二九
 第一節 皇民魂の世界的發展……………二二九
 第二節 皇民魂の鍊成實踐……………二二九
 イ 行事に據る行の實踐……………二二九
 ロ 行の鍛鍊と靜坐凝念……………二二九
 1 主眼 2 施設指導 3 靜坐凝念……………二二九

第十三章 生活行の修鍊……………二二〇
 第一節 仕事の運動化……………二二一
 第二節 所言の實踐化……………二二二
 第三節 天分の達成化……………二二三
 第四節 生活の簡素化……………二二三
 第五節 信念の強化……………二二四

第十四章 戰時非常措置と皇國教育の變換……………二二六
 第一節 國民學校、青年學校、中等學校の變換措置……………二二六
 イ 國民學校……………二二六
 ロ 青年學校……………二二六
 ハ 中等學校……………二二六
 第二節 高等學校、大學豫科、專門學校の變換措置……………二二八

イ 高等學校、大學豫科
 ロ 大學、專門學校

第三節 理科系、文科系諸學校の整備……二五九
 イ 理科系、文化系の大學、專門學校
 ロ 女子の專門學校
 ハ 學校の轉換、移轉命令と補助
 ニ 各種學校の整理

第四節 在籍學徒の徵集と復學、勤勞動員
 イ 在籍學徒の徵兵と復學
 ロ 學徒の勤勞動員

第五節 教師數の充足と配置の適正化
 二六二

第六節 教育變換措置と皇民の覺悟……二六三

第十五章 戰時非常措置と皇國學徒……二六五
 第一節 在學徵集延期停止の臨時特例 二六五
 (一) 徵集延期停止の根本趣旨……二六三
 (二) 入學を延期する者の範圍……二六六
 (三) 徵兵處分……二六七

(四) 今回の徵兵検査の特質……二七〇
 (五) 入 營……二六八
 (六) 入營後の取扱……二六九

第二節 入營後在籍學徒の資格檢定……二七〇

亞興 皇民魂修鍊史 (歴史篇)

第十六章 皇民魂修鍊に効果的なる和魂漢才教育(其一)……二七一

第一節 時代の概況……二七一
 一 源平二氏の擡頭……二七一
 二 武家政治と教育……二七二
 三 教育の表面的傾向……二七三
 四 庶民階級の擡頭……二七三
 五 新興宗教の庶民教化……二七四

第二節 教育の趨勢……二七四
 一 古典趣味……二七四
 二 慣例の尊重……二七五
 三 教育の範圍……二七六
 四 教育の普及……二七八

第三節 武士の教育……二八〇
 一 東國の特質……二八〇
 二 實踐教育の獎勵……二八一
 三 尊王心の養成……二八二
 四 信仰心の養成……二八三
 五 義務觀念の養成……二八六
 六 意志教育……二八七
 七 實行教育……二八七
 八 感情教育……二八八
 九 自力鍛鍊……二八九
 十 秩序觀念の養成……二九一
 十一 勤儉寡慾の教育……二九三

第四節 武士道の發達……二九三

| | |
|----------------------|-----|
| 一 武士道の起源 | 三九三 |
| 二 禪宗と武士道 | 三九八 |
| 三 武士道の發達 | 三〇〇 |
| 四 武士道と騎士道 | 三〇三 |
| 五 武家の家訓 | 三〇四 |
| 第五節 新興宗教の活動 | 三〇八 |
| 一 新佛教の起因 | 三〇八 |
| 二 淨土宗と民衆教化 | 三二〇 |
| 三 禪宗と武士の教化 | 三二二 |
| 四 眞宗と庶民教化 | 三三三 |
| 五 日蓮宗 | 三三七 |
| 六 新興佛教の特色 | 三三一 |
| 第六節 學問の新傾向 | 三四〇 |
| 一 漢學の衰微 | 三四〇 |
| 二 軍記物の流行 | 三四三 |
| 三 説話物の擡頭 | 三四五 |
| 四 歌道の推移 | 三四八 |
| 五 歌集の編纂 | 三五九 |
| 第七節 家學及び其他の教育 | 三六〇 |
| 一 家學の衰微 | 三六〇 |
| 二 有式學 | 三六〇 |

| | |
|--------------------|-----|
| 三 法律學 | 三三一 |
| 四 紀傳道 | 三三一 |
| 五 新學派の由來 | 三三一 |
| 六 書道 | 三三四 |
| 七 繪畫彫刻 | 三四四 |
| 第八節 家庭生活と教育 | 三五五 |
| 一 生活の情況 | 三五五 |
| 二 家庭に於ける男性の位置 | 三五五 |
| 三 子供の教育 | 三五七 |
| 四 體育 | 三五八 |
| 五 特殊教育 | 三五九 |
| 第九節 女子教育 | 三四〇 |
| 一 女性の社會的位置 | 三四〇 |
| 二 女子の教育機關 | 三四二 |
| 三 和歌の教育 | 三四二 |
| 四 實踐教育 | 三四三 |
| 五 女子教育の理想 | 三四四 |
| 六 實踐教育の尙ばれた原因 | 三四五 |
| 七 手藝の教育 | 三四六 |
| 八 女子の體育 | 三四六 |
| 第十節 社會教育 | 三四七 |

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 一 時代の概況 | 三四七 |
| 二 勤王思想の萌芽 | 三四七 |
| 三 社會教育の情況 | 三四八 |
| 四 佛教の社會教化 | 三四九 |
| 五 金澤文庫 | 三五〇 |
| 六 金澤本 | 三五二 |
| 七 國史の編纂 | 三五三 |
| 八 主要教科書 | 三五六 |
| 九 一般の教育程度 | 三五七 |
| 第十七章 皇民魂修鍊に効果的なる和魂漢才教育(其二) | 三五九 |
| 第一節 時代の概況 | 三五九 |
| 一 復古思想の擡頭 | 三五九 |
| 二 秩序の紊亂 | 三六一 |
| 三 足利氏の奨學 | 三六一 |
| 四 貴族教育の不振 | 三六一 |
| 五 庶民教育の振興 | 三六一 |
| 六 吉利支丹の渡來 | 三六三 |
| 第二節 皇民鍊成と勤王思想 | 三六三 |

| | |
|------------------|-----|
| 一 復古思想と勤王 | 三六三 |
| 二 勤王の諸將 | 三六三 |
| 三 大義名分の思想 | 三六五 |
| 四 織田豊臣氏の勤王 | 三六五 |
| 第三節 武士の教育 | 三六七 |
| 一 武士氣質の複雑化 | 三六七 |
| 二 實踐教育 | 三六八 |
| 三 自力の鍛鍊 | 三七〇 |
| 四 禪定の自的 | 三七一 |
| 五 信仰心の養成 | 三七三 |
| 六 忠誠心の養成 | 三七五 |
| 七 意志教育 | 三七六 |
| 八 武士の智育 | 三七七 |
| 九 情操教育 | 三七八 |
| 十 體育智育 | 三七九 |
| 第四節 學校教育 | 三八〇 |
| 一 官學私學の衰微 | 三八〇 |
| 二 足利學校 | 三八一 |
| 三 基督教の學校 | 三八四 |
| 第五節 五山の教育 | 三八七 |
| 一 僧侶の教育 | 三八七 |



- 二 朱子學と文惠…………… 三三八
- 三 五山と教育…………… 三三八
- 四 禪僧と漢學…………… 三三八
- 第六節 寺子屋の起原**…………… 三三九
- 一 寺院教育の發達…………… 三三九
- 二 就學の情況…………… 三三九
- 三 寺院教育の内容…………… 三三九
- 四 智的陶冶…………… 三三九
- 五 習字の教育…………… 三三九
- 六 學習の情況…………… 三三九
- 七 學習の目的…………… 三三九
- 第七節 基督教の傳來と教育**…………… 三四〇
- 一 當時の宗教界…………… 三四〇
- 二 禪僧の社會教化…………… 三四〇
- 三 日蓮宗の活躍…………… 三四〇
- 四 眞宗の庶民教化…………… 三四〇
- 五 基督教の傳來…………… 三四〇
- 六 基督教の布教…………… 三四〇
- 七 基督教の社會教化…………… 三四〇
- 八 基督教徒に依る文化の開發…………… 三四〇
- 九 基督教の教育…………… 三四〇

- 第八節 家庭生活と教育**…………… 三四四
- 一 生活情況…………… 三四四
- 二 子供の教育…………… 三四四
- 三 智育…………… 三四四
- 四 體育…………… 三四四
- 五 趣味の教育…………… 三四四
- 第九節 女子教育**…………… 三四七
- 一 女子の家庭的地位…………… 三四七
- 二 女子教育の不振…………… 三四七
- 三 貴族の女子教育…………… 三四七
- 四 武家の女子教育…………… 三四七
- 五 庶民の女子教育…………… 三四七
- 六 其他の教育…………… 三四七
- 第十節 家學其他の教育**…………… 三四八
- 一 家學…………… 三四八
- 二 書道…………… 三四八
- 三 繪畫彫刻…………… 三四八
- 第十一節 社會教育**…………… 三四八
- 一 時代の概況…………… 三四八
- 二 社會教育不振の原因…………… 三四八
- 三 書庫の經營…………… 三四八



- 四 史書其他の編纂…………… 三四〇
- 第十八章 皇民魂修鍊に効果的なる和魂漢才教育(其二)**…………… 三四四
- 第一節 時代の概況**…………… 三四四
- 一 文化の普及…………… 三四四
- 二 思想界の一轉機…………… 三四四
- 三 文運の隆昌…………… 三四四
- 四 庶民の文化的向上…………… 三四四
- 五 徳川氏の中央集權制…………… 三四四
- 六 徳川氏の文教獎勵…………… 三四四
- 七 教學の自由…………… 三四四
- 第二節 文運の復活**…………… 三四四
- 一 家康の獎學…………… 三四四
- 二 歴代將軍の獎學…………… 三四四
- 1、秀忠の法令發布 2、家光と鎖國 3、綱吉と昌平贊 4、家宣と白石 5、吉宗と教育の普及 6、家齊と異學の禁止 7、青木昆陽と蘭學…………… 三四四
- 三 朝廷の御獎學…………… 三四四

- 1、後水尾天皇の書籍蒐集 2、御陽成天皇と慶長勅版…………… 三四七
- 四 教育の普及…………… 三四七
- 第三節 幕府の教育施設**…………… 三四八
- 一 學校の創立…………… 三四八
- 二 昌平贊の改革…………… 三四八
- 三 學則の制定…………… 三四八
- 四 寛政の改革…………… 三四八
- 五 修學の狀況…………… 三四八
- 六 教育上の功績…………… 三四八
- 第四節 郷學**…………… 三四七
- 一 郷學の意義…………… 三四七
- 二 郷學發生の理由…………… 三四七
- 三 郷學の發達…………… 三四七
- 四 教育方針…………… 三四七
- 五 教科の内容…………… 三四七
- 六 郷學の維持法…………… 三四七
- 七 郷學一覽…………… 三四七
- 第五節 皇民鍊成の私塾**…………… 三四七
- 一 私塾の意義…………… 三四七
- 二 私塾の特色…………… 三四七



- 三 私塾の隆盛……………四七三
- 四 私塾の教育……………四七三
 - 1、康塾 2、懷徳書院 3、咸宜園……………四七三
 - 4、松下村塾……………四七三

第六節 寺子屋……………四八一

- 一 寺子屋の發生……………四八一
- 二 寺子屋の發達……………四八二
- 三 幕府と寺子屋……………四八三
- 四 藩侯と寺子屋……………四八六
- 五 就學の情況……………四九一
- 六 教科の内容……………四九二
- 七 教科書……………四九三
- 八 教育方法……………四九五
- 九 寺子屋教育の特色……………四九七
- 十 寺子屋一覽……………四九八

第七節 皇民鍊成の朱子學……………五〇七

- 一 朱子學の發達……………五〇七
- 二 藤原惺窩……………五一二
- 1、小傳 2、學風 3、教育論……………五一二
- 三 林羅山……………五二三
- 1、小傳 2、學風 3、教育論……………五二三

- 四 貝原益軒……………五二六
 - 1、小傳 2、學風 3、教育の根本義……………五二六
 - 4、教育の理想 5、教育法 6、女子教育……………五二六

第八節 皇民鍊成の陽明學……………五三四

- 一 陽明學の發達……………五三四
- 二 中江藤樹……………五三九
 - 1、小傳 2、學風 3、哲學論 4、教育論 5、教育の方法 6、文武論 7、女子教育……………五三九
- 三 佐藤一齋……………五五〇
 - 1、小傳 2、教育論……………五五〇

第九節 皇民鍊成の古學……………五五六

- 一 古學の唱導……………五五六
- 二 伊藤仁齋……………五五七
 - 1、小傳 2、學風 3、教育說 4、教育法……………五五七
- 三 荻生徂徠……………五五五
 - 1、小傳 2、學風 3、倫理論 4、教育論……………五五五



第十節 皇民鍊成の折衷學……………五七六

- 一 折衷學の唱導……………五七六
- 二 細井平洲……………五七七
 - 1、小傳 2、教育說……………五七七

第十一節 皇民鍊成の獨立學……………五八六

- 一 獨立學の唱導……………五八六
- 二 三浦梅園……………五八七
 - 1、小傳 2、學風……………五八七

第十二節 皇民鍊成の國學……………五九六

- 一 國學の勃興……………五九六
- 二 本居宣長……………五九七
 - 1、小傳 2、學說 3、教育說……………五九七

第十三節 其他の教育說……………六〇四

- 一 武士道學派の教育說……………六〇四
- 二 歴史學派の教育說……………六〇二
- 三 實學派の教育……………六〇二

第十四節 文藝から見た社會教育……………六〇六

- 一 文藝の興隆……………六〇六

- 二 前期の文藝と教育……………六二七
 - 1、和歌 2、俳諧 3、假名草子……………六二七
 - 4、琉璃……………六三〇
- 三 中期の文藝と教育……………六三〇
 - 1、和歌 2、俳諧 3、川柳 4、淨瑠璃 5、散文……………六三〇
- 四 後期の文藝と教育……………六三四

第十五節 洋學の移入と教育思潮……………六三七

- 一 洋學の移入……………六三七
- 二 吉宗と書の解禁……………六三八
- 三 蘭學と青木昆陽……………六三九
- 四 蘭學の流行……………六三九
- 五 對譯辭書の出版……………六三三
- 六 洋學所の設置……………六三三
- 七 其他の洋學……………六三三
- 八 教育思潮の對立……………六三四

第十六節 家庭と教育……………六三四

- 一 家庭生活の概況……………六三四
- 二 子供の教育法……………六三五

| | | | |
|-----------------------|-----------|-----------------|----|
| 三 公家の家庭教育…………… | 六六 | 三 報徳教の農民教育…………… | 六七 |
| 四 禁裏の御奨學と公家の智育…………… | 六七 | | |
| 五 公家の實踐教育…………… | 六八 | | |
| 六 武家の家庭教育…………… | 六九 | | |
| 1、將軍家に於ける家庭教育 | 七〇 | | |
| 2、藩侯の家庭教育 | 七一 | | |
| 3、武士の家庭教育 | 七二 | | |
| 4、庶民の家庭教育 | 七三 | | |
| 第十七節 女子教育…………… | 七三 | | |
| 一 女性の家庭的地位…………… | 七四 | | |
| 二 上流社會の女子教育…………… | 七五 | | |
| 三 下層階級に於ける智的陶冶…………… | 七六 | | |
| 四 實踐教育…………… | 七七 | | |
| 五 江戸時代の女子教育家…………… | 七八 | | |
| 第十八節 社會教育…………… | 七九 | | |
| 一 佛教の社會教化…………… | 八〇 | | |
| 1、佛教の不振 | 八一 | | |
| 2、僧侶の低下 | 八二 | | |
| 3、海の社會教化 | 八三 | | |
| 4、黄檗宗の傳來…………… | 八四 | | |
| 二 心學教の庶民教化…………… | 八五 | | |
| 1、心學教の意義 | 八六 | | |
| 2、石門心學教…………… | 八七 | | |
| 3、心學教の綱領 | 八八 | | |
| 4、社會教育の方法…………… | 八九 | | |

亞興皇民魂修鍊史 (現代篇)

第一章 序論

第一節 皇民修鍊史史觀の確立

一切の文化、一切の學問が、今や急速なる展開を要求せられてゐる。殊に歴史學に於いては、その要望が痛切を極めてゐる。今や歴史は、その本來の道に歸り、本來の面目を發揮しなければならぬ。然るに、歴史がその本來の道に歸り、本來の面目を發揮せんがためには、歴史家自身が、日本の使命、日本の理想を明確に認識し、體得しなければならぬ。

茲に日本の使命といひ、理想といふものについて、深くその意義を探り、精しくその事績を辿るならば、之を體得し之を遵奉して進むことが、如何に容易に非ざる問題であるかが考へられねばならぬ。しかも此の至重至深の意義を顧みることが誠に稀少とせらるゝは、遺憾の極みである。即ち、嚴かに仰ぎ謹みて思ふことなくして國體を説き、大義を叫ぶときには、國史の淺薄なる美化主義と

なり、歴史を破壊的考察に従ふときには、苛酷なる摘發主義に墮し、何れも偏頗にして中正を失し、日本の歴史の眞實は現れては來ない。我々は小心翼翼、自戒自警して、正しく日本の歴史を明かにし、これに依つて國史研究の當來の行くべき通を知ると共に、これを大東亞に宣布すべきである。

即ち國史は大局の上に立ち、國體の大義に據り、皇國の理想に照らして、雄渾なる反省を必要とする。決して些々たる末節に虜はれ、徒らなる論難攻撃を事とすべきではないと同時に、また因襲に従ひ、淺薄なる美化主義に盲従すべきでもない。

即ち我等は、おほらかにして大膽に、皇國日本の歴史の眞實の姿を明かにしなければならぬ。そこには何の作爲もなく、欺瞞もあるべきではない。その作爲なく欺瞞なき眞實の姿こそは、直ちに大東亞の光となつて輝き、人々に理想を與へ光明を授けるであらう。

換言すれば、日本の歴史は、それを以て、大東亞の指導力とせんがために、ことさらなる作爲を必要とする程、薄弱無意味なるものでは決してなく、深き反省によつて、その眞實の姿を見つめ、その深遠なる意味を考ふるべき、直ちに現實の重大なる問題を解決する威力を有するものである。

以上は文學博士、平泉澄教授の所説であつて、吾人の虚心坦懷之を受容する所のものである。

今や一世を擧げて、皇國民の自覺に徹底し、その皇民魂を鍛冶鍊成し、以て皇道に基いて臣道を實踐し、その職域に於ける奉公の完遂に邁進すべきの秋、恩を國史に潜め、皇國民の日本魂鍊成の成績を精深に察知するを要するや、眞に切々を極めてゐる。

凡そ國體の本義に徹し皇道に立脚し、臣民の道を行じて日本精神の發揚に力めんとするならば、皇民魂の修鍊に就いて、既往各時代に於ける事績を顧慮省察し、その現在に於ける當爲の姿を認め、その當來に於ける

る道を識るべきを要する。

乃ち日本の史觀を確立し、皇道に即應して離背することなく、皇民の心魂修鍊の蹟を視るべきである。

凡そ日本の教育の第一義は、忠良なる皇臣民の育成指導に在りとせらるゝ今日、過去に於ける日本の教育の沿革を辿つて、その内奥に沈在潜行せられたる皇民魂修鍊の實相を把握し、皇道の發展に伴ひ、臣道の向上に従ひ、國體思想の更張に應じて、年所を經時代を重ねて、幾多の紆餘曲折を過ぎ、盤根錯節を開いて今日の皇國的教學の確立となり、一億國民の皇民鍊成、日本魂修鍊の大方針が樹立せらるゝに至つたことを顧みる時、吾人は先づ古きを温ねて新しきを知らんがために、先づ日本魂修鍊の教育史的考察を以て、その第一段とすべきを確信する。

第二節 皇民鍊成と國體觀

本邦に於ける國體思想沿革史上の一大轉起たる建武中興に就いて、史蹟によつて之を審に察し奉るに、建武中興の失敗の原因に關しては、種々の異説も擧げられて區々たるものがあるが、結局は、當時の國民の間に國體思想が明瞭でなかつたこと、及び、天皇の御親政に對する確乎たる自覺が缺如してゐたことに歸せられるであらう。そこに北畠親房卿の「神皇正統記」が著はされ、作者不明ながら「太平記」が書かれたのである。

後世に至つて高山彦九郎は、これを讀んで始めて國體護持の信念を固め、徳川光圀はこれを讀んで「大日本史」編纂の大事業に著手するの動機とし、頼山陽はこれによつてその史觀を確立して「日外史」の筆を

執つたのであつた。太平記の持つ教育的性格は、言ふまでもなく、太平記が日本國民としての大義名分を明かにしてゐる點にある。

太平記は建武中興の史實を描いたものであつて、それは吉野の悲歌であり、正成の孤忠である。南風競はず、然も正成の孤忠は、一族の肝腦地に塗るゝも、一代にして成らず。讀む者をして悉く、國體の危期に悲憤の熱涙を飲ましめ、正成と共に七生して國體護持の決意を固めしめずには措かない。即ち太平記の特徴は、單に正成を通して、臣子としての大義名分を明かにしたのみではなく、その大義に逆き、名分に反する敵を描き、それに對する烈々たる敵愾心を昂揚せしめた點にあると考へられる。

凡そ國民をして共通の目的に團結せしめ、その精神を昂揚せしめんがためには、先づ第一に共通の敵を與へることが必要である。彼のヒットラーが僅々數年の間にドイツ復興を成就したその原動力は、實に青少年國民の教育に在るといはれるが、ヒットラー・ユーゲントの教育は一面徹底した軍事訓練であると同時に、他面に於いては英佛を敵とする思ひ切つた敵愾心の教育に他ならない。

また我が邦の暮末に於ける尊皇運動が、常に攘夷運動と表裏一體となつて展開せられてゐたことに於いても明かなやうに、特に萬世不易の國體に據つて立つ我國に在つては、國體に反し國體の尊嚴を侵す者に對する、徹底的な敵愾心を附與することなくしては、國體觀念そのものの確立すら覺束ない、ハいはれるのである。

今や日本の自覺によつて、皇道に則り、皇國發展翼賛のために、皇民鍊成の盛んに行はるゝに至つたことは、誠に邦家のために大慶に堪へない所である。

敵國英米は正に、皇國の宿敵にして俱に天を蔽く可からず。願はくは、盡忠至誠以て國敵の擊滅を完遂せ

んことを、熱願して止まなふ。

第三節 大東亞戰爭と皇民鍊成刷新

戰爭といふ國家危急存亡の大事の前に、その國民の教育制度は、その他の凡ゆる社會機構と共に、臨戰體制へ切替へられるのは當然の事でないならぬ。併し乍ら特に教育は、その必要なる臨戰措置と共に戰爭に伴ふ新たな建設に當るべき人材を養成することに於いて、また社會の凡ゆる機構文化の本源ともいふべき學問研究の基本工作たることの意味に於いて、所謂臨戰體制の考へ方が、他の面に於ける諸問題に比して、全く異なるべきである。

顧みれば昭和六年勃發の滿洲事變以來、我國内外諸情勢は一轉換し、次いで滿洲國建設は我國をして國際的孤立に陥らしめ、その結果必然的に國民をして國體への嚴肅なる反省へと導いた。これに伴うて我國の教育が内容的に一轉變したのも自然の歸數といふべきである。

即ち従來は漠然たる國民教育といふ立場から、「皇國民の鍊成」といふ教育の中心點を定め、これを下級學校より上級學校に及ぼして總てを一貫するに至つた。

このことは従來の如く、教育學說から割出された國家教育が、國家の求むる所に基き、この教育に置き換へられたことを意味する。最近に於ける、師範教育の向上的改革、諸學校の修業年限短縮等の如きは、國家の要求の一端の顯はれである。

第一次世界大戰當時に於いて、ドイツや、英國の中等學校、大學等の學生、生徒が、虛弱者を殘して殆ん

ど全部が應召し、ために教育を停止するに至つた學校、講座等の續出した事實に顧みる時に、但だ戰時、戰後を通じて、大東亞共榮圈建設といふ絶大なる國家の使命に即應して、我諸學制の内容を検討する時、そこに幾多の難問題に逢著せざるを得ないのである。

抑々教育の革新は、國家諸機構の將來の展開、國力の伸張と脱み合せて、國民の配置を如何に適正なゆしめるか、といふ根本の問題に就いて、その方針が立てられなければならない。既徑の如く、唯だ人の好むところに従つて、學校、學科の選定を自由ならしめ中には無定見、無方針に、唯だ體面上子弟をして高等の教育を受けしめるやうな者も多數であり、その結果、法律、經濟方面に、私立學校 簇出した如き現象は、速かに是正さるべきであつた。

このことは、國民文化の基本的水準たる國民學校を別にして、それ以上の全教育體制に適用された。従つてまた英才に對しては國家の力を以てこれを育成に協力し、鈍才に對しては、縱令その父兄に幾何の資力ありとするも、國家としてはその教育程度、及び種類を限定せしめるを要するであらう。

次に中等、並びに高等教育機關の修業年限の短縮の問題は、實は學制革新の端緒をなすものであつて、問題の中心は如何にして年限短縮によりて生ずることあるべき、文化水準の低下を防止すべきかに在る。人若し年限短縮の結果、學校内容に訂正を加ふるに於いては、何等遺憾、體質等の、從來の進度に變化を生ぜしめないといふ者あらば、それは過去七十年に互る直劍なりし我國教育家を侮辱するものといひ得る。

併し乍ら、こゝに考へなければならぬことは、教育は全體の一員としての個性の完成を目的とするものであつて、效果的には國體の上に顯はるゝにしても、基本的には個々の個人が完全でない限り、一國の文化力は他國に並行し、或ひはこれを凌駕することはできないのである。

我國民の基本文化の水準は、義務教育年限の八年への延長、及び青年學校の義務制の確立により、歐米列強に對比して敢て劣るところなきまでに進まんとした。

さりながら、我國教育は、由來多人數學校、多人數學校といふ大なる弱點を持つてゐる。如何に教員が優秀熱心であつても、少數を取扱ふ方が、多數を取扱ふよりも効果的であるべきは、固より論を俟たざるどころであつて、殊に教育の如き人格對人格の作用に於いて、その然るところを見るのである。

惟ふに、人間一生に於いて體質的にも、徳性の上にも、最も動搖變化する時代、従つてまた教養指導の最も効果的なる年齢は、十七、八歳から二十歳前後である。更にこれを稍延長していふならば、大體十七、八歳から二十五歳までくらゐの期間は、その現に職務に従事するとせざるとに拘らず、等しく修養指導のために相當の努力が拂はれなければならない年齢層である。今や我國に於いては、中等、高等の各學校は、從來と比して、全然その面目を一新し、訓練、練成の下に、體位並びに徳性を、團體的運動を中心として、向上せしめることに大なる力が注がれてゐるのである。

この事實はまた産業界に於いて、一層顯著なるものがあり、その名付くところは、或ひは青年學校といひ、或ひは産業報國會といひ、各々異なるものがあるけれども、等しく産業體即ち教育體の本質を、加重しつゝある所以であつて、皇國産業の當に存るべき姿といはねばならない。併し乍ら、現在到達し得た段階は、大體國體訓練に依る徳性、並びに體位の向上である。

而して今後に向つて我國民の世界的指導者たらんとするがために、必須の條件はこれに加へて、個々人の智性の向上に關して、更に深く思ひを致さなければならぬ點にある。我々は、今にして孔夫子の「格物致知」を以て明徳を、天下に明かにする所以の基根と教へられたことに就いて、三省すべきである。

然らばその方策はこれを何處に求むるか。吾人は、組織的なる成人教育の制度を、速に實現せられんことを要望したい。

第四節 大東亞戰で皇民鍊成最高目標

今や、大東亞に關する限り戰爭の勝負は、既に決定してゐるのである。我々はこの血戰で獲に勝利を確保して、この地域に平和を永遠に確立する方途に努力しつゝある。しかし敵はなほ執拗な反攻を頻に企て、來る。この敵に對しては、たゞにその反攻に對して應戰するのみでなく、内に守成を急ぐと共に、外に大規模の征戰を行はねばならぬ。我々が積極的に行ふべきことは、主としてこの二點に有する。

敵としては、我國に對する態護はまた二つの方面があると思はれる。その一は武力を中心として、國家の總力を傾け注いで、頽勢を挽回しようといふことである。これには彼はその財力、生産力を頼りとして、量を以て我國を壓倒しようとすることに心を潜め、あらん限りの工夫をしてゐると考へられる。

これに對して我國も亦た、之を壓倒擊破するやうに油断なく努力してゐる。

他の一は所謂思想戰である。これには亦た二つの方面がある。

一は敵の思想を混亂せしめ、その國民の意氣を沮喪せしめ、その國を内部よりして、その結束を破壊して之を敗らうとすることであり、他の一は、自國の結束を鞏固にし、敬愾心を高めて、益々戰鬥力を強めよう

とすることである。

この思想戰で勝つといふことは、武力戰を行ふよりも有利であり、且つ有效であるから、成るべく之を用ゐることが望ましいこととされてゐる。

この思想戰は武力戰に先だつて行はれ、また武力を以て勝ち難いことがわかつて來ると、その専ら憑む所は思想戰となるのである。今や米英は、既に多年の間、不當に占めてゐた東亞に於ける根據と資源とを全然失つてしまつたので、それらを取返さうとして、總力を擧げてあせつてゐるのであるが、その思ふ通りにならないのは事實である。

そこで彼等が、頻りに思想戰を出てゐるのは、分りきつたことである。彼等は思想戰のやり方に於いては、我々よりは遙かに巧妙であるといふ。彼等の思想戰は、敬を欺き陥れることを主眼としてゐるやうである。「君子は欺くべし、陥るべからず」といふことがある。君子國たる日本は外國人に欺かれたことは事實である。併し乍らたとひ陥られようとも、彼等の自由になつたことはない。

斯くして今日とても既に或ひは欺かれてゐることがあるかも知れない。若し欺かれてゐるならば既にその點に於いては、思想戰上の負である。けれども一旦は欺かれても、陥れられて敗れるやうのことは決してない。

思想戰には露骨なものもあるが、元來思想戰といふものは隱密に行はれるのが原則で、味方のものさへ欺くといふ程でなければならぬといふ。米英が、我國に向つて打つ、思想戰の奥の手は、それが米英の思想戰の影響だと感づかれるやうなことは、恐らくはしないであらう。

かやうに顧みると、我々が、一所懸命になつてゐることのうちに、或は彼等の手に陥つてゐるやうなこと

が無い、といふことを、今直ちに深く反省してみることが必要であらう。

それで、第一に思ふことは、現に上下一般に用ゐてゐる決戦といふことばは、一體何の意味であらうか。これは恐らくは米英の用ゐてゐる語であらう。

我國に於いては、大東亞共榮圏は、全部我が 天皇の大御恵に浴してゐる。この大東亞に於いて、どこに我國が決戦しなければならぬものがあるか。我國がこれ以上に決戦しなければならぬのは、米英をして降服せしめる決定的の大戦争であらう。それ以外の戦闘は、如何に烈しくとも決戦といふべきものではない。

然るに、今やこの段階に於いて、決戦などといふのは米英の思想ではなからうか。

米英人が、自國民に對してかづけようとしてゐる宣傳をばそのまゝ信じ、これを我邦人が、我國内にその通りに宣傳してゐるといふことがないでもないやうに思はれる。若しかやうのことがあるならば、米英人としては一石二鳥の宣傳効果があつたといふことになるであらう。

一般にいふと、我國には米英崇拜の風が甚だ濃厚であつたから、今や米英を敵國としても、まだまだ先方の優れてゐることを思ふないとしても思ふ、といふ弊が、拂ひ拭ひ切れない點がないともいはれない。この點は國民は互に、極端だと思はれるほどに之を除き去らねばならない。

特に現今、我々の考ふべきことは、戦が前線に於いて一分の隙も見せられない列しだといふことは十分知りつゝも、實地の體驗を持たない銃後の我々は、とかく心の緩みと共に各々の我執が芽を出し易い。引いて疾しい事がないにしても、それらの意見が相對立して、一致協力することができなくなる。

それ故に苟にも、この戦時に乗じてかねての宿望を實現しようなどといふ考へを起すものがあるならば、それは敵の間諜にも等しい行爲であつて、この軍國に於いて一步も假借せらるべきことではない。

この頃、我國民の態度は、一般に消極的の傾があるやうである。敵を屈服せしめぬ限り、戦はるぞまだどこまでも続けねばならない。これには思想戦も、積極、進取、大膽に進められねばならない。

我國の思想は詐術を要しない。我國の正義を、有りのまゝ敵米英に知らしめることが、第一の思想戦であらねばならない。

二

思想問題、思想戦といへば、最も大切な點は、吾々の人としての考への根本が何であるか、世界観、乃至信念が、如何に定まつてゐるかの根本的な所に在る。即ち我國の教へや、學問の根本が、分明にせられることが思想問題解決の根本的なものである。

今一般にいへば、個人主義は、いふまでもなく近世西洋思想、米英思想の基本である。それは個人が、自己を本とし自己の理知を以て造つてゐる世界である。此の個人主義が二つの思想を生んだ。一つは自由主義であり、他は共產主義である。自由主義は、個人主義の、人、人の知識、道德等の方面への發展であり、共產主義は、物質、自然に造り出す世界への發展であると考へられてゐる。しかしこの二つのものは、全く相反するが如くにして、實は同根であり、飽くまで理知のみを本とし、終局に於いて、自己の利益を本とするのである。この二つのものは切つても切れぬ因縁を持ちながら、常に相刻の運命に立つ因果な宿命の下にある。

個人主義に就いて、最も大切な點は、先づ個人が本位になつてゐること。そのために個人の利益、その慾望が最強の力を持つてゐることである。このことは今何人も理解してゐる。然し、更に大切な次の點は、個人が本位となつてゐるために、個人よりも大なるもの、より高いものへの敬虔心を缺如し、ためにその考へは常に個人の道具たる理知が中心となり、何事も理知が武器になつてゐる點である。もし、君、國、天、地、萬物等の、個人よりも更に高く大きいものが現はれて來るときには、個人の利益や、その理知は、最早中心ではあり得ない。當然それは高められて、人の誠、信等が中心となる。即ち必然にかゝる人間の持つ神聖なるものが、高く現はれて來るのである。

固より天地の中に生を受けてゐる人間のことであるから、如何に個人本位の人でも、神を考へたり、天地を考へたり、従つて現知以上のものあることを知つてゐる。しかしそれは個人主義の人には決して中心とはならない。またそれは個人主義の人には決して中心とはならない。またそれは個人主義の社會や、國家の中心となり得ない。即ち理知が常に全般的主宰者であつて、最後の決定力である。中世以降、宗教の桎梏、即ち信仰の重壓を打ち破つて、人間の理知の力によつて、近代社會乃至國家を建設したルネッサンス以來の西洋の歴史を考へれば、このことは極めて明かなことである。

我國は、この種の思想文化を久しく輸入して、その深刻な影響を受けた。従つてこれが、今なほ解決されぬ思想問題の中心のものである。

理知の力は大きい。近代の文化や、科學はその力に依る所が多である。そのために眞に理知といふもの正體を見極め、またその當の地位と價值とを明かにし、理知の本となる一層高きものを明かにし、現代文化の缺點の根本を衝くことは、今の人にとつては容易なことではない。しかしこのことが成されない限り、

思想問題は結局、末梢の所で右往左往してゐるのみであり、鉄と糊の仕事の範圍を出で得ない。個人主義の問題は即ち理知の問題である。即ち理知に最高の地位を許すの可否の問題である。個人主義はこの理知といふ特火點に守られてゐる。理知は固よりなくてはならない大切なものであるけれども、結局有爲なる一部將の器であつて、大將ではあり得ない。部將が大將の地位を犯すとき、そこに色々な不祥事が現れて來る。

この個人本位の理知の世界は、容易に抜け出すことの出來ない誘惑に満ちてゐるし、また割合に解り易い特長を持つてゐる。それは人間の弱點に媚び、また人の安易を好む心と人間の未熟とに附け込むのである。昔から智は諫めを拒むに足ると言つてある。

人は色々な理論を立てて知らず知らずにこの自分本位の立場を擁護しようとする。

近代西洋文化は、ただこの立場を精密周到に理論づけたのみであつて、それは昔から人間通有の缺陷である。然しかゝる立場に留まつてゐるといふことは、今は絶対に許されない。我が國體の本義から見ても、亦た生きた歴史の進行から見ても、許されないことである。世界の運命は、かゝる低い、誤の多い所を脱して、更に一段高く出でなければ、最早やその生成發展と、文化の眞の繁榮とを維持することが出來ない。

然らば何がその高い立場であるか、言ふまでもなく、小さな自分以上のもの、更に高い、大きいものを明かに知るといふことである。即ち世界は、君と、國と、家と、人と、物との一體一如である。

總てのものは、皆この唯一の世界の中から生れ出で、永久にその中に終始するのである。而して總て個人の生命も、知も、能も、悉くこの一體の中に、上、大君を中心とし奉つてゐるのである。大君は天地の初より、神と人と、國土萬物の無限の生成の實體的中心にまします。

即ち總ての本たる現人神にましますのである。即ち人も、物も、精神も、身體も、悉く、大君を本とし奉る。物質、その力、その作用も、大君に歸し奉り、人、その知、その能も、悉く、大君に歸し奉る。そこには寸毫も本來の自分、本來の自分の力といふものはない。しかして精神科學も、自然科學も、その本はこゝにある。

大君は、萬人、萬物、萬知、萬能の本源にまします。この大君を本として國も存し、家も立つ。また人も、物も生れる。家族の生成も、團欒も、大君の御盛徳に據り、社會の活動、國家の大業、悉く、大君の御稜威より出づる。大君を高き中心として奉る國家、家、人、物の一體一如の生成發展、これが個人主義を完全に捨て去り得た、高い、大きい世界そのものである。

この眞の世界と、その魂とは、決して理知を以てしては解らない。縱令、理知で説いて見ても、單なる外部からの皮相の説明に過ぎない。却つてそれは理知をして誤謬に陥らしめない働きをするもの、理知をして益々正しい強い力を發揮せしめるものである。この世界を體得し得るものは、たゞ誠と、信と、そこから生れる睿智のみである。理知はそのまゝでは、邪惡なものに使はれて邪知となり、利己の手先、小我の理論を構成する道具ともなる。まことに危険なものである。然し一度、この誠と、信との下に正される時、そこに驚くべく大きい力を示すものである。

こゝに最も注意しなければならないのは、國家といふことである。國家といふものは、個人主義の立場からも考へられ、理論づけられる。即ち自由主義にも、國家はその重要な要素である。否、國家によつて自由主義を實現してゐる。近來は共產主義も、決して國家を忘れない。國家をその理論の中に組織してゐる。また一般の利己的な人も、その利己を守るために、國家の蔭にかくれる。國家の名の下に、今日は實に種

種の立場や、思想が巢食つてゐる。固より國家のためといふことは尊いことであるが、それは我國の如き、「大君が神の大御業として經營し給ふ國家」の場合には、眞理であり、限りなく尊いのである。デモクラシーや、單なる思想的乃至民族的の統一體としての國家のため、といふ場合は、根本的に異なるものがある。單なる國家一般といふものほど、勝手な論議を弄し易い、恰好な対象はない。

この「大君の治しめす、大御業としての國家」と、單なる「國家一般」との混同乃至惡用こそは、今是非共解決排除しなければならぬ思想問題の樞軸である。學者の説く國家の説にも、この「大君の治しめす國家」を忘れてゐるものがある。また觀念的に「大君の治し召す國家」を「考へ」てゐるものもある。それは總て個人主義に屬する。而してこの人々は、根本を明かにする場合にも、決して理知を離れ、理知といふ武器を捨てることをなし得ない。従つてその學問は、決して誠あり、また信に達したものではない。それは單なる理論の組織に止まつて、奉仕の實踐がない。故に眞の責任もなく、また何等の徳もない。

抑々誠は、「軍人勅諭」に示し給うた最高のものである。徳は「教育ニ關スル勅語」の初めと、終りとに示し給うた至高のものである。今日の思想問題は、結局教育に於いて、理知と實行とを統一する徳といふものが高く唱へられ、學術に於いて理知の神髓となる誠といふものが、學理的にも確乎として樹立せられるとき、こゝに始めて我國教學の本義が明かにされ、思想問題の最高の解決がなされる。

教育も、學問も、今日の如く單なる理知の境に於いてのみ彷徨してゐることが多くては、個人主義はその蔭に隠れて、いつまでも潛行する。即ち一面に於いて共產主義の心配もやまないし、他方に於いて抽象的な思考を本とし、眞の忠誠に徹しない。奉仕の實行に缺けた國家論が人を惑はすのである。また國と、君との別も明かではないのにも拘らず、機關説の誤謬が闡明され得る道理もないし、抽象的な神、觀念的な神が否

定されないときに、明瞭に現人神を拜し奉り、よく皇祖皇宗をあがめ奉り、また我々の祖先を、有りのまゝに崇敬する我々の、生きた、正しい信仰も、變る道理がない。總てこれらは、現下の思想の深い昏迷である。

思想問題は、この大血戦で、正にその八合目の重大な所に來てゐる。惟ふに我國には本來根本的な意味に於いて、思想問題はないのである。それは國體が自ら最高不動の眞理であるからである。米英等の國家には、その根柢を揺がすやうな思想問題がある。然るに我國はまことに有難い、自ら永久不滅の國柄である。この國柄が徹すれば、確乎不動の思想、必勝の信念も自ら生れる。如何なる武器も、謀略も、到底及ばない力がこゝにある。無限の正しい學術文化の生成の源もこゝにある。然もこの國柄の下に、尙ほ今日の如き有様を見るのは、また特にこの大決戦下に於いて、心すべきことでなければならぬ。

第五節 鍊成の本義と皇國學徒

一、鍊成の本義

イ、鍊成の語の沿革

最近我國の教育界に於いて、鍊成といふ言葉が盛んに用ゐられて、教育といふ言葉にとつて代り、教育といふ言葉は殆んど抹殺されんかと危惧さるるほどである。この鍊成といふ言葉の發生も、これを民族意識との關聯に於いてでなくては考へられない。今や我國は、大東亞の盟主として十億の民族を引き具して、世界史を創造せずにはをられないほどの意氣に燃え立つ我民族意識は、國民學校令だけを見ても、鍊成といふ

言葉の外に、體鍊、藝能、算數、その他種々なる言葉を生み出してゐる。中に就いても鍊成といふ言葉が、現下の民族意識を最も端的に表はしてゐる。この民族意識が、國民の教育に反映して、逞ましい生命力の育成が必要とされるに至つた。それは、從來の教育が、一面には個人主義に依つて、他面には主知主義に依つて影響され、そのために國民の逞ましい生命力の育成は出来なかつた。斯くして教育方法の根本的革新が各方面から要望された。鍊成といふ教育原理は、正にこの要望に應へようとして現はれて來たのであつた。先づ教育審議會が、この言葉を取り上げて我國教育の制度、及び内容の全般的改革の中心原理の一つとした。

昭和十三年七月十五日附、青年學校義務制實施に關する同會の答申案によると、鍊成といふ語が始めて出てゐるし、またさうした教育法の提案されずにはをられぬ時代精神が、歴然と指摘される。

我が國內外ノ情勢ノ推移ト國運ノ發展トニ伴ヒ帝國ノ使命愈々重キヲ加フルノ秋青年教育ノ普及徹底ヲ圖リ國體ノ本義ニ基キ生徒ノ實生活ニ即シテ其ノ心身ヲ鍛鍊シ、國民精神ヲ振作シ體位ヲ向上シ産業ノ振興地方ノ開發ニ寄與スルト共ニ國防ノ根基ニ培フハ喫緊ノ要務ナリ(中略)政府ハ宜シク現下ノ時局ト青年學校教育ノ本旨トニ鑑ミ愈々重大ナルベキ今後ノ時局ヲ負擔スルニ足ル皇國青年ヲ鍊成スルノ決意ヲ以テ之ニ當リ云々

この答申案に次いで、昭和十三年十二月八日附國民學校・師範學校及び幼稚園に關する答申案には

克ク皇國ノ負擔ニ任ズベキ國民ノ基礎的鍊成ヲ全カラシムルコト

といふ一節がある。これらに基づき昭和十六年に出現した國民學校の教育に鍊成の語が持ち込まれ、國民學校令第一條に

國民學校ハ皇國ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ國民ノ基礎的鍊成ヲナスヲ以テソノ目的トス
といふに至つて、鍊成は、皇國の道と共に、國民學校の全教育を支配する第一原理になつた。この原理は、
忽ち幼稚園にも、中等學校にも導き込まれ、各種の専門學校、並びに大學にも導き込まれ、更に學校以外の
各種各様の教化運動にも導き込まれ、我國教育の全般を指導する普遍的な原理になつた。

□、鍊成の字義

然るにこの鍊成といふ原理が、如何なる意味を持つべきか、また必ずしも明瞭ではない。乃ち我々は、こ
の鍊成といふ言葉に、如何なる意味を賦與すべきであらうか。

字義上からこれを考察すると、鍊成の鍊は從來使用されてゐる鍛鍊とか、鍊磨とかの鍊と解して然るべき
である。鍊とは固と金屬を煎り治して精鍊すること、皇國總世書には、金百鍊而後精、人亦如此とある。
鍊成とは、恰も金屬を精鍊するに當つて、熔鑪で融かし、それを叩き、伸ばし、曲げ、再び火に入れて熱
し、何回となくこれを反復し、水に入れて冷し、以てもとの荒金とは見違へるやうに立派なものに鍛へ上げ
ることである。あの刀鍛冶が、日本刀を鍛へるのに、一貫二百匁の玉鋼を用ゐて、僅々二百匁未満の刀身を
鍛へ上げる過程を見ると、思ひ半ばと過ぎるであらう。

さて從來の教育が、著しく主知主義に偏し、従つて文字、言語、若くは概念の如きものに依つて行はれて
ゐたために、知識も、技能も、眞の生命を獲得せず、人格化されず、従つてまた人間そのものゝ形成に效果
がなかつた。そのことに對しこの反省乃至批判から、鍊成といふ原理が生み出された。

鍊成の成とは、育成の成であり、育成とは哺み育て、立派なものに仕上げて行くことであり、哺み育てる
とは、何よりも尤づ親心を以て事に當るといふことでなくてはならない。鍊成とは、逞しい有能な生命力の

育成であるとするれば、鍊成の對象となるものは生命そのものであり。それは意志と實行とを尊重するものと
せられる。

ハ、鍊成の本義

1、鍊成と全體觀

今は鍊成と言へば、我々の生命の中から單に意志のみを抽出し、而もそれを特に筋肉と結合して、謂はゞ
筋肉的・意志的の修練を企圖してゐる場合が少くない。これに對して我々は全體觀の立場に立つては、生命
を鍊成しなくてはならない。眞に逞しくて有能な生命力の育成は、狹隘な筋肉的・意志的の鍊成ではなく、
我々の生命の全體的基礎の上に立たなくてはならない。

鍊成が全體觀の立場に立つべきことは、心身一如、學行一體の原理からも明かである。我々の心身が一
如となり、學行が一鑿となつて、總てが身に附くのである。所謂修得は尙ほ十分ではなく、會得に至つて一
段と理解は深化されるが、更に體得に至つて始めて身に附く。體得とは體驗に依る理解であるが、體得はま
た味得である。體得して眞に血となり肉となり肉となるのを、しみじみと味ふことである。感得などもこれ
と一脈相通すると考へられる。しかも體得は意志的であり、味得、感得は感情的である。悟性や概念に依る
理解が身に附くには、意志に依り、感情にも依るを要する。全我的な全人的な理解である。斯くてこそ眞の
修練、眞の鍊成となる。全體觀の立場に立つ鍊成といふのはこれである。身に附く、胸に落ちる腑に落ちる
など、何れも眞の理解が身體的なることを意味する。斯くて鍊成は心身一如、學行一體の境地を語るものと
言ひ得る。

2、鍊成と内在觀

錬成は全體觀の立場に立つだけではなく、内在觀の立場に立たなくてはならない。錬成には内在型と超越型との一種が考へられる。内在型とは現實的な個々の特殊の生活形式に即した錬成である。我國で古來傳へた士農工商の如きが生活形式であるが、かうした生活形式に即した錬成が内在型の錬成である。この立場に立つ生命力の錬成は、終始一貫生活そのもの、中で企圖されるから、日常性的性格をその特色とする。然るに超越型の錬成となると、修驗道修行者や、行者、神官、禪僧が神佛に祈つて行する如く、日常生活から遊離した非現實的な諸種の方法を試みようとする。それ等が國民の教育方法として妥當するがためには、例へば禪なり、坐禪なりが、我々の濁々の特殊の日常生活に轉移しなくてはならない。なるほど瞑や、坐禪はそれ自身我々の精神に感激も興へれば、また我々を無念無想にもするであらう。併し乍らさうした感激や無念無想が、果して我々の日常生活に轉移し得るであらうか。行住坐臥是皆禪といつたり、安禪何用山水といつたりするのは、所謂雲水の修行僧達の僧堂に於ける修業がなか／＼日常生活に轉移しないためではあるまいか。結局形式陶冶は、個々の特殊の生活現實に即した内在型のものでなくてはならないと考へられる。

古代印度に行はれた靈肉二元論に依ると、我々は、心を味ます肉體の力を殺ぐために、禁欲抖擻して生天の果報を求めねばならないとされ、當時の諸外道の間には盛んに苦行が行はれた。その頃佛陀も、亦たこのやうな超越型の修行を試みたが、その意味なきことを具さに體驗して、「苦行は聖道に非ず、たとひ生天の果報を受けたとしても、遂に輪廻は免れじ」と訓へられた。

我々は、錬成が飽くまでも我々の手近かな日常生活そのものに於いて、企圖せらるべきである。この意味に於いて、我國の軍隊教育に於ける錬成は、正に錬成の正道を行くものとして、最も教訓に富むもの、一つである。その錬成が最も典型的なものであり、超越型ではなくて、飽くまでも内在型であるのは、軍隊教育

の一切が、戦闘といふ軍隊に固有獨自な内容に即して行はれてゐることからも、明々白々地の事である。

以上の如く内在觀の立場に立つと、學校は直ちに道場の性格を有し、教科に依る教育は總て行的意義を擔ひ、直ちに學徒の生命力を育成する錬成となる。則ち國民學校令第一條には、國民學校の教育は基礎的錬成を目的としなくてはならないと規程されてゐる。

3、内的錬成

錬成の目的が、皇國の道を修練して、眞に身に具備させるところに在る。錬成は皇國の道に則りつゝも、單に道徳教育に盡くすることなくして、一層廣く教育の全分野を覆ふ普通^の意義を有しなくてはならない。これを分つて内的錬成と外的錬成の二とする。

内的錬成とは内的宇宙、内的生命對象としての錬成である。思ひを鍊る、思考を精にするといふことなどである。總ての教師、總ての科目は一々是行となり、生命そのもの、錬成となる。そこに學校、各教室そのものがそのまま道場ではなくてはならない。直心是道場とはこのことである。

ニ、錬成の自發性

錬成に就いて、更に重要な自發性の立場がある。逞しい生命力の育成が、教育される者の生命の内からの、自意自發に俟つべきである。禮記の學記篇に、

善^レ待^レ間^者、如^レ撞^レ鐘、叩^レ之^以、小^者則^レ小^鳴、叩^レ之^以、大^者則^レ大^鳴、待^ニ其^從容^ニ、然後^盡其^聲、不^レ善^レ答^問者、反^レ之^也。

とあり。論語の述而篇には、

子曰、不^レ憤、不^レ啓、不^レ悱、不^レ發、舉^ニ隅、不^レ以^レ三^隅、反^甲則^レ不^レ復^也。

とあり、また禪林實訓音義には、

啐啄如三鶏、抱卵、小鶏欲出、以嘴啐、母鶏憶出、以嘴嚙之、啐、作家機縁相投、而解、亦猶是矣。

鍊成が、若し自意自發に依る生命の修練を必要とするなら、單なる命令や、干涉に依る生命の機械化の慎しむべきは勿論、一般に教師の側から積極的に働きかけ、その爲に生徒を受動的の立場に置き、従つて生命を衰弱させて、學徒を無氣力なものにすることは、根本的に慎しまなくてはならない。眞に強い國民は自己の裡から信念に燃え、自己の裡から已むに已まれぬ偉力を發揮する。

ホ、禪と鍊成

さて禪は無明と業との密雲に包まれて、我々の裡に睡つてゐる般若を目覺ませる工夫であるといふ。無明と業とは知性に無條件に屈伏するところから起つて來る。知的作用は論理と言葉となつて現はれるから、禪は先づこの論理と言葉とを蔑視する。従つて自己そのものを表現しなければならぬ場合には無言の状態に在る。知識の價値は事物の眞髓が把握された後に始めてこれを知ることが出来る。これは禪が我々の超越的の智慧、即ち般若を目覺ませる場合に、認識の普通の道行を逆にした特別な方法で、我々の精神を鍛へるといふ意味である。

ヘ、日本鍊成の古法とその現代化

抑々歴史には逆戻りがあつてはならない。歴史にはたゞ止揚があるだけである。我々は昔の日本の鍊成の中に、永遠に價値あるものを見出して、それを現代に生かすべきである。

現代の日本には現代の日本として固有な歴史的必然性がある。我々は過去の日本の教育方法に、永遠なも

の、普通のものを見るが、それは現代の日本に特殊化されなくてはならない。それには工夫がある。

大體、日本の昔の教育法には、批判と基礎付けとが缺けてゐた。教があつて學がなく、體驗はあつても認識がなかつた所以である。これらの教乃至體驗の中から、生けるものと死せるものとを識別し、批判を加へ、自覺を深め、更にその據つて立つべき根據を明かにして、客觀的なものにするのでなくては、これを今日に行つて一國の教育の進歩を圖るに由もない。特に秘傳とか奥義とかいへる非科學的にして個人主義的、主觀主義的な教育法は、科學の力に依つて審判されなければならない。そこに西洋近代の學問的方法が導入さるべき必要がある。

また單に主觀的な體驗に終始するだけに止まり、その主觀的な體驗に批判を加へ、基礎付けして、客觀的な原理的なものを把握し、且つ發展せしめることが、殆んど試みられなかつた東洋的な、若しくは日本的な鍊成に對し、客觀的な根據を與へる上に於いて、洋教育史上に發展して來た鍊成の原理が、如何に彼等の得急とする理論的な探究に依つて、基礎付けられて發展して來てゐるかを、十分に顧ることを忘れてはならない。

二、皇國民の地位と皇國學徒の使命

イ、皇國民と皇運扶翼

凡そ日本人たることの自覺、皇國民たることの矜誇に於いて、その究極する處、「此の身既に國體」の一語に盡きる。我國體が、上郷一人の御働きと、下萬民の働きとが相合するところに宿るものであり、上御一人の御働きなる肇國宏遠、樹德深厚の如き御統治を承け奉り、下萬民の働きなる、克忠、克孝、億兆一心、世々濟美等の翼賛があり、一君萬民であり、君臣一體である。その君臣一體たるや、君と臣とが對等な立場

に於いて、安協し乍ら共に治める如き君民共治的な君臣一體ではなく、君を、上御一人と仰ぎ奉り、下萬民は大御心を奉體して、承諾必謹的に歸一し奉るところの君臣一體である。かゝる意味に於いて、我國體が君臣一體である以上は、我々も亦た、その職域奉公を通して、天壤無窮の皇運をし奉るものであり、また我が國體の形成に參與するものであり、こゝに此の身既に國體の自覺が生まれてくる。

「此の身既に國體」の自覺は、何よりも先づ、肇國宏遠、樹徳深厚にまします所の、上御一人の御統治を仰ぐことに、その源を發しなくてはならない。

天皇が、同時に大元帥であらせられ、國務と統帥とを總攬せさせ給ふ御統治であり、御詔勅に於いて拜せられるやうに、國民の生へべき道に就いても聖訓を垂れさせ給ふのである。かくて祭政一致、文武一體、萬教一源の御統治と呼ばれるのであるが、しかも權力を以て君臨し給はず、惟神の道に隨はせ給うて、偏に信と愛とを以て治し召されるのである。

「軍人勅諭」には、

朕は汝等軍人の大元帥なるぞされ、朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰ぎてぞ其親は特に深かるべき朕が國家を保護して上天の恵に應じ祖宗の恩に報いまわらす事を得るも得ざるも汝等軍人が其職を盡すと盡さざるとに由るそかし

と、親縁の情をこめて、軍人たる國民に御信頼遊ばされ、また「憲法發布勅語」には、

朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎勵シ相與ニ和協同シ益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ

とて、國民の翼賛に厚く御信倚あらせられてゐるのである。

上御一人が、下萬民を「寶の中の寶、大寶」として呼び掛け給ひ、下萬民がその光榮に感激しつゝ「御民吾」と應へ奉る。この呼應感激の境地に於いて、我々皇國民の生活態度が、深く大きく根を下ろしてゐる。

この「御民吾」が「此の身既に國體」の實を示すことは、國體の明徴に外ならないのであるが、それは日本精神の行者たることを意味する。日本精神は、君臣一體の我國に於いて既に實踐されて來た徳である。それと同時に、君臣一體の我國に於いて常に實踐せらるべき道である。前者に於ける意味により、日本精神は歴史的事實であり、後者に於ける意味により、日本精神は道義的規範である。その歴史的事實たる日本精神は、國史の成跡に於いて之を徴すべく、道義的規範としての日本精神は、皇祖皇宗の御詔勅に之を仰ぐべきである。特に、

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス

と仰せ給ひ、畏くも、

朕爾臣民ノ俱ニ眷々服膺シテ咸其ノ徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ
と宣はせ給うた「教育ニ關スル勅語」こそは、道義的規範としての日本精神、そのものでなければならぬ。而してこれに於いて御垂示あらせられた聖教は、皇運扶翼を外にしては忠良なる臣民の道なきことを定り給うたのである。乃ち日本臣民の道は、忠の道であり、忠は皇運扶翼に依つて實現せられ、皇運扶翼に據る以上、一旦緩急ある場合の義勇奉公に於いてのみならず、日夜その職域に於ける全生活を通しても亦たなされるべきものである。

第二章 皇民修鍊の行的理念

一、日本教育と世界教育

日本教育の本義に就いて述べようと思ふが、先づ日本の教育に就いてとか、イギリスの教育に就いてとかといふことは、それは或一國の教育の實際に就いての研究であつて、教育一般に關する問題ではなく、寧ろその中の特殊な問題についての研究である、といふ風に考へられることもあるのである。今日日本教育といふも、それは日本といふ特定の國の教育に關するものではあるが、しかし教育一般の原理が適用される特殊な事例を擧げる意味ではない。この研究の外に教育の一般原理があるのでもない。つまり日本教育の本義を研究することによつて、その具體的な事實から、それを一貫してゐる理論までも比論しようとするのである。その教育理論は、日本皇國の教育といふ具體的な地盤の上に立てる理論である。後述する如く、理論は實

證を持たざれば學問としての根據を失ふことになるのである。従つて、日本皇國の教育といふ實證に立脚して教育の理論を組織することは、寧ろ教育學を組織する基本的な態度であるともいひ得ると思ふのである。何故ならば、具體的な人間は國家を離れて存在せず、従つて教育とは國民の教育であつて、世界各國に行はれて居る現實の教育は悉く國民教育ならざるものはない。乃ち現代の教育を論ずるに當つて、いつでも豫定され、また前提となつて居るものは國民の間に行はれてゐる教育にほかならないのである。

各國の教育學者等が、その具體的な教育事實に立脚して學問を構成する場合には、日本の教育とか、アメリカの教育とかといふ形容句の部分を任意に削除して、單に教育學として論じて居るのである。然るにその内容となり基礎となつて居るものは、それぞれの特定の國に於ける教育の事實である。即ち事實を離れては學問は成立しない。従つてその理論は正に世界一般のものではなくして、その特定せられたる國の教育理論たるを免れないのである。以上の事柄をよく辨へて居らないならば、いつしか恰もドイツ人の教育學が日本の教育の理論でもあるかの如くに考へたり、フランス人の教育學が我が國の教育の理論的基礎づけになるかの如くに考へられてくるのであるが、これこそ大なる誤謬であらねばならない。或ひは社會科學と呼ばれ、或ひは精神科學と稱へられるが如き學問は、學問それ自體に人間の自主性を伴ふものである限り、それ等の人々の屬する國民的生活の事實が反映するものである。此の如き學問にして始めて國民文化としてその價値を有するのみならず、それが國民的眞實性を有する限り、世界性を持つものであるともいひ得るのであつて、却つて、國民的に眞實性を有せざる一般的な學問は、それが外國的ではあつても決して世界性を有するものではないのである。さて外國的であるといふことは外國人にも共通なもの、従つて、稀薄な抽象的なものであることを意味するものであるが、世界的價値を有するといふことは、此の如き乾燥した眞理の意味ではな

いのである。具體的な國家の上に、またその國民の上に、生き生きとして生成し發展して不滅なるものであつて、萬國の人々をして心服せしむるに足るもの、との意義である。特殊を含まざる普遍は具體的な人間から遊離した概念にとどまつて、眞の意味の教育を指導することの不能なる、換言すれば、生成と行爲とに關係なき第三者として、觀念の理論に過ぎないのである。

この意味に於て、日本人たる吾人の教育學は、日本教育の本義を眞實に把握することによつて、學としてもその意義を見出し得るものであると信じて疑はないのである、さうした立場から見ると、**「日本教育の本義」**の問題は、正に教育學の根本問題としての意義を持つものである、と見るべきである。

二、日本文化と外國文化との比較

文化の意義は詮索論議を暫く置いて、普通に謂ふ文化といふものは、自然に對して人間が理想實現のために、作用し合流して行く努力の具體的所産を文化財と呼ばれてゐて、その努力の過程は文化活動であると解されてゐる。こゝに比較特質に就いて考察を試みんとするは、主として文化財に就いてであり、随時にその努力過程の文化活動に言及するであらう。

具體的の人間は何れかの土地に、社會、國家の生活をなし、その風土、氣候に即し、その社會、國家、民族の傳統によつて生活理想が定まり、實在的客觀としての文化（宗教、法律、自律道德、科學、文藝、藝術、風俗、習慣、言語等）を有せざるものはない。この立場から嚴密にいふと、世界人類のあらゆる文化は互に相異する特質を有すべきであつて、共通的、普遍的、抽象的のものはまさに生命を盛られてゐないし、これこそ眞の意味に於いて具體人間の脈々たる生命に觸れたる文化内容である。

次にその特質が発生するには、人間の世界觀、人生觀といふものに基礎を置くと考へられる（世界觀、人生觀といふも、悉くの人が、今日學者連中によつて論議せらるゝ如きものを有するといふのは異なる種類のものであつて、寧ろその多くの社會人は、*不識の識とでもいほうか、不識の内に承認し、要請せられて居る底のもので十分である）。曩きに文部省督學官、教學局指導部長、近藤壽治氏が、嘗てこれに關して力説せられたるところを要約すれば、

「今日程人間が學問に對して信頼せざる時は少い。その原因は那邊に在るか？ 學問と社會、教育と社會、それらの咀嚼撞著するところありて、その主張するところ、論述するところに自信力、迫力の乏しきに因るのである。輒近左翼思想及び實行運動が盛になり、被檢學者に就いて縱令破邪顯正の説諭をするとしてもそれは全然無氣力である。或はこれ等の被檢學者を調べる事に關係した判檢事の人人から聞くところによるも、應答の逃避的なのは教育者に尤も多い。何事にも黑白の區別を判明に斷言するを得ず、研究中だの調査中だの、或ひは考へてみます、といった如く姑息因循を以て終始してゐるのである。これは日本人の日本人たるべきものを眞に把握し居らず、半信半疑を以て事に處してゐるからである。

之を要するに、近藤督學官は「眞の存在の仕方を覺らないからだ」といつてゐる。ヘーゲル曰く「若い理想に燃えて努力する頃は全體性から離れない」と。謂はゞ、爲すこと、言ふことに悉く全生命が繋がつてゐるのである。*ウェルド・ショウ曰く「世界觀は一切の根柢であり、信念といひ得べきものであつてそれは先驗的である」と。信念は行動以前であるといはるゝけれど、一切の行動はこれなくしては成り立たない。この先驗、この要請の自覺實踐によりてのみ、凡て具體的、全體的文化の意義をなすのである。マクスウェ

「パー曰く、『世界観といふ如きは傳統、風習、民族的運命によつて決する』と。換言して曰く、『一切の人間の行動は歴史的、國民的である』といつて居る。これらの考へ方は彼等の從來のそれに對比して、一大轉向を示したものと云ふべきである。かやうに考へると、哲學は國民の信念を體系づけることである。従つて、ドイツにはドイツ、イギリスにはイギリス、アメリカにはアメリカといふ具合に、各々特色のある哲學が成立する譯である。論理も道徳もこれと同様である。即ちあらゆる文化内容は、その國民、民族の持つ、或ひは個人の持つところの要請たる世界観、人生觀を承認して、それらの特色がそれぞれ意味を持ちはつきりと了解されてくる。

日本文化と外國文化との特色が生じてくるのは、言ふまでもなく、日本皇國民の持つ要請、世界觀の具現せる文化と、外國人のそれぞれに於けるそれらとの對比の問題になつてくるのである。

日本人と外國人との要請世界觀、要請人生觀の差異は、根本的に對蹠的であるといはれるが、また斯やうに解釋せらるゝ理由があるのであるが、その由來するところは那邊にあるのであらうか？ 近藤督學官の説かるゝところに據ると、外國人は、支那人といはず、歐米人といはず、何れも個人的、主我的である。その文化は凡てにわたりて個人的、主我的、功利的そのものである。

ギリシヤは興隆して、當時新興の意氣鬱勃たるヘルシヤを撃破した時代に於いては、彼等民族は、傳統的に持てるヘルネスの誇を持つて生き、全體としてこれに歸入する世界觀、神聖なる我等の祖先に對して歸入するのであつた。併しながら、一度びその時代が過ぎて彼等が*人間個人の理性、智性に目醒め、生活の意義を全體としての國民意識に求めず、個人絶對最高の立場に沈潜したことによつて、マケドニアの侵入に堪へられず、つひに亡國の非命に沈論したのであつた。

而してローマの勃興したる時と雖も、また民族的、傳統的、風習的に、家族主義的、家長主義的全體主義に終始したものであるが、一度びギリシヤ文化を採り入れるに至つてよりは、ガウル人の侵入を防ぎ得ずして亡國の恨を歎くに至つたのである。

中世に至りては所謂、暗黒時代と稱せられて、宗教的人生觀、世界觀が全部を支配したるために最高絶對を神に求め、我等人間は罪の子であるとした。それがために所謂、個人的、主我的、理智的文化はその發達が停頓するに至つたのである。

然るに中歐人は、再び自然と環境とに恵まれざる餓鬼の如く、慾望に飢ゑ渴いた民族となつて、彼等はたゞ自己の存在を無上の喜びとし、自己を神に對して無價値としたことに就いて、極度の不満を感じたことは、彼等をして「ギリシヤに歸れ」と叫ばしめ、それはやがて文藝復興運動となり、更に進んでは遂に個人主義的世界觀、個人主義的人生觀が全歐米の天地を風靡しつくし、かくてこの趨勢は實に近代歐米文化の基底となつたのである。これを具體的に闡明するためにその文化内容を考察して行けば、自ら判然了解することができるのである。

イ、宗 教……

人間が宗教を有することは、アメリカのラッド教授の言の如く、「宗教的であるといふことが即ち人間的である證據にして、宗教的即人間的である」と謂はれ、人間は必ず宗教を有し宗教生活を營んで居る。歐米の國家、社會に於いて、廣く信ぜられつゝあるものはキリスト教である。彼等の宗教生活には福音を説き、救済がとなへられて居るし、また人類のために祈り個人のために禱るのであるが、しかし寡聞であるかも知

れないが、國家のため國民のために祈るといふことを聞かないのである。これをもつて彼等には國家、國民の意識が個人意識よりも稀薄であり微弱であることに因ると考へ得られないことはなからうと思はれる。教會堂宇に於ける壯嚴の森嚴さも、到底、我國に於ける神社寺院の比ではない。宗教的儀式も、牧師、傳道師の生活振りも、我々の神官神職や僧侶尼衆などに比してその精神的生活たる意味に於いて、格段の懸絶があるやうに感ぜられる。(但し舊教に於いては、堂宇寺院や宗儀宗式などに壯嚴さがあり、教職教役に在るもの、修道院等に在るものなどの生活には、宗教家生活らしきものを遺留して居るのはいふまでもない。また日本に於いても宗教家の生活が却つて常人に較べて劣るものがないとはいひ得ない)。吾人は宗教といふ如き文化面に立ちて社會にはたらく宗教家は、常人に比して、修養の點に於いて、單なる學問ではなく知識を有する意味に於いて、一段と異彩がありたいもの、即ち^{*}行がありたいものと切望する。殊にこの頃の如く、日本精神を説かれ、國民道德の特質が議論よりも實踐に在るといはれ、則ち一般に實踐を要求せられる時に於いては、なほさらのこと宗教家の宗教生活としての行の生活の存することは、宗教體驗に沈潜すること得ると信ずるからである。

註1、宗教とは何ぞ……一般に、人が超人間的な威力を認めて、之に對する畏怖及び信頼の情を感じ、また犠牲を捧げ祈願禮拜し、更に多くの場合祭祀儀式を行ひ、義務の念を以て服従奉仕の生活を營む時に、その關係を宗教といふ。これは一面には主觀的な心理的生活として他面には客觀的な社會的現象として現れる。従つて諸多の心理的社會的事實と密接に關聯し、それを眞の宗教たらしめる特質、若くは宗教の本質の何たるかを認識するのは容易でなく、古來の學者の見解も極めて多様である。何れにしても學的、乃至道德生活から、更にその他の生活形式から、區別された、特に^{*}宗教的生活を認め、之を學問的に觀

察研究する時に宗教學が成立し、而してその方法論に従つて考究されるにより宗教の本質が理解される。

(岩波哲學小辭典八二四頁)

註2、宗教とは、宗教的對象、即ち神なるものと人間との究竟的關係をさすのであつて、その宗教的對象には物的なるものもあるし、心的なるものもある。しかし何れにしても宗教的客體は、それに對する主體よりも強大であつて、従つてこゝに神祕的であると呼ばれる或ものが存して居るのである。此の如き宗教的客體と人間との交渉關係によつて生ずる吾人の精神状態は、他力的宗教に在りては之を信頼と呼び、自力的宗教に在りては之を正覺、若くは悟道と名づけるのである。しかしこれ等の宗教的意識は皆理論的、抽象的に獲得するのではなくして、實際的具體的の性質を有するものであるといふことに歸着するのである。

以上これを要するに、

客觀的定義……宗教とは神なるものと人との實際的究竟關係である。

主觀的定義……宗教とは絶對的自由、若くは絶對的憑依といふ實際的意識に由來する究竟證信である。

註3、哲學とは絶對と人間との理論的究竟關係である。

註4、道德は人と人の實際的關係である(加藤玄智「宗教の學術的研究」二九〇頁)。

註5、シュライエルマツヘル「宗教は絶對憑依の感情である」(他力)。

註6、ゲーテ「宗教は絶對的自由である」(自力)。

法律、道德、科學、文藝、風俗、習慣、言語に於いて、悉くこれ等を列擧することは到底許されないけれども、これ等の觀點から歐米の文物を觀る時に、我日本のそれ等とはその趣を異にすることは何人と雖も承

認せざるを得ないと信じる。次に歐米旅行者の感想を列挙し一斑をもつてその全豹を察すべきの料に供しよう。

ロ、親子の情……

日本高等農民學校長、加藤完治氏に據れば、デンマルクに於いて氏が宿泊した家は女主人であつて、子息に青年男子二人があつた。或日その女主人が心配さうに門口から出たり入つたりして居るのでその理由をきくと、子息二人がボートの遠漕に出たまゝ歸宅が非常に遅いといふ。加藤氏は親心に同情して種々と力をつけて激まし、且つ警察に捜索を依頼しては如何と注意をもした。それからしばらくして兎に角無事に子息二人は共に歸つて來たので事は済んだのであるが、加藤氏は日本人流の深切をもつて、その二青年に對し、外出不在中の母親のことを詳しく話して、親に心配をかけるのは不孝であると説諭したのであつた。青年等は一向に感心もせず次のやうに答へた。「我々はもはや一人前の人間である。何も心配してもらはなくてもよい。母は自分で勝手に心配してゐるだけだ」と。これは驚くべきことで、日本人と彼等との間には、考へ方の根本に嚴然たる差別を感じざるを得ないではないか。

また加藤氏が同國で模範的農事經營家を訪れて、日常の實際を見學した時のことであつた。それは嚴冬の候であつた。同家は堂々たる豪華なる邸宅であつて種々と施設も完備して立派な生活をしてゐた。主人の案内で段々と見學して地下室に行くと、一人の老人が隅の方で粗末な服装をして寒さに慄へてゐる。氏はその老人は何人であるかと尋ねると、主人は平然として「彼の男は私の父です。しかしこの邸宅一切の資産は私のものです父にはこゝに居る権利も何もないのです」と答へた。子たる主人は飽食暖衣して奢り、その實父

が寒衣粗服して幽居に慄へて居るを、たゞ権利の有無をもつて、放任して顧みないのには驚倒するを禁じ得なかつたといふことである。

某氏に據ると、或西洋人の娘が嫁いでから後、久しぶりに實家を訪れた時に、家族と食事を共にした。さてその食事の勘定を支拂ふ時に、父親は自分の分はこれだけ支拂ふ、お前の分はこれだけお支拂ひなさいと、親子別々に分割してそれぞれ支拂つたといふ。これが日本人ならば、父親が娘の分をも自分で支拂ふのが普通のことである。稀には娘が父親の支拂をも負擔することもあるが、それは決して不自然ではない。この邊の感じといふものは日本人には全く想像もつかないことである。親子の間柄が日本人流にいふと、水くさいとか、他人行儀とかの言葉で現される以上のものであつて、根本的に考へ方に懸隔があつて、それが如何に強く尋常茶飯の間にも滲透してゐるかを如實に顯示してゐるではないか。

また西洋の養老院の話であるが、西洋では一般に、老後の養老の準備として、恰も保険に加入するやうに、自分が元氣で活動できる時に、養老院に入院する権利を獲得して置いて、老衰して來ると自分でそこへ入院して老後の殘生を託して行くのが、普通のこととせられてゐて、決して子供の厄介にならないといはれる。子供に在つても、若し親が老後の生活に困るやうなことがあるならば、それは親が若き時に心掛が足りなかつたのであるとして、恬然何等關心を持つことがないといふのである。

勝部謙造博士に據ると、氏が某國に留學中のことであるが、祖國日本から土産物を用意して持參し、指導教授の子息にこれを贈與した。その子息等は大いに喜んで禮を述べた。然るにその親たる教授もその夫人も、風馬牛關せず焉の態度を持し、一言もその事に及ばなかつたといふ。苟も大學の教授及びその夫人の如き知識階級者にして此の如しである。自分は自分、子供は子供といふ極端な個人主義の現れと見るより他は

ない。いづれにしても日本人としてはまことに了解に苦しむところである。

以上の事實に就いて考へると、我々日本人であれば萬人が萬人例外なく爲すべきことが型で押した如くさまつてゐる。之をもつて此を觀れば、我々には何として斯かる不人情が能くなし得られることかと、全く不思議に堪へざることが平然と行はれてゐるのである。

ハ、言語、語法

言語に就いても、彼地の國語には敬語法が殆んど絶無といはれてゐる。然るに我々日本にはそれが有り過ぎるほど有るのである。凡も言語は思想の表現である。言語法の如何はこれが表現するところの思想の如何に直接關聯するのが常である。従つて彼國人は相互に敬意を表すことの極めて少きことを意味し、日本人は對者に敬意を表する心が深いことを物語つてゐる譯である。

例へば英語に就いていふならば、第一人稱代名詞の I は如何なる場合でも大文字で記されてゐる。これを話す場合には貴賤の別なく畫一不二、平等無差別に用ゐられてゐる。これに關して考へるに、由來英國人は自尊心の強きことをもつて誇りとする國民である。世界中に亘つて彼のジョンブルこそは、常に外國語を用ゐないものと、自ら定めて推し通してゐる。更に彼の國では、國家の主權者を現す場合にも大文字を用ゐるが、これは敬意を拂つてその存在を明にするの意味と思考されるが、これを以て第一人稱代名詞に大文字を用ゐるのと對照する時、主權者と國民萬民とを同格に扱つて、自尊自大の意を表してゐると解せざるを得ないではないか。

我々日本の國語學習の困難は、敬語の多數にして複雑なことも、その重要な一因に數へられてゐる。この敬

語こそはまことに微妙な感じを盛るものとして、大いに研究を要するところである。これを我々古典に就いて見るに、源氏物語の如きものも、その敬語に依りて、誰が誰に對してものをいつて居るのかは、一々明示しなくとも、その言葉使ひにより一目瞭然として毫も混亂することがない。今日に於いても、日常の對話は勿論のこと、殊に時論文などは、その用語、語法に就いて周到精密なる注意を必要とする。畢竟するに此の如き語法の相異は、彼我の思想の相異に基づける相互の文化の表現の差違であらねばならない。

ニ、國民、人民、臣民の語感と用例

臣民といふ語は、英語では *Subject* であつて、服従者を意味し、歐米の諸國では殆んどその用例がない。しかしながら言語も有るには有り、用ゐる場合も有るのかも知れないが、何を措いても彼等には、その語原的意味の服従者といふことが、既にこれを用ゐようとすることを消滅せしめてしまふのである。

然るに我々日本人の間には、何等の躊躇することもなく、寧ろ好んで進んで、君に對して臣と稱することの光榮に感激しつゝ用ゐる、といふ感じを冥々暗々のうちに萬人共有するのではないか。

人民は、英語では *People* であるが、歐米ではこの意味の語が最も普通に用ゐられてゐる。それは個人的、對等的の語感に満ちて居るからであらう。時によつてはこの語を以て國民といふ意味にまで轉用するとさへある。その語感が歐米人には適切に適合し、日本人には決して然らざる有様である。

その顯著なる實例は、嘗て不戰條約文の批准に際して、*in the names of people* の問題である。それほどにまで我國では、人民と翻譯せられるところの *People* といふ語は、日本人的感じを持つことができずに、極めて稀に法律的に權利の主體との平等關係に於いて、人格を意味する時に用ゐる位のものである。例

へば、巡査は「人民保護の任務を有す」といふが如きものである。それさへも晩近に至つては變化して、巡査は「民衆保護の任務を有す」と屢々いはれてゐる。

國民は nation であつて、彼我相共に用ゐるけれども、彼に於いては、果して我々が常用するほどに頻繁に使用されるか否か？ またその語感が如何様に彼我の心に響くか？ これらは今俄に敢て想像を逞しくするまでもなく、元來個人主義に立脚せる彼等と、國家主義に依存する日本人とは、全然對蹠的關係に相對立してゐるが故に、雲泥もたゞならざる逕庭有してゐるのである。

ホ、愛しむの語

凡そ人間に在りて親子の間ほど近密切實なものはない。その由縁は所謂切つても切れない深くして強きものがある。若し不幸にして親子の間に於いて死別の如きことを生じたる場合、子は親に對して眞實なる愛著を禁じ得ず、また親は子に對しては子にもまさつて更に強烈なる愛著を斷ち得ないのである。それらの相互の至情を現す言葉に「イトヲシ」といふのがある。この心持は、まことに純粹無雜、眞の純情そのものである。この心情が他に移入せらるゝによつて「ヲシ」「ヲシム」といふ用言が生じて來る。教育といふことはこの心情にその起原を發したんとは事實である。大和言葉では「ヲシ」は即ち「愛しむ」であるといはれる。西洋に於ける「ヲシム」に該當した原語には、此の如き用法の語はないといふ。西洋に於ける此の如き原語を強ひて索めるならば、「尊敬する」といふのがあるが、それを意味する「ヲシム」は多くは物資にのみ生じた言葉のやうである。我日本に於ける如くに始めに精神的の純美な感情を盛りこんだ語原が存してゐて、然る後に轉用せられて副次的に、物資的の意味にも用ゐられてゐるといふのは、まことに物の順と逆、正と潤との關係にあるといふべきである。

へ、オリンピック伯林大會に就きて見られた美談

國際オリンピックのベルリン大會に就きて現れたる日本國民の聲を聞け！ 而して幾多の日本國民の挿話を視よ！ それらは眞實に日本精神を語つてゐるではないか。

ベルリン大會のプログラムの進行に伴ひ、ドイツからのラジオの中繼放送を、夜半眠りを破つて傾聴して如何に熱中したか？ 此の如き日本人が如何に多數に上つたことか？ これは單にオリンピック乃至スポーツの趣味の強弱とか、出場選手と相識であるか否かとかいふ如き問題ではなく、不知不識の間に、これは實際相競ふ大會である、日本の名譽にかけて勝たせねばならぬといふ意氣込みがあつて、その成行きを呆然拱手傍觀して坐視するといふ氣持にはなれないのである。捨てゝは置けない氣持の作用である、と見るのが中らずといふも遠からずであらう。

外國人と雖も自國の選手の活躍や勝利を衷心喜ぶには相違ないが、我日本に於いて興味を度外視して、日本人悉くが氣に懸けて頭痛に病んだほどの熱意が、果してどの外國人にあつたであらうか？ 頗る疑はしいと思はれる。

これにつけても思ふのは、前回のオリンピックのロサンゼルス大會が催された頃のことである。アメリカ水上軍背泳の第一人者と稱せられたジョージ・コチャツクは遂に豫選大會に出場しなかつた。彼は貧しい學生であるため夏期休暇中に學費を稼がねばならなかつた故であると新聞紙上に報ぜられた。若し同様のことが日本に起つたとしたら如何であらうか？ 必ずや有志は選手を助けて後顧の憂なからしめて出場するを得

しめたであらう。またコチャック選手自身にしても、祖國の名譽を暗しての競技會に出場し得なかつたことを、痛惜浩歎する氣持となつたであらうか？ アメリカであつた故にこれらのことは起らなかつたといふことである。

ト、嘘 言

外國人は動もすれば「日本人は嘘をつく」といふ。これを彼我文化相の差違の上から考察してみよう。新渡戸稻造博士著、中等大日本修身卷一第五課「正直」に於いて「外國人はしばしば日本人をさして嘘をつくといふ。實に日本人は嘘をつくことが多く、しかも平氣で嘘をつくものが多い。ところが歐米はかういふことを強くとがめる。いつもは兄弟もかはらぬ親友の間柄でも（一度嘘をついたといふこと）で突然絶交をいひ渡される」と述べられてゐる。このやうな外國人に於ける日本人は嘘をつく國民であるとの印象を刻したる責の大半は、明治以來の貿易關係者に不信のことが多かつたことに在ると思はれる。眞の日本人ならば決して嘘をつかない。「武士に二言なし」ともいはれ、遠き昔には「淨き明き正しく直き心」を尊んで、これが日本人の本領だとされてゐた。固より心にもなき嘘をつくといふ批評は、日本人的な考へ方によれる謙遜の現し方によつては首肯できないではない。例へば贈答品に粗品と記す如きものである。これらは一概に不道德と批評せらるゝには當らない。日本に於ける道德の本質、永年に互る傳統、特殊な物の考へ方等について縦横に考察するならば、必ずしも罪惡視すること能はざる筋合である。

之を要するに、我日本は明治維新以來、只管歐米の追隨に熱狂し、一も二もなく心醉的態度を持すること久しかつたが、彼等歐米人は日本國力の發展充實の原因を、單なる歐米模依のみに求めるも得られず、遂に

日本的なるものゝ本質をその根底に探究しようとして來てゐる。然るに日本では最近に至るまで何等反省することなく、徒に歐米の先蹤を拜しその糟粕を嘗むることをし、自己特有の貴重なるものを等閑に附し去つてゐた。大東亞戰爭を以て劃期とし、漸く日本獨自の立場に復歸し、歐米化を捨て、何物をも日本化せしめようとするに至り、すべてに日本魂を打ちこむことゝ全力を傾注することゝなりつゝあるは、邦家のために同慶にたへないところである。

三、人と教育

人間が他の動物や植物と異つて、森羅萬象の中と就きその靈長として特殊な存在であることの、最も重大なる要件は如何といふに、教育作用を有用を有する、換言すれば、教育するものであるといひ得るのである。ドイツの哲學者カントが、その著「教育學」に於いて「人間は教育によつてのみ人間となり得るものである。而もその教育は人間によつてのみ行はれるのである」と述べて居る。まことに教育の眞實を唱破してゐる。教育は決して機械や道具のみで行はれるものではない。教育こそどこまでも人間によつて行はれるものであると信ずる。

畏くも 今上陛下が、昭和六年十月三十日東京高等師範學校創立六十周年記念式に臨幸の際に、「教育ノ任ニ在ル者ニ賜ハリタル勅語」にて、

健全ナル國民ノ養成ハ一ニ師表タルモノ、徳化ニ竣ツ事ニ從フモノ其レ奮勵努力セヨ
と仰せられてゐる。

設備や機械や道具が如何に完備しても、そのみをもつてして教育が行はれて十全を得るものではない。

教育は何としても人間によつてのみ行はれるものである。従つて師たる者の任務も亦た重且つ大なる哉である。

吉田松蔭も「妄りに人の師とすべからず。また妄りに人を師とすべからず。必ず眞に教ふべきことありて師となり、眞に學ぶべきことありて師とすべし」といつてゐる。

實に教育は、眞に教ふべきことを持つ教師と、眞に學ぶべきことを持つ生徒とが、共學互習によつて相生相長するのである。

四、教學の一元化

然らば、教ふべきことと學ぶべきこととは如何なるものであらうか？ これこそ實に教育の根本問題である。惟ふに、教ふべきことと學ぶべきこととは一脈一貫してゐなければ、師弟相生相長することは不可能である。これを端的にいふならば「人間となること」である。教師は生徒をして人間たらしめようとし、生徒は教師によつて人間たらしめるのである。故に教育は「人間が人間を人間たらしめること」である。

かくて教育は到底、人間と分離すべからざるものであり、従つて、教育の問題を研究する前提には、「人間とは何ぞや」といふことが中心問題とならねばならない。もし人間とは何ぞやといふ根本問題を十分に吟味せずして、直に教育を研究しようとするならば、たとひその主張が正當にしてその思索が精緻でありとするも、それは教育の本質を十分に把握せるものと、いひ得ないと思はれる。また此の如き研究は學問研究の上からするも、決して正しい方法ではないのである。

ドイツのマックス・シェーラーは「人間とは何ぞや。これは現代の最も重要なあらゆる科學の根本問題で

ある」といひ、また「今日ほど此の問題が重要性を認められてゐる時代はない」と述べてゐる。

既往を回想するに、教育に關する今日までの研究の方法が、動もすれば此の問題を閑却しがちであつたことは否定できない。

五、人の本質

人間とは何ぞやといふ問題は、凡ての學問を研究する者が無視することの出来ない根本問題であり、凡ての學問の研究に共通する重要問題である。

例へば、自然科學の研究に當つては、學問の對象となるものは自然現象であり、その自然現象を學問の對象としてゐるもの、その對象を取扱ふもの、換言すれば科學する者は誰であらうか？ それこそ他ならざる人間である。そして出来上つた科學といふものは人間の組織した自然科學である。これらの場合にも、常に人間は科學する主體として、力強く科學を行じてゐるのである。

取扱ふ對象が人間に對する客觀であるが故に、自然科學が純粹に客觀科學であるといはれるけれども、科學といふものは、實證といふ人間の行と、綜合分析といふ判斷推理の作用を離れては、成立する餘地はないのである。故にこの科學する人間が何であるかは、科學の根本性格に大なる關係を持つのである。しかしながら自然科學に於いては、一應は、究學する人間を主題とせず、科學される自然界や、科學した結果の學問に對して主題を置くのであるから、恰も人間の問題とは關係がなきが如き外觀を呈するが、それ故にとて、人間の問題が科學に絶體不要であるとの理由にはならないのである。

然るに、この科學する人間それ自關を育成することを、その任務としてゐる教育に於いては、寧ろ人間の

問題が主題となるべきである。科學を教授する場合には、科學の内容が何であるかを知らせることは必要である。しかし教育に於いては、科學する人間を造ることが更に重大なる任務となるのである。而して人間に關する考察は、たゞに教育の研究上に必要なるのみではなく、倫理・宗教・政治・經濟・藝術等の諸問題の研究上にも必要である。何故ならば、これ等の文化は悉く人間の生活のそれぞれの具體的表現であつて、人間に關係のない自然現象でもなければ、客觀的・偶然的な事象でもないためである。否、これこそ人間が眞に人間たらしめる人間生活の具現である故にある。文化が人間生活の具現であるとすれば、それはまた「人間とは何ぞや」といふ世界觀・人生觀によつて規制せられることも、自明の事實である。

乃ち、人生觀が相異つてゐる人々の間では、例へば、道德・政治・宗教・藝術等に對する見方が相異つてくるは自ら免るべからざるところである。プラトンは「國家篇」に於いて、「所變れば品變るといふが、人間の性質が違ふだけ、それだけ違つた政體がある。樅と岩とからできるものではなく、やはりその内に働いて居て、而も何でも彼でも自分の型に嵌めなければ治まらない人間の性質が、政體を作り上げるのである。従つて人間がさうであるやうに制度も違つてある筈だ」といつてゐる。

人間の見方の相異ることによつて、學問も教育も亦たそれぞれ異なる譯である。このやうにそれぞれ異るところが善でないとか、偽であるとかもしも考へるならば、それはその人々の人生觀が、世界主義であるか個人主義であるかによるのである。これ等の人々は、人間は世界に於いて、何人も同一無差別であり、眞理は一つのみであるといふ如き、豫定や假定から出發してゐるのである。その考へ方へ方が果して正しいか否かは、やはり「人間とは何ぞや」の根本問題に立ち歸つて、研究した上でなければ俄に決定はなし得ざるところである。

自然科学に於いて、人間を主題とせずに対象を主題とした如く、道德・政治・經濟・宗教・教育などの如き、社會科學とか人文科學とか呼ばれるものに於いても、過去に在りては、人間を主題とせずに対象によつて學問を構成するか、乃至はデカルトやライブニッツのやうに、人間の特色を「思惟すること」に求めて、思惟が一定の形式によつて行はれる萬人共通のものであるといふ點から出發して、眞理は萬人に妥當するものである。換言すれば、眞理は單數であつて一である、といふ結論を導出したのである。

けれども、その思考の由つて來る生成に關するもの、行爲に關する原理、存在に關する充足理由の原理は、決して萬人同一ではない。換言すれば、人生觀と世界觀とは歴史の異なるに從つてそれぞれ異なるのである。これを古來東西の歴史に徴しても、また現代各國の人々の生活の事實からみても、常に明白な事實であつて、如何なる行爲が善であるか、また、それは善なりと認める理由、即ち現實界の評価と解釋の如きに至つてはそれぞれ相異つてゐるのである。それは國民固有の人生觀・世界觀が根底に働いてゐるのによるのである。學徒なる以上は、先づこの具體的な事實を無視することはなし得るところではなからう。それを強ひて無視して來たものが、合理主義や觀念論の哲學者達である。

彼の經驗科學の鼻祖と稱せられるベーコンは、歴史や傳統や血縁を一切離脱するところに科學的研究は可能であるといひ、合理主義哲學の先驅者デカルトも、傳統や歴史を疑つて、これ等を悉く擲擲したる結果、「自ら思惟する自我」のみが眞實である、といふ點から出發したのであつた。

彼等の學問には、風土や血縁や歴史は無意義なものであるのみならず、寧ろ有害なものとさへ考へつられた。

此の如き主張は、西洋の學問に於いて久しき間に傳承せられた特色であり、それが一の傳統ともなつて居

るのである。
けれども、此の如き結論に到達するには、その前換として人間に關する考察を十分に進めることが緊要である。

英國の哲學者ヒュームは、「重要問題にして、その解決が人間學に包含せられてゐないものはない。また我々は人間學を知悉した後でなければ、何等の問題も確實に決定し得ないものである」といつて居る。我々としても斯の言葉は大いに味ふべきであると思ふ。

第三章 皇國民の意義

一、價 値 内 容

ヒュームの人間學の研究が、諸科學の研究上に、最も根底的なものであるとする意見は、我々に正しい指標を與へたものといふべきであるが、しかし古來人間學の研究に關しては種々の意見が相對立してゐて、決して統一されてはゐないのである。

ヒュームは、人間を生物學的に研究して「過去の人間の研究が詩的であり、宗教的であつたところに進歩の路を見ることができなかつた原因があつたが、これに對してロツク以來の英國哲學者の態度は、正に科學的、實證的であるところに特長がある」といつて居る。カントは「ヒュームの言葉によつて獨斷の夢を破られた」と稱し、正しき人間の見方へ哲學せんとした結果、批判哲學を大成したのである。惟ふに、ドイツの哲學者は、デカルト、スピノーザ以來、人間を思惟するものとして合理的であることが人間の特質であると主張してゐる。その結果、國家もなく、民族の限界もなく、また歴史もなく、唯一完全な自足せる純粹理性の法則に従ふ人間性を指摘するに至つたのである。

しかしながら、人間が思惟することは、人間が神によつて造られ神の屬性を有する故であつて、この思惟する力を神によつて與へられたものである。従つて神の力と律法とを讀すが如き思惟は罪惡なりとするセント・オーガスチンの如き人間の見方もあるのである。

我日本に於いては、伊藤仁齋は「人とは何ぞや。君臣なり、父子なり、夫婦なり、昆弟なり、朋友なり」といつて居る。それは人間は人倫なりと解してゐる。人倫道徳を離れては人間の人間たるころはないとしてゐる。杉浦重剛の倫理學にも「倫理學は人の禽獸と異なる所以の道を教ふる學なり。之を人間學と云ふも可なり」といふのも同じ意味であらう。

佛教では一切の生類を、地獄趣・餓鬼趣・畜生趣・修羅趣・人間趣・天上趣の六趣に分ち、迷の業因に應じた世界に趣き住むものであるが、その中にて人間界に住むものが即ち人間であつて、人間には人の仲間の義として居る。

舊約聖書の創世記に據ると、「神言ひたまひけるは、我儕に象りて我儕の像のごとくに人を造り、また之に海の魚と天空の鳥と家畜と全地と地に匍ふ所の諸の昆蟲を治めしめんと。神其像の如くに人を創造たまへり、即ち神の像の如くに之を創造、之を男と女に創造たまへり」とある。この考へ方はキリスト教に於いて人間の見方の根本となつてゐる。

此の如く人間の見方が種々と異なることは、やがて人間を教育する上に種々の差違を來すのである。則ち正しく教育の本義を把握せんがためには、正しき人間の理解に立脚せざるを得ないのである。そのためには、諸種の人間の見方に對してそれぞれの意義を吟味し検討するを要する。今便に人間學の類型を立て、研究に資してみよう。

- 一、宗教的生活
- 二、理性的生活
- 三、自然的生活

- 四、社會的生活
- 五、國家的生活

これらの類型の配列は、また大體、人間の見方の歴史的な發生の順序とも看故することができる。しかしながら、これらの人間の見方が、歴史的に變遷しつゝ常に或時代には或一つの見方のみが、獨占的に支配したといふのではなく、いつの時代にも多くの人間の見方が並立してゐるのであつて、その間に自ら優秀の地位を確保するものもあり、或民族にとつて獨得な地位を保有するものもあるのである。

二、宗教的生活

ハーバート・スペンサーは「教育學」の中に於いて、人間は生活上の實用から文化を發達せしむるものであると考へられるが、歴史に就いてこれを見るに右の正反對の關係にある。即ち文化は裝飾より出發してゐる、との意味を述べてゐる。その實例として、オリノコ・インディアン（インディアンの）の日常生活は素朴なものであるにも拘らず、彼等は全力を擧げて裝飾のために努力してゐることを説き、教育も亦た未發達の時代には裝飾のためのものであるとしてゐる。この言は我々に對して、文化史的な見方に大いなる示唆を與へるといひ得るであらう。しかし、未開人の裝飾は單に裝飾のための裝飾ではなく、却つて神のため、神を祭るための裝飾である場合が多いのである。故に文化は單に裝飾より出發して實用に向ふのではなく、宗教より出發するものであると解さるべき點が少くない。

我國は勿論、支那・印度・ギリシヤ・エジプト・ユダヤの諸國に於ける古代文化は、悉く神話を以て創始せられてゐる。此を以て元を觀るに、古代に於いては人間は神と共に在り、神によつて生み出され造り出さ

れたと信じてみたことを知るのである。今日と雖も野蠻人と稱せられる者の間にも、なほ何等かの神を有せざる者はないのである。

此の如く人間が神より生まれたと信じる者は、神と人間とを親子の關係に在りと見てゐる。従つて、神に仕へることは祖に仕へることであり、親の心を心として親子一體の生活を以て規範とする。されば教育すること、即ち人間が人間となることは、祖先の遺訓に遵ふことであるとする。

然るに神によつて造られたとする人間觀は、人間たることが苦であり罪であるとする。故に人間の行事としては贖罪や懺悔が最も重要であると見られて、教育も亦た悔過の行たるにとゞまつてゐる。普通には、人間が人間たることの苦を感じるところに宗教が発生すると考へられてゐる。神といひ佛といふものは、人間に對して苦を抜き樂を興へると考へられる。則ち宗教には必ず罪惡觀が伴ひ、罪業深い我々人間は常に懺悔しなければならぬと考へられる。此の如き見方は、人間が神によつて造られたとする人間觀に立脚してゐるのである。

これに對して、人間は神から生まれたものであるとする人間觀は、神と人とは親子の血と心との相續の上に立つと解される。故に懺悔や悔過を必要とするよりも、寧ろ常に親の教に隨順し歸依して親子一體たらんとするのである。前者を宗教とし Religion と稱せられ。後者は祖先崇拜とし 報本反始 と呼ばれるのである。宗教と報本反始とは、根本に於いて人間の見方の相違から生ずる様相の差異であつて、その作用する方向を異にしてゐる。而もその根柢に存する人間の見方の相違に歸すべきであらう。これを發生的に見るならば、神と人間とを親子の關係に在りとする見方が、根本ではなからうかと思はれる。

如何なる人間も親より生まれざる者はない。而して親をなつかしむこと、慕ふことは生類通有の至情であ

つて、特に思考した結果でもなければ實驗した結果に俟つものでもない。全く自然の道理であつて、佛語の法爾自然が意味してゐる通りである。所謂須臾も離るべからざるもの即ち道である。法爾道理である。その道を人間たるもの、教として、祖先を崇拜するところに、自然の情愛を止揚して人の道が顯現せられてくるのである。然るに、肉體を有し私情を備へる我々人間には、此の道に隨ひこの教を守ることが必ずしも容易なことではない。時には事志と相反する場合もないではない。更に人間たることの苦や生の悩みが生じてくる。そこに宗教的要求が発生してくるのである。その場合でも、神は常に父の姿に於いて敬慕されるのである。

逆説すれば此の如き宗教的要求は、親の愛や慈悲が抽象化せられて神として崇拜の対象とせられるともいひ得るであらう。しかし一旦抽象化せられたる親は既に何某の親ではない。それは血縁や民族を超越した存在であり、世界的性格を有するに至るのである。具體的な血縁や民族より超越したものは、直接的に各個人に於いて各個人の中にて、思慕せられ崇拜せられるものとなり、遂には神を崇拜し慕ふ心そのものが神となる。換言すれば、神は自己に於いて見出され、やがて自己は神なりといふ新宗教運動となるに至るのは、宗教史を繙讀することに常に散見するところである。

斯かる血縁や民族を超越する神や、自己の中に見出さるゝ神の崇拜と、具體的な國家生活とは果して矛盾なしに行はれるであらうか。西洋歴史を一讀するならば、終始この矛盾の相剋を以て反復してゐるのであつて、西洋中世期の教育の如きは、一に宗教學校に於いて行はれたのである。

我國に於いては、肇國以來敬神崇祖の風が終始一貫してきてゐる。それは國民生活と一致したものである。而して縱令佛敎が移入せられても、その佛敎はこの敬神崇祖の國風に醇化せられて來たのである。そこ

に宗教と敬神崇祖との合一が可能なることを事實の上に示されてゐて、寧ろ兩者の合一こそ最深い人間の見方に到達するのではなからうか。

要するに人間は自分獨りで生活をなし得るものではなく、必ず親子・兄弟・朋友が相共に在る。しかのみならず。凡そ人間の友たる人間は何等かの意味に於いて神と共に在るのである。故に人間を理解せんとせば、常に神と離るべからざるものとしての人間を考へねばならない。従つて、教育が宗教的情操の陶冶と離るべからざるは噓々を要しないのである。

乃ち我國に於いては、昭和十年十一月二十八日に「學校ニ於ケル宗教的情操ノ涵養ニ關スル件」が文部次官通牒を以て全國各學校に對して發せられたのであつた。

然るに人間は神でもなく佛でもなく正に人間である。人間は思考し、血縁を有し、慾望を有し、地上に生活してゐるのである。従つて、これ等の特殊性を有する人間に就いて、正しき理解を伴ふに非ずば、人間の學問としては不十分である。この現實の人間の把握が不十分なりし點が、西洋中世紀的教育が近世教育者によつて排斥されたる主なる點であつた。そこには即ち我々が他の人間學に向つて理解を進めて行かねばならない理由が存するのである。

三、理性的生活

人間は思惟するものである。この事が自然界に於ける他の一切のものと人間との相違するところであるとの考へ方は、ギリシヤ以來西洋の傳統となつてゐる。これによれば、人間は神をも思惟する。思惟すること、に於いて神と結び着くことができる。而もその思惟することは神の屬性であるが故に、その限りに於いて人

間は神と等しく、人間はその神を有し、神は人間の神であるといひ得る。更に進んで、人間は神であるともいひ得る。人間が神であるとか佛であるとかいふことは、人間が智慧を有し理性を有する故である。しかく見るによつて、理性的人間の見方は宗教的人間の見方の一變形であるともいひ得る。フアイエルバッハが、近世合理主義の哲學は神學の轉化である、と批評してゐる所以もそこにあると思はれる。

この理性的人間の立場から見ると、人間は理性的であるといふことが最尊いこととなる。人間を人間らしく造る教育の任務は、理性を發展せしむること、或ひは自然を理性化することとなるのである。然らば、教育は知育を中心とするものであり、知ること、傳達することであると考へられてくる。乃ち教育機關としての學校は、哲學學校、論理學校、文法學校の如き名稱を以て呼ばれ、哲學・論理學・文法等の思惟の修練場として考へられるに至つたのである。

然り、人間は思惟するものであり、そのことが他の動物に見るを得ざる特色である。然るに、思惟する方は必ずしも理性主義の人々の考へる如き方法のみによるのではない。理性主義の人々によれば、思惟することを人間たるもの、根本性格であるとする。しかしながら思惟するのは自己が思惟するのであるが故に、自己を萬物の尺度なりとするに至り、更に、眞理の基準を論理の形式に求め、眞理は萬人に妥當すると考へるに至るのである。論理の形式は萬人に同一であるといひ得ようが、その論理の眞理性を充足する原理は決して個人の思惟よりのみ生ずるものではない。それは人間の歴史・風俗・習慣等によることが少くない。即ち存在や行爲の原理は論理的思惟の所産ではないのである。

然るに合理主義の見方では、自己以外の存在を悉く自己に集約して居る結果、個人主義となり、歴史的な人間への途を閉鎖することとなる。同時に眞理性を國家や民族を超越した抽象的な理念に求めて、その具現

として文化を説くが故に、一種の文化主義ともなり世界主義ともなる。そこに理性的人間の見方が世界主義に墮するか、個人主義に閉されるかして、寧ろ具體的な國家生活なるものの、歴史の存在論的意義を見失ふの缺點を有するのである。

畢竟するに、理性的人間も人間の特長たる理性の一面を強調して、人間の研究に著しい進展を見せたことはまことに驚歎すべきものがあるにも拘らず、現代人の生活指導の原理としての力を失ひつゝあるのは、人間の他の重要な一面を脱逸してゐる故であらう。宗教的人間の見方は、それが世界主義に陥つたり、現實の地上生活から離れたところに、近世に於ける指導力を喪失した原因が認められたのであるが、觀念主義・合理主義・理想主義の一聯の思想體系が、同じやうに人間の具體的な生活を理解し指導することが不可能となりつゝあるのは、それが抽象的であつて人間生活から飛躍し遊離した故であらう。則ちこれ等の思想的背景の上に築かれた人間教育の理論や、人間學校の設備が、今や到るところで訂正を要求せられてゐるのはまことに當然のことである。

四、自然的生活

人間が自然物と同様であるとする見方は、ギリシヤ時代以來西洋に存続したのであるが、それが非常に發達して來たのは近世になつてからのことである。即ち自然科学が發達するに至つてよりそれに伴つて、自然的人間の見方が發達して來た。従つて、自然科学を有したる西洋人の人間の見方は、自然的人間の見方を有するを以てその特色とし、それは西洋獨特のものであるといひ得る。

今日でも西洋の學問及び文化の特徴は自然科学的である點にあると思はれる。近世の西洋人が自然科学を

發見したことは、永い人類の歴史から見ると誇るに足る功績であらう。この自然科学の威力によつて、僅々二億數千萬に過ぎざるヨーロッパ人が、十億に餘る東洋人をその支配下に置くことが出來たのである。則ち西洋人が彼等の生活秩序を自然科学的なものに求めるのも、まことに尤もなことであると思はれる。

ベーコンが新しい科學の方向を示してから、ベーコン派の教育が唱道せられるに至り、實學教育といふものが勃興して來た。これは人間を彼等の實際生活に役立つやうに教育して行くことを目的としてゐる。然らば實際生活とは如何なるものであるか。それには自然的人間の見方が背景をなしてゐる。即ち自然科学的に人間を見ると動物と異なるところがなく、種族の保存、慾望の満足、自己完成等に就きては、人間も他の動物も同じであるといふのである。人間は他の動物と同様に、自己保存や種族保存の衝動を有するが故に、實際生活とはこれ等を充足する生活の謂であると見るのである。

例へばフランスのド・ラ・メトリーはその著「人間機械論」に於いて、人間は自然物と同じであるとし、それは一種の機械であつて、機械の中にて最精巧に製作せられたる時計の如きものであるといひ、時計をよく直すことを知つてゐる優秀な技術者は時計屋であるが如く、人間を最もよく知つてゐる人間といふ時計を直すことのできるものは醫師である。(ド・ラ・メトリーは醫師であつた)教育といふからくりも醫師でなければなし得ないものであると述べ、人間といふ機械は巧妙にできてゐるが、時々制動の具合の不良なるものがあつて懶ける。世の中には人間は機械に非ずといふ人があるかも知れないが、しかし丁度時計に油が切れな時に油を差すと具合よく廻るやうに、人間もアルコールを差すとすぐ調子が善くなつてくる。人間と時計とは本質的に異つたものではないと論じてゐる。

それよりラマルクやダーウイン等の如き人々が更に科學的研究を進めて、ますます人間が動物と同じであ

ることを證明するに至り、この學説が全世界に普及せられたのである。ダーウインは「種の起源」を著し、生物の進化の立場から「人間の由来」を書いた。しかし流石のダーウインもその生存中にはこれを發表しなかつた。當時イギリスに於いてはキリスト教が盛んであつたから社會の反對を受けることを怖れたが故である。彼の死後に至つて始めてその弟子等が公刊したのである。彼の友人ハックスレーはこのダーウイン主義の鼓吹に努め、特に教育上に自然科學的教科を導入するに就いては、非常に功績があつたのである。ハーバート・スペンサーの如きも亦たこの主義に共鳴して、その立場から「教育學」を著した。

此の如く自然的人間の見方が次第に旺盛となり、その學説が體系づけられるに至ると、教育上に於いても自然主義教育説が盛大になつてきた。これは既にラトケやコムニス等によつて研究されてきたが、スペンサーに至つて教育學として體系づけられた。我國に於いても明治初年に翻譯せられて、我教育界に大なる影響を與へたのである。

スペンサーの教育學によれば、教育は人間を造ることである。人間が人間になることである。而して人間になるとは「よき動物になること」であるといつてゐる。然らば、如何にしてよき動物たり得るかとの問題に對して、彼は知育論・體育論・訓育論の三段に就いて論じてゐる。要するに、我々の有する自然的性能を十分に發展せしむるやうに、兒童を育て、行くべきであると述べてゐる。結局、教育は各自の日常生活を充足して幸福ならしめようとするものであつて、それがために必要な身體的鍛鍊の重要性を説き、科學的知識の教養を強調してゐる。この點は在來の西洋の教育に對して貢獻するところが多大であつたのである。

しかし人間が此の如くに教養される目的が、自己の幸福といふこと、廣くは、種族の保存といふ如き、動物一般と何等異るところなきものに終つてゐること、従つてそれが個人主義に墮してゐる點等は、飽

くまで賛成し能はざるものがある。

自然的人間の見方が人間の有する自然性に着眼し、これを強調してきたことは貴重な業績である。さりながらそれを強調するあまりに、全的に人間を自然物と見るのは行き過ぎである。人間が肉體を有する限り、生物學的考察や醫學的考察も必要ではあるが、そのみでは結局人間の一面的理解に止まるのであつて、人間の生活が慾望の充足に終始するとみるならば、それも偏見たることを免れ得ないのである。人間の生活には宗教的生活や、理性的生活も亦た重要な部分を占めてゐる。自分の信仰のために生命を賭した人々の如何に莫大な數に上つてゐるか、そして彼等が常に如何に尊敬せられてゐるかを見ても知られる。それを無視して、人間を人間にまで教育することが、單に動物的な生活を中心とする生活學校や、實驗學校に終ることがあるならば、それは人間を動物に墮落させたものといふべきであらう。

大體、自然主義教育の立論の根據は、人間の生活の眞實な地盤からでなく、動物の研究から出發して、これを人間にまで類推してゐる場合が非常に多いのである。

そこに、自然的人間學が、學問としても、實證の方法に於いて過誤を犯してゐるものがあるのではなからうか。我々は實證主義的、自然主義的な研究に對して、深甚なる敬意を表するに躊躇するものではないが、しかしながら、これが、人間の理解や、教育原理などの出發點であると見ることは、到底できないのである。

五、社會的生活

自然的人間の見方から更に進んで、日常生活が重視せられて來たが、我々の日常生活は複雑を極めて、他

人と關係なしに營まれるものではない。特に近代人の關心の中心である經濟生活を見るに、決して一方的に自己の都合のみで行はれるものでないことが明かである。それは自己と他人との遣り取りの關係に在るもの、即ち自己と他人との相互關係の上のみ行はれる。乃ち人間が個人として孤立して存在するものではなく、他人との關係に於いて存在するもの、換言すれば社會的存在であるとの見方が生ずるのである。

この見方は十九世紀以來、經濟生活の發展に伴つて起つたといひ得る。即ち在來の人間の研究は、或個人の思考作用や肉體の構造、或ひは行爲の動機などに就いて探究が行はれて居たが、人間の實生活に就いて見るに、人間が行爲する時には實にその人一人個人としての行爲には非ることを知るやうになつた。例へばパン屋の主人がパンを焼く場合に、パンを製造するのはその主人であるが、これはその主人の趣味や道樂によつて行はれるのではない。主人を動かしてパン焼きをなしむる根柢には、パンを買ふ人、社會の購買力の如きものが關聯してくる。若しそれ等を勘定に入れなかつたならば、パン屋の生活は一日として營まれるものではない。即ち經濟生活においては、常に社會と關聯を保たざるべからざることを如實に知られてきたのである。それより以前には、たとへ人間の見方に於いて他人と關聯する點を認めるものがありとするも、それは自己を中心とした市民的なものであつたと見れば見られるのである。

ギリシヤの昔より人間は社會的動物であるといつて居るが、要するに自分の利益のために他人と關聯するといふ意味である。プラトンがその「國家篇」で國家の起原に就いて述べてゐるのによれば、その大體を知ることができるのである。彼は「我々は多くの缺乏を持つて居り、その缺乏を補ふために他の多くの人々を必要とするのである。或人は或目的のために扶助者となり、また他の者は他の目的のために扶助者となる。而してこれ等の相手や扶助者が、共に一つの住み場所に相集まる時、その場所に住む者の團體をば國家と名

づけるのである」といつてゐる。故に社會とは自分の缺乏を補ふために集まつた人々の集團をいふのであつて、その中心となるものは自己である。従つて、社會正義は社會指導者の利益の謂であると言へいつてゐる。

此の如き考へ方は、西洋に於ける人間の見方の長い傳統的な信條となつてゐて、十八世紀に至つて社會は個人がその利益のために契約によつて集團したものである、と論ずるに至つたのも同様の思想によるのである。かやうに自己の利益を中心として集團する個人が市民であり、その集團が市民社會である。従つて市民的な考へ方をして居る時代の學問は、一般に個人主義的であるといふ根本的性格を有して居る。例へば、合理主義の哲學、觀念論の哲學に於いて社會を論ずるとも、それは畢竟するに、自己の理性的な思考が共通性を有するとか、自分の觀念の中に社會といふ觀念を有するとかといふ點から論ずるのである。しかし社會は決して客觀的な具體的存在を有するものに非ず、自己の觀念の説明をしてゐるに過ぎないのである。或ひは契約による社會を説くとするも、或ひは共同社會を説くとするも、人間の結合關係といふ見地からのみ社會を考へるものは、結局、自己の利益が中心であり、社會を寧ろ自己の手段と見るか、乃至は自己に吸收せらるべきものと見るかに於いて、原子論的個人主義、主觀主義たるを免れないのである。

またプラトンは「外國にも種々な不思議な國家や社會があるが、それは結局、そこに住む人間の思想が異なることによつて相違があるのである」といつて居る。しかしかやうに社會や國家に居る人々の思想が生ずる理由は那邊にあるか？ その點が重大な問題であるが、單に思想が違ふからといふ點に留まつて居るのは、プラトンの觀念論から來る影響であらうと思ふ。

デカルトは「我思ふ故に我在り」といふ近世合理主義の命題を提出した。これは主觀主義、個人主義の基本的な考へ方である。「我思ふ故に我在り」といふ命題から出發すれば社會も國家も悉く自己の思惟に吸收

せられてしまふであらう。従つて社會と國家の區別もなくなり、國家は社會の一延長であり、根本に於いて同一なものであると見られるに至るのである。明治以來の我國に於ける國家に關する學説が、かやうな西洋の學説によつて累はされたことも多かつたのである。

しかし社會、國家と唱へられるものが、それほど主觀的な自己に解消し得るであらうか？ 我々の思惟のみによつて社會や國家を生ずるといふ考へ方も、確かに一部の適用性を有するではあらう、しかし悉くのものが然りといふこと能はざるものである。寧ろ思惟する自己は、思惟する以前にその團體や國家の中に成長してきたものであると見るを得るのである。思惟する以前の自己を考へよ。日本人にならうと考へて生まれたものは一人もない筈であり、女にならうと考へて生まれてきたものも一人もない。然るに、日本人であるが故に日本的な考へ方をする、女に生まれて來たが故に女らしい行爲をする。而も日本人であることは、單に現在の我々の風俗習慣に適應して生活するのみならず、過去の言語、宗教・風習等の傳統の中に生きることである。それ等から離脱して論理的な世界にのみ生活してゐる人は一人もない筈である。

然らば、人間は思惟する以前に國家、社會に生まれ、それに育てられてきたものと考へざるを得ない。即ち「存在は思惟を決定する」とも考へられる。茲に社會の存在理論が新しい姿に於いて考へられざるべからざるに至つたのである。而も西洋ではその根據を經濟生活の發展といふ點から考へてきた結果、唯物論的に辯證せられるやうになり、マルクス主義の擡頭となつたのは周知のことに屬してゐる。マルクスは人間の存在は思惟によつて決定されるのではなく、經濟的生產關係によつて決定されるとの考へ方より、所謂階級的存在が人間の根據であるとする人間の見方を採るに至つたのである。

市民的な觀念論や唯物論を奉ずる社會學者が社會を論ずる場合に、彼等は單に主觀的、觀念的な人間の關

係として社會を見るが、此の如き社會は客觀性、歴史性を有せずして、たゞ自己の關心の場たるに過ぎない。然るに具體的な社會存在は國家主權の保護に俟つものであり、歴史を有するものでなければならぬ。従つて社會が存在性を確保し、歴史化せらるゝのは國家に於いてなされるのである。故に此の如き社會概念はそれ自身が存在理由を有せざる所に缺陷を存してゐる。されば、教育上の社會學校なるものは、要するに利己主義の亡者を養成する機關たるを免れなかつた。階級主義の理論に於ても、その根本が利害觀念を中心としたものなる點に於いては自由主義と異なるものでもなく、寧ろ之に一步を進めたものともいひ得る。即ち自由主義者は自己の力によつて社會を自己に吸収せんとする英雄主義的色彩すら有するが、階級主義は階級的集團の力によつて自利を圖り、英雄主義を否定する。それと同時に陰險なる暗黒主義を採つてゐる。加之、生産關係によつて人間を見ると稱しながら、その説く所は分配に主力を注いで分配の公平を期するために闘争を手段とする。然るに、生産は闘争によつて營まれるのではない。それは市民的社會主義を攻撃しながら己自らは尙且つ市民的社會主義の延長線上に在ることを示してゐる。故に階級主義教育は教育界を腐敗せしめ、教育を根柢から破壊して、その弊害の如何に甚だしいかは我々の記憶になほいまだ新なる所であらう。

惟ふに、社會的人間の見方が個人的な見方に對して正しき人間理解に一步を進め、漸く人間生活の地盤に立つて人間の研究に志したことは多とすべきであり、そのために社會的教育學が提唱せられ、社會學校の企圖が世界各國に試みられたことも一大進歩と稱すべきであらう。しかし社會理論が未だ十分なものではない所に、現代の大なる苦惱があるともいひ得るのである。殊に抽象的な社會主義理論が現代の人間生活の事實と遊離してゐることは生活事實の證明する所である。即ち具體的な人間は民族、或ひは國家としての生活を營

んで居り、マルクス主義に立脚して新しい生活秩序を世界に誇らんとしたソヴィエト・ロシアすら、將に民族主義、國家主義に轉向せんとして居るとすれば、その他の各國の動向が如何なる方向に進まんとするかは自明のことである。その理由は、彼等西洋の學者が人間をあまりに理性的、觀念的にのみ見て、地縁、血縁、歴史を有するものとしての具體的な人間に眼を覆うてゐたからである。人間は觀念の世界に住むと共に實際地上に住むものである。乃ち神と人間、統治と人民、土地と人間、血と歴史の如きものが、凡て綜合統一せられて考へられねばならない。たゞ單にこれ等の神や主權や血縁や風土を離れて、慾望、利益等からのみ人間を見ることは、軸象的に非ずして何であらうか。正しい人間の理解には、この點にまで視線を透徹せしめて考へられねばならない。

六、國家的生活

社會的な人間の見方が、孤立的、要素的な人間の見方より一歩進んで居ることは、何人も認めるところである。しかしこの社會的な人間の見方は、人間と人間との關係をのみ見たのであるが、人間は實に他の人間と交渉を有するのみでなく、更に自然とも交渉關係する。故に人間と自然との關係が抽象化されたる社會的な人間の見方は、何としても具體的な人間の見方であるとはいひ得ない。

人間は、その思想感情に於いても、趣味嗜好に於いても、自然の影響を受けるのは勿論のことである。殊に生活上の生産は人間と自然との共同の上のみ成り立つものであつて、自然なくして米一粒だに生産し能はない。従つて、自然に即して人間の生産は限定され、生活の様式も規制される。ギリシヤやローマの如く大理石を豊富に産出する所では大理石の建築や彫刻が盛に行はれ、我國の如く木材に富んでゐる所では木造

建築や木彫が盛となる。文化は自然と人間との共同によつて創造される。故に自然の相違する所に住む人間の文化には自ら差違を生ずるは當然のことである。従つて、人間と自然との關係に於いて人間を理解することは、更に具體的な見方であらねばならない。然るに社會的な見方には精神的關係を説くに止まつて、風土的な見方に缺けてゐる。風土と人間との關係を説くことは必要不可欠であり、同時にそれにも増して政治と人間との關係を吟味することは、人間研究の上に緊急不可欠の要件である。これを缺如すれば一面的な人間觀に陥るのである。何故ならば、人間は人間と自然、人間相互の關係を有するのみならず、實に歴史的存在である。而して歴史は國家と共に始まり、政治的主體を有せざる人間集團の推移變遷は自然的變化にして、これを歴史とは呼び得ないからである。

如何なる社會學者も、社會の根本的な形態として家族を説いてゐる。家族と稱する以上は男女夫婦のみに止まらず、夫婦あればその親あり子もある。親子の關係は契約に非ず、平等な者の集團にも非ず。これを平等な者の契約による集團なりと見るルソーの見解の如きは、事實を歪曲したる考へ方であると思はれる。親子の關係が家族成立の根本なりとすれば、家族は單なる性的關係の集團ではなく、養ひ育てる關係に在るものである。養ひ育てる關係は道徳的な存在である。そこには親子の血縁が存すると共に、それに即してそれを道徳化するもの、換言すれば教が存在する。教には家族を成立せしむる根本となるものであり、親はこれに則つて子を育て、子はこれによつて親に順ふものである。此の如き教は家族自體から起るものではなく、國家に根源を有するのである。

プラトンが「民衆國家に行つてみ給へ。彼等は自由は我國の光榮であり、そして生來の自由人は民衆政治の國にのみ生活し得るのだ」といひ、更に「かういふ國では先生は生徒を恐れて機嫌をとり、生徒は先生を

輕蔑してこれを監督する。青年と老人との關係もこれと同一である」との意味を述べてゐる。此の如き風習は全く政治の關係より來るのである。一家の生活も、社會に於ける平等な人間と人間との關係も、悉く政治と無關係にはあり得ないのである。然るに人間を理解する上に政治を度外視すること、若くはこれを偶然的なものとするとは大なる過誤であると思はれる。人間を理解する上には、土地、政治、血縁の綜合的な生成の關係、即ち歴史に於いて見て行くことが根本的な問題ではあるまいか。そこには社會的な人間の見方から、國家的な人間の見方へと進まざるべからざる理由があるのである。

國家は土地と人民と主權とから成るとすることは、西洋に於いて往古からの見方である。それは人間の見方に於いて一步具體的ではあるが、なほ未だ要素的、抽象的たるを免れない。國家は更に右の三要素が、國家の中の政治的主體に於いて統一せられ、歴史的主體として統合せられたものでなければならぬ。かくてこそ國家的に人間を見ることが、一層具體的なものであるといはれる。

乃ち人間たることは國民たることであり、人間を、人間にまで教育することは、國民を育成することであるといふべきである。哲學校・文法學校・生活學校・社會學校の歴史をたどり來つた西洋の教育が、今漸くにして國民學校・政治教育・國民教育へと轉向してゐる理由がそこにあるのである。

人間の生活は國家生活に於いて最も具體的なものであるとしても、その國家が彼等のいふ如く、土地・人民・主權の偶然的結合によつて構成され、或ひは方便的に存在するが如きものである以上、なほ未だ完全なものではない。この三者を一貫したもなるべく、その内に於ける生活が、宗教的・理性的・經濟的、その他一切の文化生活と矛盾する如き構造にある國家であつてはならない。此の如き三者の結合に依つて成る國家は、歴史の主體たり得ず、同時に人間の生命の根據とはなり得ない。その意味に於いて國家の意義も種々

あつて必ずしも一樣ではない。しかし吾人は日本皇國の意義を検することによりて、これ等地上の諸國家の中に於いて、我日本皇國が最勝れたものであることを知るとともに、我々の國民教育が、如何に世界性を有するものであるかを、知ることができると思ふ。

第四章 皇道具現の日本教育

人間の理解が次第に具體的となるに伴ひ、個人的より社會的へ、社會的より國家的へと進んできた。今や國家とは何ぞや？ といふ問題に直面したのである。國家の意味に就いて種々異つた考へがある。

プラトンは「國家とは人間が必要といふことの爲に、一定の土地の上に集合して或統治形態を持つてゐる集團であり、従つて國家の眞の創造者は個人の慾望を充足せしむることであつて、所謂必要である」と考へるが故に、如何なる場合にも統治形態を表明した法は、誰かの利益を意味してゐることになる。彼は、國家は土地・人民・主權の三要素を偶然的に若くは方便的に配合したものであつて、その配合の仕方によつて貴族政治・寡頭政治・民主政治・專制政治等の別が行はれ、例へば、民主政治の國家から見れば、主權の如きは人民のための利益を擁護する一の機關となる譯であるし、專制政治の國家から見れば、土地や人民は悉く主權者の私有物であり、その財たるを免れないとする。如何なる形態の政治が行はれようとも、國家の創造者が慾望であり、利益であるとする國家觀からは、統治されるものと統治するもの、及び被治者相互間にも利益の抗争が起るのは自然の數である。それ故にこそ、世界各國の歴史が治亂興亡の跡を示してゐて、セント・オーガスチンが、國家は兄弟殺戮する修羅場であるといふのは、ギリシヤやローマの歴史的事實を見て發した眞の叫びであらう。しかしながら此の如き必要性から、三要素が偶然的に結び着けられた國家が、人間の生命の根據だとすれば、人間ほど淺ましいものはあるまい。此の如き國家は動物的集團にして、そこに

は自然的推移はありとするも歴史は成立しないのである。世界の哲人や聖人と稱せらるゝ人々、眞に人間性に目醒めた人々が、かやうな淺ましい人間生活に満足する筈はないのである。ギリシヤの哲人プラトンは、すべての人間的生存を支配する最包括的な形相としての國家は、かく淺ましいものではなく、須く哲人によつて統治されるものなければならないとしてゐる。

哲人の統治といふのは「天の模型を模倣するところの技術家によつて形成される國家」であり、神意と君主と人民とを一貫した道理による政治の意味である。孔子は聖王の統治を以て人間の理想的生活の状態なりとしてゐる。聖王の治とは天・地・人の三才を貫く道理によつて政治することを理想とする、所謂王道政治である。即ち土地と人民と主權とが偶然的、對立的なものでなく、三者が合一したものであるとしての生活が最理想的なものであるとした。この考へ方が偶然的な三要素の結合された國家觀よりも勝れたものであることは萬人の能く首肯し得るところである。しかしプラトンもその七十年の生涯に於いてこれを試みるも果し得なかつたし、孔子も陳蔡の野に苦しみながらも亦た實現し得なかつた。

然るに哲人の政治といひ聖王の治といふものは、何れも三要素の道德的・哲學的な理性一貫の道を求めたのであるが、人間は單なる理性的のみの存在ではなく、また道德的のみの存在でもない。人間は理性的であり道德的であると同時に、自然的であり宗教的であるから、哲人政治や聖王の治のみではなほ未だ足りない點がある故に三者が宗教的に一貫され、血縁的に親子たるものが人間生活の眞實なる姿として最望ましいものでなければならぬ。我日本皇國とは正にこれ等を包みこれ等を止揚した國家を意味して居る。

皇國とは單に日本といふ土地に名づけた地域的名稱にして、そこには外國と同様な國家が存在すると考へてはならない。外國に於いては、國家生活とは三要素の偶然的結合による生活であり、その最高の理想と

しては哲學的・道徳的な國家が翹望されて居る。しかし皇國では更にこれ等を止揚したのである。皇國とは天皇が治らしめ給ふ國であることを示すと共に、國土と人民と主權との三者が血縁的に結ばれてゐることを意味する。天皇と人民とは親子の關係であつて「皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ」とは、列聖の教旨である。

國土は天ツ神の生み給ふところであり、人民と同胞であるが故に、人民と國土とは共に無窮の皇運を扶翼し奉るのである。そこに文化の創造と生産とが營まれるのである。歴史は國體を基として生成し建設する過程である。我々の祖先は我々を生む神であるが故に氏神として尊敬され、土地は我々に共同して生産するが故に産土神として祭られ、而も氏神も産土神も我々の生活に於いては同様なものとして考へられてゐる。これ等の神々は悉く皇祖の臣子として始めは神の威力を増すのである。古語拾遺に「天照大神は惟れ祖、惟れ宗、尊きこと二無く、自餘の諸神は乃ち子、乃ち臣、孰れか能く敢て抗らへん」と述べてゐる所以である。

故に我皇國に於いては、敬神と國家生活とは一體不可分であつて、外國に於いて所謂「神のものは神に、カイゼルのものはカイゼルに返せ」といへる如き二重生活、矛盾の生活は全然ないのである。ウイルマンのいふ所の神の國と祖國とは我國民生活に於ては一體となつてゐる。敬神と國家生活とが一體であるが故に我國を神國ともいふ。北畠親房が神皇正統記に「大日本ハ神國也。天祖始メテ基ヲ開キ、日神長ク統ヲ傳ヘ給フ。我國ノミ此事アリ。異朝ニハ其類無シ。此故ニ神國ト云也」といつて居るのは、我國の本質を説き得て餘す所なしといふべきである。國土と人民とが天祖天ツ神によつて生み出され、神の御裔の天皇即ち現御神によつて統治される國こそ神國である。本居宣長は直隕靈に「皇大御國は、掛まくも可畏き神御祖天照大御神の、御生坐る大御國にして、(中略)千萬御世の御末の御代まで、天皇命はしも、大御神の御子とましまし

て、天ツ神の御心を大御心として、神代も今もへだてなく、神ながら安國と、平けく所知看しける大御國に
なもありければ」神國といふのであると述べて居る。神と主權と人民と國土との融合統一は皇國に於いてのみよく實現され得るのである。茲に皇國が哲人國家や王道國家以上のものであることがよく知られる。それ故にこそ皇運は無窮であり金匱無缺であるのである。

國土と人民とは天皇の御統治の下にその生命の意義を見出だし得、天皇は國を家とし、民を子として育成せられ給ふのである。而して國を家とし給ふのは天皇の他にはなく、天皇の他に國家はなく、國家とは天皇の御事である。皇國にあつては、自然と人間とは悉く天皇御統治の下にあつてその生命を伸ばし得るのである。御稜威は正に萬物を生育せしめ給ふものであり、従つて天皇の治は萬物の生命を生命たらしめ給ふものであるといひ得るのである。

生育するとは生み育てること、育てるとは教へることである。教へ育てることはたゞ禽獸草木の生命と異なる所である。君臣の道は自然的愛を超越し、萬民を子とし一君を父とする。君臣あつて父子あり、夫婦あり、長幼あり、師弟あるに至るのである。伊藤仁齋の「人とは何ぞや。君臣なり。父子なり。夫婦なり。昆弟なり。朋友なり」といふのはこの謂であらう。そこには禽獸草木に通ずる自然の愛を有しながら、それを慈愛に轉じ、これに感恩奉謝の念が加はつて、始めて人倫の道が生ずるのである。この道を修練することによつて生成發展はいよ／＼その力を増して來るのであつて、茲に歴史が展開して來る。生成發展は對立や相剋から生ずるのではない。

然るにホップスは「人間の慾望は先づ第一に征服しあふものである」といつて居る。これがギリシヤ以來の西洋人の慾望本位の國家觀から來た人間の見方であり、政治の指導原現である。しかし慾望による相剋は、

分配の争奪ではあつても生産の原理ではない。生産は正に和の上のみ營まれ、一粒の米、一顆の果實すら自然の有する生命と人間の力との和の結果に非るものはない。實に和は天下の達道であつて、天地位し萬物育する根本であるこの天地の大徳を以て國をなすが故に皇國を大和の國といひ、聖德太子は憲法第一條に「和を以て貴しとなす」と仰せられたのであると思ふ。

皇國に於ては、自然と人民と主權とが融合して一體となつて居るのみならず、神と人間、人間と自然との合一がある。故に自然も人間の征服し利用すべき對象ではなく、共に相和し相扶けて、それぞれ皇國の彌榮に貢献すべきものである。故に皇國に於いては、有らゆる人間の見方が綜合せられ止揚せられて居て、人間たることゝ國民たることゝは同一である。そこには生と治と教とが一體となつて居る。この三者の一體たることに於いてこそ、國家生活が即ち人間生活であり得るのであつて、かゝる意味の國家にして始めて、人間の生の根據となり、文化の母胎たることができると思ふのである。

一、道徳と教育

「道徳は須臾も離るべからず、離るべきは道にあらず」といふ如く、道は人間の存在する在り方である。然るに人間は國家に於けるもの、即ち國民として存在するが故に、道は國家の在り方であるともいひ得る。プラトンは「人間の性質が異なるに従つて種々の國家が造られる。國家が異なることによつて、法律も、政治も、道徳も、經濟も、教育も、各々異なるものである」といふ意味を述べて居るが、それ等の種々の國家形態にも増して、我國の在り方の遙に勝れたものであることは、既に前に述べた所である。

我國の在り方、即ち道に就いて、太安萬侶が元明天皇に奉つた古事記の上表文に「乾坤初めて分れて、參

神造化の首たり。陰陽こゝに開きて、二靈群品の祖たり」といひ、「元始は綿邈なれども、先聖によりて神を生み人を立てたまひし世を察む」と述べてゐるが、本居宣長も「そも此道は、いかなる道ぞと尋ぬるに、天地のおのづからなる道にもあらず。人の作れる道にもあらず。此道はしも、可畏きや高御産巢日神の御靈によりて、神祖伊弉那岐大・神伊弉那美大神の始めたまひて、天照大御神の受けたまひたまひ、傳へ賜ふ道なり。故是故神の道とは申すぞかし」といつて居る。要するに、國土と人民と君主とが同じ神から生まれ、その上に國が成立し、君主は人民の大宗であり、皇位は萬民の歸一し奉るところとなつてゐることを示したものである。

周易の繫辭下に「天地之大徳曰生。聖人之大寶曰位。」とあるのは、正しく我天皇の御徳を表示したものと云ふことができる。即ち天地の大徳たる生を君徳とせられるが故に、天皇は人民の親であらせられ皇位は聖人の大寶として萬世一系に御繼承あらせられるのである。茲に生は治と一如となり、天皇の御統治は天地生育の意を本とせられるが故に、生成の大徳の根元たる祖を崇び、生成されたる蒼生を愛撫せられるのである。

太安萬侶が「夢に覺りて神祇を敬ひたまふ、この故に賢き后と稱へ、烟を望みて黎元を撫でたまふ、今に聖の帝と傳ふ」といつて、列聖の御徳を讃へて居るが、かゝる御聖徳は皇祖の生徳に發し給ふ御稜威である。生む者は育てる者であり、育てることは自ら行することである。一切のものを生育することは、靜慮や靜觀によつてはなし得ない。正に行することである。故に我國の神は崇拜の對象となるのみならず、自ら崇拜する神である。外國の諸宗教に於ける神はたゞ他から崇拜せられ祭られるのみである。このことは古事記や日本書記に詳かに説かれてゐる。我國の神が世界に並びなき御徳を具有すると共に、御歴代の天皇も亦た

萬邦無比の御方にして現人神であらせられる。そして神々や列聖は我々を生育し給ふ、即ち治らしめすのである。天皇が人民を生育し給ふのは神々の御徳に應へ給ふためであるが、我々が子孫を養育するのは、天皇の御徳に應へ奉ることに他ならない。絶対唯一尊貴至嚴なる天皇が、親しく神を祭り給ひ民を愛撫せらるゝことは、我々人民が共に天皇に隨順し奉り、忠良なる子孫を教育すべき任務を、如實に示させらるゝものと拜すべきである。

要するに我國の在り方は、生成の御徳を以て天ツ神が、君主と人民と國土とを生まれせられ、神裔でお坐します天皇は萬世一系天壤と共に窮りなく治らしめされ、國民は億兆心を一にして皇運を扶翼し奉ることに在る。この在り方は肇國以來の事實であり、古事記上表文にも「斯れ乃ち邦家の經緯にして、王化の鴻基なり」と記してゐる所であつて、これこそ我國の典教であり、風猷であり、道であるのである。

この道を修むるのが教であるから、道は教と一體にして不可分である。道とは國家存在在り方であり、教は道を以て規範とする。故に歴史的现实は本質的に倫理的であり、存在即當爲である。當爲を以て現實より隔離したものなりと思惟するのは、理性主義道德學者の見解にして、彼等は如何なる現實にも常に理想を宿すことを忘れてゐる。これでは現實の人間生活は自然存在と何等異なる所なきものとなり、歴史も單なる變遷推移となつて、皇運扶翼の實踐たるものが理解し得なくなるのである。従つて彼等主觀主義道德學者には、教の由つて來る根本が道であり、道とは國の在り方であることが十分に會得できないのである。しかし生成發展する具體的な國家に於いては、存在即當爲であり、道即教でなければならぬ。

太安萬侶が「古を稽へて以て風猷を既に類れたるに繩したまひ、今を照して以て典教を絶えむとするに補ひたまはずといふことなし」と述べてゐるのは、即ちこのことである。従つて道に基づいて教が立ち、教に

よつて學問も文化も發生するのである。そこに教學の意義があつて、學問も藝術も國家の使命を離れては存しない然るに純粹理性に従ふとか、絶對的學問が存するとか稱して、學問の自律性とか、文化の絶體性を主張する考へ方が行はれるものもあるが、これは西洋的な考へ方であつて、學問・文化が外國の國家からは獨立し得る可能性があるとしても、皇國の意義を體するものから見れば、それは無意味なものであるといふべきである。

或ひはまた、此の如き理論こそ理性の自律的性格を無視したものであり、獨斷的な歪曲されたものであり、却つて國家のためにも奉仕し得ないといふかも知れない。しかしかくいふところの議論は、前提として外國流の國家を豫想してゐるのである。皇國は天地萬象が、従つて我々自身が、依つて立つところの根本である。天地萬物を生成發展せしめることが御稜威の然らしむる處であると同時に、そこに我々の歴史的使命があるのである。その使命遂行のために學問も道德も藝術も發生するのである。元來、國家的・國民的な性格を有せざる文化が古往今來地上に存したことがあるであらうか。道から離れた學問は存する筈がない。この故に東洋では學問とは道を學ぶことであり、道を問ふことである。然るに西洋の科學は道を學ぶものでもなく道を問ふこともなく、たゞ事實の學問であるといふ者も或ひはあらう。しかし自然科學に於いて、事實を蒐集し實證する場合、その事實は悉く自然と人間とが作り出したものであつて、道を離れた事實はあり得ないのである。況して社會科學や人文科學に至つては、一として道を離れては存しない。

また我國の教學は、事實に立脚して實證を重んずると共に、矛盾撞着なき論理性を有するものでなければならぬ。然るに論理は世界共通な方法によるものであり、従つて學問は世界的であり、國家を超越するものではないかといふ議論も起るであらう。なるほど論理の形式は世界共通であり、その限りに於いて學問は

世界共通性を有するが、しかしその論理を充足する原理に至つては、必ずしも世界共通ではない。キリスト教の學問はキリストの教によつて充足され、儒教や佛教の學問は孔子や釋迦の教によつて證成され、合理主義・自由主義の學問は理性を唯一の準則としてゐる。此の如く學問は各々共通點を持つと共に、それぞれの特異性を具へてゐる。我國の間は根本に於いて、論理の由つて來る理由を我國の道によつて充足されてゐる。それが即ち道理である。道理とは單に論理的體系を有するといふ意ではなく、それが道と合一してゐることを意味する。道理とは論理と道との融合一致を意味してゐる。そのやうな學問であつて始めて、眞に我國の文化として誇り得ると共に、その中に世界性をもそなへたものといふことができる。

二、日本教育の意義

教育は人間を人間にすることであるとの定義から出發して、人間とは何ぞやの問題に遡り、人間とは國民であるとの結論に達した。然るに國民とは國家に於ける人間の意義であり、國家の中に生活することに於いて、人間たる生を全うするもの、換言すれば、國家の鴻基たる道によつて生活の指導原理を與へられて居る人間の義である。

西洋に於いては、中世期の一千年間キリストの教によつて兒童を育成して來たことは、西洋教育史の明示するところであり、現在もなら何等かの意味に於いて、キリストの教と關聯を有してゐる。然るに第十八世紀以來、合理主義の哲學思想や自然科学の發展に伴ひ、教育の方法を人間の現實的生活の事象に求めて自然科学的研究し、その法則に則つて教育をなすに至つた。ところが方法は目的を規定するに至り、自然界の研究とその法則の發見とを旨とした學問が、人間を自然物と同一視するに至り、人間の教育は自然物の飼育

と同様であると説くに至つた。ラトケやコメニウス等の教育論から、最近のデューイの教育學等は、凡て斯かる前提から出發して相互に一脈の關聯を有し、所謂自然主義教育とか實證主義教育とか稱せられてゐる。理性主義の教育もこれ等と拮抗して起つてきた。その考へ方は、人間を動物と見るのでなく理性を有するものと考へ、その人間の理性が凡てを支配し得るとする。茲に於いて理性の發達と自然の理性化とを以て教育の任務とし、凡て他の干渉と教導とを排し、只管自己の完成と自律とを唱道する、自律主義・自由主義の教育論が行はれるに至つた。その意味に於いて、自然主義教育も、理性主義教育も、神から離れ神の教を必要とせざるに至つた。それが教育に於ける萬能主義であり、自己の發展を目指す開發主義ともなるが、一面には我儘主義、飼育主義となる可能性を胎してゐる。

然るに教育學陶冶することであるとすれば、自己發展や自律は陶冶の本義とは反對なものとなる。元來陶冶とは、主觀的なものを客觀的なものによつて規制することである。即ち教によつて自己を規制し育成することを意味して居る。その意味に於いて、正しき教を有せざる西洋教育學が、陶冶論に於いて行き詰りつゝあることは、嘗にリットが指摘してゐるのみならず、現代の世相がよく示してゐるところである。もしキリスト教によつて教育することが唯一の途であるとすれば、國家を超越した世界的教養のみが與へられることになるが、これが果して國家生活に於ける人々の教育上矛盾なしといひ得るであらうか。こゝに大なる疑問が存する。またソヴィエト・ロシヤの如きはキリスト教を排撃して、別に共產主義理論を以て教育しつゝある現狀である。ドイツに於いても科學的教育・觀念主義教育・合理主義教育等が非難されつゝある。支那に於いても久しく儒教に従つて教育して來たが、中華民國となつてからは三民主義によつて教育した。それが不幸なる聯蘇密共となり抗日侮日となつて東亞の禍亂を導出したのである。三民主義が單に西洋思想の模

倣であり直譯であつて、自己の民族と風土とから發生したものである。今や支那古來の思想を以てこれを修正しつゝあるのである。

教育は主觀を客觀によつて陶冶することであるとすると、客觀的な教育が教育の中心問題とならねばならない。しかしその教が自己の國家地盤から發生したものでないために、却つて具體的な生活と矛盾を來し相剋を起すのである。故に教育も亦た困難な仕事である。乃ち西洋に於いても教育からキリスト教を分離しようとしたり、或は自然科学的な法則や合理主義的な教育理論から來る宇宙主義・人道主義の教育を排斥し是正すべきであるとする、時代の要求が起つてくるのであるが、これ等も理由あることである。

斯の如き行き詰りを打開する途は、自己の國の道によつて教育を行ふの餘儀なきに至つたのである。我國の教育は正にそのよき例證であらう。そして世界が求めつゝある教育の形態も亦た自ら如何なるものであるかを示唆してゐる譯であつて、日本教育が世界に有する地位と意義とは重大である。

「教育ニ關スル勅語」に「朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」と仰せられたやうに、我國の教育は「斯ノ道」に淵源してゐる。「斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓」であつて「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」と仰せられたやうに、斯の道は神人一致・君民一體祖孫一貫の眞理であり、客觀的な道であつて、教の由つて來るところである。故に天皇は萬民の師でおはしますのである。我國の教育は父母の個人的意志や教師の恣意によつて行はれるべきものではない。本居宣長が「そもそも、道といふ物は上に行ひて、下へは上より敷き施し給ふものにこそあれ下たるもの、私に定め行ふものにあらず」といつてゐるのはこの意味に他ならない。故に家庭に於ける教育も、學校に於ける教育

も、社會に於ける教育も、皇國の道によつて行はねばならないのである。家に於ける教師は父母である。教へる父母は國の教によつて育成されて來た。實に家は單に夫婦の結合によつて成るものではなく、祖先より子孫への教の一貫に於ける血の連続である。それはまた國の教を行する道場であるともいひ得る。

我國の教育は皇國の道に淵源するが故に、教育するとは、この道を修練してこれに歸一することだけではない。聖徳太子は憲法第二條に「人尤だ惡しきもの鮮し。能く教ふれば之に従ふ」と仰せられて居るが、よく教へるには教師自ら皇國の道に歸一し、自らこれを行することが肝要である。然らざれば「何を以てか枉れるを直さん」やである。實に育てることが行はれることが肝要である。即ち教師としては教へることであり、生徒としては學ぶことである。教へることも道を修練することであり、學ぶことも道を學ぶことであつて、教學共に道を行することに於いて一體である。こゝに教師も生徒も道を行することに於いてその徳を一起してゐる。この一貫の徳によつて始めて教育は可能であるといひ得る。故に教育は傳達であるとする、西洋の教育學者の考へ方は皮相の見解であつて、真相を把握したものとはいひ得ない。教育こそ道を修練することであり、各人これを「拳々服膺シテ成其徳ヲ一ニ」することである。

三、教學の理念

我國の教育は國體の精華に淵源してゐる。昭和三年十一月十日即位禮當日「紫宸殿ノ御儀ニ於テ賜ハリタル勅語」に「皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニスレ我國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト竝ヒ存スヘ所ナリ」と仰せられて居る。實に我國は上下感孚、君民一體の在り方をなしてゐる國柄である。これ

は世界各國にないところの特色であり美點である。それ故に「天地ト並ヒ存スヘキ」ものである。

儒教に於いても理想的な國家は安泰であり、安泰な國家は永遠な國家である、といふやうに考へ、而もその在り方を地天泰と呼んでゐる。周易泰の卦には地天泰を☰☷乾下坤上として居る。☰は坤であつて陰であり臣であり女であり下である。☷は乾であつて陽であり君であり男であり上である。乾下坤上は、地が上に天が下にある象である。これを「泰は小往き大來る。吉にして亨る。則ち是れ天地交りて而して萬物通ずるなり。上下交りて而して其志同じきなり」と解されてゐる。小往き大來るとは、小即ち陰が上に向つて奉仕する姿にして、「兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ」する象とも拜される。大來るとは大即ち陽が下に向つて來る姿で「列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽」き相と拜される。乃ち泰の卦はまた「上下感孚シ君民體を一ニス」る象と拜される。而して吉にして亨る、即ち萬事濟ひ成るところの最安泰であり慶賀すべき相である。これらの形象で示される人間の在り方こそ所謂理想國であつて、此の如き國家には「君子の道長じ小人の道消ゆ」といはれる。上下感孚し君民一體たる和の國こそ、天地交り萬物通ずるが故に、天壤と共に窮りなく發展し生成するのである。我國に於いては肇國以來此の如き道を以て一貫してゐるが故に「天地ト並ヒ存ス」るのであり、常住眞實なものである。我國體が無窮であるのは正しく無窮なべき道理があるのである。

人生は有爲轉變であり、世間は虛假であるが、國體は唯一是眞であり常住眞實である。常住眞實なるものは歸依の對象であり、生死の本源である。本源に歸一し、永遠に眞實なるものを把握してこそ、人生の意義、人間の意味が體得される。乃ち人間を人間にまで育成する教育は、この天地と並び存する常住眞實なる皇國の道に歸一し、これを修練し具現する以外には存しない。この道を修練することによつて育成されてこそ、人間としての永遠眞實なるものを得るのである。即ち我國教育の教授統合の根本原理は皇國の道であ

る。然らばこの道を修練するには如何なる方途によるべきであらうか。換言すれば、教授統合の内容は如何になさるべきかについて、畏くも 明治天皇は「教育ニ關スル勅語」に「爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就ツ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン」と仰せられてをる。

日本教育の使命は忠良なる臣民を造ることに在る。忠良なる臣民たることは天壤無窮の皇運を扶翼し奉ることである。これは日本人の最大の任務にして萬行の基である。如何なる行爲もこの道から離れては善たることを得ない。聖徳太子は萬行の本は歸依にありと仰せられた。その歸依とは、現御神であらせられる天皇に歸依し奉ることである。そこに「兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ」と仰せられた日本道德の精華が發揚される。

而して皇運扶翼の實行の第一歩は、家庭に於ける父母に對する孝から始まる。忠臣は孝子の門より出づとは我國古來傳承するところである。忠孝一元で孝たることと忠たる所以である。外國では忠たることと孝たることとは二元である。忠孝一元に統合せられてゐるのが我國本來の面目であり、實に國體の然らしむるところである。「教育ニ關スル勅語」に「是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン」と仰せられた通り、忠良の臣民たることは我々祖先の遺風を顯すことであり、また孝子たる所以である。日本人の親たる者は悉くその子弟が忠良なる臣民となることを切望熱願してやまない者ばかりである。この親の心を己の心として成長し修練することこそ、子たるもの第一の責務である。親に孝なるものは兄弟と一心同體となつて孝養に努むべきである。一家の和は家族の和によつて齎され和は一家繁

榮の基である。また夫婦相和して家業に務めねばならない。かうして一家和合の生活訓練によつて陶冶され
ると共に、社會に立つては朋友と和信すべきである。親子兄弟夫婦の和、孝、信はたゞ人倫の序によつて名
稱を異にするのみで道は一である。

人間は孤立して生活するものに非ず、他と協同してこそ意義ある生活も營むを得るのである。「山鳥の鏡
に向つてなき、雁の行をなして飛ぶ。皆友をおもふこゝろ也。佐保の河原の霧の中に、友まどはせる千鳥
の、夕ぐれのをそすこくこそ聞ゆれ」といはれる。禽獸にても然り、況んや人間に於いてをやである。凡そ
友と交はるには友の道を忘れてはならない。それは隔てる心のないこと、相信することである。そのために
は恭儉の徳を持すべきである。自ら驕慢を以て他を侮り蔑にしてはならない。恭儉の心は字であり誠であつ
て、天地に通ずるところ、「誠ありて乃ち邦を化する所以である。これを心に持すれば慈仁の徳自ら溢れ、
博愛衆に及ぼすに至るのである。

これらの諸徳の修養には、先づ自己が學問を修め、それを以て古今東西の事績、自然の理法、賢哲の言行
に接して識見を養ひ、それぞれの業務に習熟して生産に従ふ實力を豊にし、國家社會のために有益なる事業
を起し、國富國力を増進強化し、國憲國法を遵守して日常生活を充實するのが、眞に皇運扶翼の途である。
固より一旦緩急ある國家非常の大事に際しては、身命を惜まず奉公獻身の赤誠を盡すべきであるが、それと
共に平常心是道の通りに平生卑近の實地にも皇運扶翼の道を實踐して怠つてはならないのである。學を修め
業を習ふのも臣民の道を實踐するためである。かくて日常生活をも斯の道に歸一するやうに、生徒兒童を育
成することこそ我國教育の内容であらねばならない。

ブトンは理想國家を論じて「天の模型を模倣して、そこに或風習を持ち來して人間の形象の中に混入し調

和して、出来る限り神の風習に一致するやうな人間を造ることである」といつて居る。しかしこれは終にギ
リシヤでは實現し得なかつた。然るに我國の教育は、皇祖祖宗の御遺訓をそのまゝに實現することであり。
惟神之道に違ふ所なくして今に至るところである。故に言を換へていへば祭政一致の實踐ともいひ得る。而
してこの實踐が永遠なる寶祚の隆昌となる。故に政治と教育と教育との精神は一致すともいひ得る。
要するに、我國教育の使命は、天壤と共に窮まりなき皇運を扶翼し奉るべき忠良なる臣民を育成するこ
ろにあつて、眞實に具體的、統一的な人格の陶冶が完成され、現實に國民生活の充實が期せられるのである。

四、日本教育の源流

凡そ教育といふ社會的事實は、これを發生的に考へる時、人類の社會生活とその起原を同じくすると推定
される。人類社會生活の單元たる家庭生活（夫婦、父子、兄弟）に於いては、先人（親）と後繼者（子）と
の間に最緊密且つ自然的なる感情、即ち愛によつて結び着く。親心の純粹なるものを以て、一切の功利を離
れた愛護、啓蒙、指導の形に發現する、全的、包容的、犠牲的、現實的行動となる。則ちこれ原始的教育事
象であり、これが絶對愛の形を採る場合は神の姿となる。彼の母親は育児にとりては正に神として見られる
のである。

母性愛の本質は本能的であるといはれる。従つて本能的である限り他の動物すらも屢々尊ぶべき母性愛を
以て人間を感動せしめる。ロシアの文豪ツルゲーネフが耽溺した狩獵を廢した動機は何であつたか？ 林間
の小鳥の巢を覗つた獵犬に對して、母鳥が雛鳥を護らんがために猛然と襲ひかゝつた事實によつて、その忘
我の母性愛の神祕と尊嚴とに撲られた故である。その母性愛も本能的たるに止まる以上は、動物の盲目愛に

陥り易い。これが人間的理性愛に昇華されて始めて神の姿と見るを得る。「幼者の保護教養のために神は自らに代り自らに最近き母を遣したまへり」といはれる所以である。

日本女性には、具體的母性として、他國の女性の到底追隨し企及すべくもなき尊き實がある。それは何か？ 曰く忍従、犠牲である。一生を自己否定の中に、親に夫にその子にその孫に、歸一移入して来たところに、絶對隨順の日本精神を體現したものである。蔭膳を据ゑることもこの隨順の徳を發揮すると共に、神聖なる敬愛の行であつて、誠に美はしき日本女性の眞姿を仰ぎ見るべきではないか！ かくて教育は母性が子女を撫育する所に淵源を發する。殊に大血族國家、大家族國家たる我國では、右の源泉的心構へが擴充して一切の國家作用が生れ、世界無比の歴史と發展とを將來した。従つて教育は愛であるといひ得る。然らば日本の教育は、祖先及び親を敬愛し、子孫を慈み、社會同胞を愛して、特に凡てを愛撫し給ふ大君に對し奉り、一意専心、全心全身的に力の限りを盡し奉ることに、教導と躬行實踐とを行ふることによつて成立する。

更に福島政雄博士によれば「我國の古典によつて、上古に於ける日本民族の有様を考察すると、民族的理想は宏大無邊であつて、其生活の上に着々として實現せられた事實の、否定すべからざるを肯定すると共に、一面理想を裏切る深刻なる現實も亦た覆ふべからず」といひ、また「この民族は本來明々朗々の心境に住し、潑刺たる生命力を持し、現實生活に深く立脚して、妄りに空想の世界を追はずと云ふ素質を有する。この素質が順現するとき其光明面を發揚し、逆現するとき暗黒面に墮する。この二面の葛藤は鮮に上古の歴史に伺ふことが出来、この間に外來文化に接し、しかもこの外來文化が大人格の出現によつて早く既に内面化せられ、茲に日本教育の源流は大人格を中心として其の永遠の流れの方向を決定するに至つた。其大人格こそは聖德太子にましまし、太子の教化と精神とは日本教育の源をなす雄大深玄なる一大湖水たるの觀が

あるのである」といつてゐる。

天孫降臨を中心とする神代史は莊嚴なる平和の歴史である。諸冊二尊の國土經營以來流れてやまざる報本反始の精神の發現である。天孫降臨にあたり神鏡に關する神勅は、報本反始の精神を宣せられたるもので、教育の本源たる親心の發動である。古事記、日本書記の神代卷を通じて、教育の根本たる親心の動きが貫いて居ることは注意すべきである。

日本が外國文化（儒教）に接してより後、文書の内容は歸化人及び其子孫がこれに當つて居り、朝廷に於ける重臣と雖も無學文盲にして何等の自覺なく、權臣閥族と雖も傳統の力によるのみで大義名分を辨へず、歸化人の裔によつて傀儡の如くに取扱はれたるは察するに難くない。久米邦武博士によるに「是等歸化人は大倭の學識乏しきに投じ、前の阿直岐、王仁等と共に朝廷の文書財務を掌りて政要を握り、黒頭巾者として貴族を操り、漢氏は亦た蘇我氏の家政をも掌握するにいたれり」と指摘してゐる。應神天神の朝、阿直岐漢字を傳來してより約三百年を経過してさへも、日本人間に文字學問の普及してゐなかつたのは驚くべき怠慢である。この時に當りて佛教渡來に遭ひ、更に混沌に陥るべき筈であるが、茲に聖德太子が出現し給うて外國文化を攝取し、日本的自覺のもとに攝政として教化指導に當らせ給うたのである。太子の御事蹟の本質的考察すると自ら頭の下る思ひを禁じ得ないのである。太子攝政中に制定せられたる十七條憲法は、太子の攝受正法、捨身捨命の御精神の表現なりと拜し奉るのである。

五、聖德太子十七條憲法（和の本質）

一に曰く、和を以て貴しと爲し、忤ふこと尤きを宗とす。人皆黨有り、迹達れる者少し。是を以て、

或は君父に順はずして、乍た隣里に違ふ。然れども上和らぎて下睦びて、事を論ふに諧ひぬるときは、則ち事理自らに通ふ、何事か成らざらむ。
二に曰く、篤く三寶を敬へ。三寶とは佛法僧なり。即ち四の生の終の歸、萬の國の極の宗なり。何れの世何れの人か是の法を貴ばざる。人尤だ惡しきもの鮮し、能く教ふるをもて従ひぬ。其れ三寶に歸りまつらずば何を以てか柱れるを直さむ。
三に曰く、詔を承けては必ず謹め。君をば則ち天とし臣をば則ち地とす。天覆ひて地載せて四の時靡り行き、萬の氣通ふことを得。地、天を覆はんことを欲るときは、則ち壞るゝことを致さむのみ。是を以て君官ふときは臣承はり、上行ふときは下隨く。故に詔を承けては必ず慎め、華ますんば自らに收れなむ。
四に曰く、群卿百僚、禮を以て本と爲よ。其れ民を治むるの本は要す禮に在り、上禮不きとは下齊らず下禮無きときは必ず罪有り。是を以て群臣禮有るときは位序亂れず、百姓禮有るときは國家自ら治まる。
五に曰く、養を絶ち、欲を棄て、明かに訴訟を辨めよ。其れ百姓の訟は一日に千事あり。一日すら尙爾るを況んか歳を累ぬるをや。頃、訟を治むる者利を得るを常と爲し、賄を見れば讞を聽す。便ち財有るもの、訟は石をもて水に投ぐるが如く、乏しき者の訟水をもて石に投ぐるに似たり。是を以て貧しき民は則ち申る所を知らず、臣の道亦焉に闕けぬ。
六に曰く、惡きを懲し善きを勸むるは古の良典なり。是を以て人の善きを匿さず、惡しきを見ては必ず匡せ。其れ諂ひ詐る者は則ち國家を覆す利器たり、人民を絶つ鋒劍たり。亦佞しく媚ぶる者は上に對ひては則ち好みて下の過を説き、下に逢ひては則ち上の失を誹謗る。其れ如此の人は皆君に忠無く民

に仁無し、是大亂の本なり。

七に曰く、人各任有り掌ること宜しく監せざるべし。其れ賢者官に任ずるときは頌音則ち起り、奸者官を有つときは禍亂則ち繁し。世に生れながら知るもの少く克く念ひて聖となる。事大きと小きとなく人を得て必ず治まる。時急きと緩きとなく賢に遇ひて自ら寛なり。此に因つて國家永く久しくして社稷危きこと勿し。故れ古の聖王官を爲めて以て人を求む人の爲に官を求めたまはず。
八に曰く、群卿百僚早く朝り晏く退でよ。公事監離く終日にも盡し難し。是を以て遅く朝れば急なるに速はず早く退れば必ず事盡さず。
九に曰く、信は是れ義の本なり事毎に信有れ。其れ善きも惡しきも成るも敗るも要す信に在り。群臣共に信あるときは何事か成らざらむ。群臣信無ければ萬事悉く敗る。
十に曰く、忿を絶ち、瞋を棄て、人の違ふを怒らざれ。人皆心有り、心各執れること有り、彼是むずれば則ち我は非ず、我はむずれば則ち彼非ず。我必ずしも聖に非ず彼必ずしも愚に非ず、共に是凡夫のみ。是みし非みするの理端か能く定むべき。相共に賢く愚かなること銀の端無きが如し。是を以て彼の人は瞋ると雖も還つて我が失を恐れよ。我獨り得たりと雖も衆に従ひて同じく擧へ。
十一に曰く、功と過とを明察にして、賞と罰と日者賞は功に在てせず罰は罪に在てせず。事を執れる群卿宜しく賞罰を明かにすべし。
十二に曰く、國司國造百姓に斂めとる事勿れ。國に二君靡く民に兩主無し。率土の兆民王を以て主と爲す。所任官司は皆是れ君の臣なり。何ぞ敢て公とくに百姓に賦め斂らむ。
十三に曰く、諸の任せる官者同じく職掌を知れ、或は病し或は使して事を闕くるあらむ。然れども知

ることを得るの日に相和ぐこと曾より識れるが如くせよ。其れ與り聞くことなしといふを以て、公務を勿妨げぞ。

十四に曰く、群臣百僚嫉妬有ること無かれ。我既に人を嫉めば人亦我を嫉む。嫉妬の患其の極みを知らず。所以に智己に勝れば則ち悦ばず、才己に優れば則ち嫉妬む。是を以て五百歳の後、乃今賢に遇ふとも千歳にして以て一聖を侍つこと難し。其れ賢聖を得ざる時は何を以てか國を治めむ

十五に曰く、私に背きて公に向くは是れ臣の道なり。凡そ人に私有れば必ず恨有り恨有るときは必ず同らず同らざれば則ち私を以て公を妨ぐ。憾起るときは則ち制に違ひ法を害る。故に初章に云へらく上下和ぎ諸れと。其れ亦是の情なる歟。

十六に曰く、民を使ふに時を以てするは古の良典なり。故れ冬の月には開有り以て民を使ふ可し。春上り秋に至りては農桑の節なり民を使ふ可からず。其れ農らざれば何をか食まむ桑せずは何をか服む。

十七に曰く、大事は獨り斷む可からず。必ず衆と與に宜しく論ふべし小事は是れ輕し、必ずしも衆とす可からず。唯大事を論ふに速びては若し失あらむ事を疑ふ。故に衆と與に相辨ふるときは辭則ち理わりを得む

福島政雄博士によると「聖德太子は、逆馬子を如何に取扱ひたまひしか。皇太子として攝政としての地位は、上天皇に對し下萬民の代表にたゞせ、皇族の一人としては馬子はまさに仇敵である。馬子を討たんか。事は容易なるも、君臣相尅の世界の現出すべきを患ひ、日本國教化の源は永遠に濁りゆくであらう。この間に太子の惱みはあらせられ、佛教研究を以て大乘精神に沈潜して「怨は怨によつて靜まらず、怨は怨なきによつて靜まる」とせられて忍辱の行として三十年の長きを馬子と共に政を取りたまうたのである。凡そ歴史を鑑みるに是非の論の存する處必ず争を生じ、争の生ずる處必ず流血をやまざるものがある。太子はこれを痛感し給ひて御身の生命裡に之を深省し給ひ、是非の理誼んぞよく定むべきと宣し、相争ふもの融和する

根本自覺をして凡夫の宗教的自覺を開顯し給ふたのである。故にこれは單なる馬子の問題ではなく、千萬世の末かけて日本國民の日常生活其のものを指導する力の根源たる所以が存するのである。これを要するに、日本教育の源流は奇しくも大陸文化との接觸の非常時に發し、國體に關する深刻なる問題を起生して非常なる危機に直面した際に、應神天皇の雄圖を達成し、更に聖德太子と云ふ大人格の、攝受正法捨身捨命の大精神によつて、日本國根本教化の第一歩を踏み出され、山背大兄、石川萬呂の如きは、身を捨て、日本教化の人柱となつたのである。即ち後世の大義名分論の如きは源流を太子に發すといふべきである。

六、教育理想の變遷動搖

外國文化の接觸は常に自國文化の全部面にわたつて動搖を與へずにはゐないものであるが、我國の上代に於いて儒佛二教の傳來に當りては、深刻なる思想的混亂を來したが、また明治維新の變革が行はれてより、教育の理想の上にも大なる動搖變遷を見たのである。これ等のことに關して省察を下すことは最も緊要のこととに屬してゐる。

まづ明治元年三月十四日、明治天皇には親ら京都御所の南殿に臨御し、天神地祇を祀り給ひて、公卿諸侯を參集せしめ給ひ、神前に誓はせ給ひたる五箇條の御誓文は、大化四年六月十九日、孝德天皇の皇太子中大兄皇子と共に群臣を率ひ給ひて天神を大槻の樹下に祀り給ひ、神祇に盟ひ給ひたる故事に則らせ給へるものと拜される。

一、廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ

一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ

- 一、宮武一途庶ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス
- 一、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
- 一、知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

これに續いて次の御言葉がある。

我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ 朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

これは單に教育の事に關するのみに止まらないが、抑々教育は國の大事であつて國家施政の大方針に准據すべきは當然である。故に教育の理想も亦たこの五箇條の御誓文の中に拜し奉るべきである。

次いで明治元年九月十六日、皇學所と漢學所とが假設せられた。その規則の中に「國關を辨じ名分を正すべき事、漢土西洋の學は共に皇道の羽翼たる事」を明示せられてゐる。これ即ち今日謂ふ所の皇道主義である。これは、五箇條の御誓文の第五項に「知識ヲ世界ニ求メ皇基ヲ振起スヘシ」とある中の、皇型と照應したる精神である。

明治六年六月十五日の學校への達の中に、「蓋神典國典の要は皇道を尊み、國體を辨するにあり、乃ち皇國の目的學者の先務と謂ふべし」とあるによつても明かである。この要求は決して偏狹なる皇道主義ではなく、正々堂々たる主張である。同じ達の中にて「漢土の孝悌彝倫の教治國平天下の道、西洋の格物窮理開化日新の學亦皆是斯道の在る所學校の宜しく講究採擇すべき所なり」といひ、また「如此なれば舊來の陋習を破り天地の公道に基き、知識を世界に求め大に皇基を振起するの御誓文の旨趣に不悖是乃ち大學校の規模なり」と述べてゐる。當時の大學校は、實際教育を行ふと共に教育行政を司つてゐた。以上の達は即ち當時の

政府の教育方針である。明治維新にはまづ神祇省を設け、後教部省と改め、教導職を置き、或三條の教憲を發布する等のがあつた。

- 一、散神愛國ノ旨ヲ體スヘキ事
- 二、天理人道ヲ明カニスル事
- 三、皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムルベキ事

これが三條の教憲と稱せらるゝものであつて、教導職の人民に對する説教、訓練、教化を行ふ所の根本信條ならしめた。

これらの事によつて見れば、何れも悉く皇道主義の理想であつて、本質的には最正鵠を得たるものであつた。然るにもしもこれが徹底的に行はれたならば、我國の徳育は正常なる發達を遂げて、後年の思想問題等の如きも起らざりしなるべく、また今日の如きほどの日本精神、皇道精神の高調も或ひは行はれざるべく、抑々また日本教育への反省も無用たるに了つたであらう。

明治五年八月の學制頒布を見るに及び、教育の理想は一擲せられて専ら英米の功利主義、個人主義に淵源せる實學主義の採用となつた。この重大なる轉換が一朝にして斷行せられたるは、物資文明を追ふことに餘りに急に失し、その吟味とその反省を考慮せず、此の如き重大なる過誤を犯したのである。

我等の特に注意すべきことは「何事にも知見を磨きて正確なる認識に基き、信じて行ふべき底に至らざる間は、凡ては砂上の樓閣の患がある」といふことに他ならない。

學制頒布被仰出書の冒頭に曰く「人々自ら其身を立て其産を治め其業を昌にして以て其生を遂ぐる所以のものは他なし、身を修め智を開きて才藝を長ずるによるなり。而して其身を修め智を開き才藝を長ずるは學

に非ざれば能はず。是れ學校の設ある所以（中略）されば學問は身を立るの財本とも云ふべきものにして人たる者誰か學ばずして可ならんや。（中略）從來學校の設ありてより年を歴ること久しと雖、或は其道を得ざるよりして人其方向を誤り、學問は士人以上の事として農工商及婦女子に至つては之を度外に置き學問の何物たるを辨ぜず。又士人以上の稀に學ぶものも動もすれば國家の爲にずと唱へ、身を立つる基たるを知らずして、或は詞章記誦の末に趨り究理虛説の途に陥り、其論高尚に似たりと雖之を身に行ひ事に施すこと能はざるもの少からず」と述べてゐる。

これを福澤諭吉先生の「學問の勸め」初篇の教育思想と比較するに、殆んど相異れる點を發見し難いのである。即ち曰く「人は生れながらにして貴賤貧富の別なし、唯學問を勤めて物事をよく知る者は貴人となり富人となり、無學の者は貧人となり下人となるなり。（中略）専ら勤むべきは學問、普通日用に近き實學なり」かくて彼此相共に一言半句の皇道忠孝のことに言及するを見ない。加之、從來行はれたる教育を非難して「學問の勸め」に曰く「古來世間の儒者和學者などの申すやの、さまであがめ貴むべきものにあらず。古來漢學者に世帯持の上手なる者少く和歌をよくして商賣に巧者なる町人も稀なり、（中略）畢竟其學問の實に遠くして日用の間に合はぬ證據なり。されば今かゝる實なき學問は先づ次にして専ら勤むべきは人間普通日用に近き實學なり」といつてゐるのである。これは即ち深き反省をも拂はずして、徒に西歐の模倣に墮したる翻譯時代たりしがためである。後年に至つて其弊の餘りにも甚しかりし痛惜洪敷する所となつてゐる。

明治九年に互つて、政府は各府縣師範學校の教授用として北米合衆國から購入したる理化學機械一般を交付配與し、明治十年十月二十日には埼玉縣の如きは、米國製物理器械百二十點をば交付せられたのである。町田則文氏によれば、當時の政府なす所が餘りにも歐米化に失すること急なるため、明治六年米人ダビツ

ド・モルレー氏は「日本教育の進歩の景況につき」て報告書を提出し、國語尊重を力説して曰く「夫れ事は變更すべきものあり、變更すべからざるものあり。教育を傳ふる國語に至つては最も變更すべからざるものなり。故に人民普通の國語を以て授業の媒とせざれば、其教育能く浹及することなし。（中略）故に方今西洋語を以て一般の教育をなすは一時の便宜にして、猶中古歐羅巴人ラテン語を用ゐて教育の媒とせしが如し」とすら建言したのである。

明治十二年九月二十九日に發布せられたる教育令を見るに、なほ未だ自由主義の思想より蟬脱すること能はず、次いで明治十三年十二月二十八日にはその改正令が發布せられたのである。この改正令に至つて始めて米國流の自由主義は制度の上に於いて、その勢力を喪失するを見たのであつて。道徳教育の方針にも逐次反省を拂はるゝことゝなつた。然りとはいへ、社會一般の狀態これを洞察するときは、實際上に於ける力は、社會的、政治的には丁度明治十年より同二十年前後に互りて、それは恰も我國の立憲政治の搖籃期に該當してゐて、これがためにも學校教育の上に於いては、その理想、その主義等は頗る鮮明を缺き、國民教育にてはなほ未だその歸趨するところを知らざる有様であつた。その事例は多數に存して歴々乎として意に隨つて指摘擧示するを得るのである。此の如き推移のうちに經過しつゝ遂に、明治天皇の御下賜にかゝれる教育に關する勅語を拜戴するに至つたのである。

明治十三年十二月二十八日改正教育令の發布に際しては、「夫れ學制の頒布に當り執筆者意を成功に鋭くし校舍を壯大にし外觀を裝飾するの事往々にして免れず、是に於いてか學問の益未だ顯れずして人民之を厭ふの念先づ生ず。議する者其弊の因る處を探究せず、徒に罪を學事の干渉に歸して之を尤む。而して教育令此際に成れるを以て爲に其精神を謬るもの蓋し寡しとせず」と述べてゐる。

同十三年には文部省編輯局に於いては修身教科書を編纂することとなり、局長西村茂樹は個人として「小學修身訓」を著述刊行し忠孝仁義を説示したものである。

同十四年の「小學校教育綱領」に於いても、「小學校教員心得」にも、忠孝主義の道德教育を力説されてゐるのである。この頃發刊されて學校に採用せられたる修身教科書等にも、悉くこの忠孝主義を祖述せられ、天下翕然として嚮ふ所に従つて忠孝道德の教育に歸一せしめんことを期せられたのである。

然るに社會の大勢は依然として滔々たる潮流奔河の勢を以て、只管歐化政策の高調強化にのみ走つて、國家的反省と考察に一顧だに拂はうとせず、忠孝主義教育の聲にも耳を藉さうとはしなかつた。

明治十九年に西村茂樹は「日本道德論」刊行した。この前後に於いて西洋崇拜の風はその勢益々強盛を加へた。これを慨嘆するの徒は乃ち國粹保存を標榜して反抗するに至つたのである、明治二十年頃より文教の方針に關する論議は愈々激烈となるばかりである。

これより先き、明治天皇には侍講元田永學をして「幼學綱要」を編纂せしめ給ひ、皇后陛下にもまた西村茂樹をして「婦女鑑」を撰せしめ給うたのである。

かくて各方面に於いて漸く教育の根本方針につき反省を拂うて眞劍を極むるに至り、遂には地方長官會議の議に上るに至るや、政府は意を決して一切の手續を進め、明治二十三年に「教育ニ關スル勅語」の發を拜したのであるといふ。この勅語によつて教育の方針は根本的に明示せられて懇切至極なるものとなつた。本定まつて末これに隨ふ。國民教育の嚮ふ處明に定められてより日本本來の大道に精進することとなり、爾來、この勅語の御趣旨を奉體して、その實踐を日常生活の上に直に體現すれば事了るといふことになつたのである。

さて靜に教育の實績を省察し、國民の實地に於ける動向を考慮するとき、教育に關する勅語下賜の御趣旨の徹底上につきて、遺憾とする所尠からざるは、吾人の猛省を以て一層の奮勵努力をなすべきの覺悟を新にせざるべからざることを痛切に感得して、心底を扶る如きものあるを否み得ないのである。

この間に於いて、我日本の物質文化は確に日進月歩の實績を擧げて明々たるものがある。然りとはいへ、その外來思想の輸入に藥毒せられて、單に口頭徒らに空議空論を弄するに長じたるにとゞまり、いよいよ論駁反擊激烈を加ふれはますます實行實踐は放念消慮せらるゝに至り、特に道德上の信行については日を逐うて地を掃ひ、殆んど頽廢失墜に瀕せんかと危懼せらるゝこと一再にして止まらず、遂には、畏くも 叔慮を累し奉つて聖諭を拜したること屢々なりしことを回想する時、我等臣子の、誠惶誠恐、冷汗身心を濕ほして心肝ために氷結せんばかりである。

昭和五年十月三十日には、教育勅語發四十周年奉祝の大式典が擧げられて、當時の文部大臣は「教育勅語の御精神を拜し奉りて」と題せる小冊子を頒布した。

これによると「勅語の御精神の存する所を拜察し奉りて反省熟慮すると共に、我等臣民は何處までも御教訓を服膺し、實踐躬行に努めなければならぬ、と思ひます。(中略)明治二十年頃に至り新舊思想の對立混亂を來したのであります。かゝる際に勅語が發せられましたので、羣々たりし群議は自ら熄滅して徳教の方針は確立し、爾來今日に至るまで教育は、勅語の御趣旨に基いて施されつゝあるのであります。これは未來永遠に互つて決して渝るべき筈はありません。然るに近來國民中に、國體に反し國情に悖るが如き、矯激偏倚なる思想を懷抱する者を生ずるに至りましたことは、聖代の不祥事として極めて遺憾に存する次第であります。(中略)蓋し世界大戰以來、歐洲諸國が政治經濟其の他の社會事情に變革を來したるが爲に、國家

社會に對して奇矯過激なる新説を唱道するものを出し、其言説が我國にも波及して一部の國民を誑惑したる結果であると思ひます。尙之と表裏して、從來の道德風習に反抗し、社會の風紀を紊さんとする傾向をも生ずるに至つたと考へます。繰返し述べたる如く、勅語は徳教に關する最善最美の御訓でありまして、更に一語の加ふべきことも減すべきこともないのであります(中略)畢竟するに、國民が、勅語の御精神を奉體せんとする努力の猶足らざるものがあつた爲であると思ひます。(中略)教育勅語の御精神を徹底的に體認實行することに依つて、これに奉答することが出来ると信じます。(中略)詳しくいへば、國民一同が我國體の本義、建國の精神について確乎不拔なる信念を有し、勅語に示されたる道の實行に努むるにあります。茲に、教育勅語換發四十周年記念に際し、勅語の御精神を奉體し渾身の努力をなすやう、國民一同の堅き覺悟を希ふ次第であります」と結んである。

七、日本教育運営の綱領

如上述べ來つた我が教育の本質觀に基いて、これを如何に實際教育の上に體現すべきか。これを實地に如何に體現せんとしつゝあるか。これ即ち日本教育運営の綱領に他ならないのである。すでに實際論たる以上、叙述によるものよりも一層、微妙なる工夫と作用との連續にして、投意即妙の取扱を以て必須のものたるべく、容易にこれを文言の上に記述せんにも、その意を盡さんとして盡し能ふ所ではない。乃ち要綱を擧げて示すこととする。

第一節 教育者の矜持

教育の實踐には「同行」としての生徒、「先達」としての教師を見究むべきである。特に教師が「先達」として一步先きに進んで、生徒を率ゐて同行せしむるの矜持を以て、絶對的必要不可缺の要件とする。

従來、教育者を評論する場合、動もすれば師弟對立の如き西洋流の關係に置いてこれを視、教師は單に年齢、知見の先行者たるの差別を認むるに止まり、教育上の權威保持、指導誘掖のためになすところの體罰の如きは嚴にこれを禁ずる旨特に明記せらるゝ如き事(小學校令施行規則)は、疑もなく人格の尊重、はさることながら、個人主義的權利觀念に基くに他ならないのである。これ即ち生徒、兒童を一個の人格として、教師と同等視し、師弟對立の關係を承認せるものに非ずして何であらうか。

併しながら、我國體の本義に照し、日本教育の本質に立脚する時、教師と生徒・兒童とは、對立の關係には非ずして寧ろ「同行」の關係に終始し、他の一面に於いて、生徒・兒童は師父に對する隨順の境地に在りてこそ、日本精神を體現せるものであり、非對立の關係、不平等の關係に置かれねばならないのである。

西洋に於いてすらも、教育が愛を生命とする作用であることを説く者は決して尠しとしないが、その愛が徹底する時にこそ體罰の適正が自ら節制せられるのであつて、體罰禁止說者流の云爲するところは、先決問題として教育の本質を認めて正しきや否やを考察すべきである。抑々また彼等はその先決要件に於いて過誤を犯すことなからば誠に幸とすべきである。特に、歐米人は一般に、個人的・主我的なる世界觀・人生觀のみに支配せられて、絶對的愛の作用を豫想し認識し能はざることも、この過誤を敢て犯すに至りたる理中の

一とすべきであらう。

我國に於ける如く、生徒・児童を教師の「同行」として、師弟互に相助け相依り、相恵み相施し、一方の幸福を以て他方に於ける自己の至上の悦樂として、満足し感謝するの至情の心理の眞實を、殘る所なく十分に理會し得る國民の間に於いては、絶對的純粹愛に發する體罰の如きは、毫末と雖も或は危惧し、或は憂慮するに値しないのである。況んや法令にこれを禁止するの條項の有無の如きは齒牙にかくるに足りないに於いておやである。凡そ教育の本質に出發し、日本精神に起源する絶對的純愛の作用は、一として相共に美しく慈しみ尊び敬ふ關係に在らざるものなきや必せりである。但し體罰には嚴に慎重なる注意を要する。

學校に於けるストライキ事件の如きものも、凡て西洋文化、西洋思想の輸入の結果であつて、その學校に於ける教育が、日本教育としての眞生命を體得すること猶本だ十分ならざる處に、その禍因を胚胎するものといふべきである。

然るに學校ストライキは、西洋にはその事なくして我日本に發生したのは果して如何なる理由によるのであらうか。思ふに師弟間の觀念が、舊來の日本に於いて、非對等として「師の後去つて三尺その影を踏まず」といはれたる如きことに對し、師たるもの、修徳の不十分なると、教育制度の形式的、大量的になつたことを始め、他の一面に於いて個人至上主義の弊が反動的に現はるゝの機會を作り、師弟關係は道徳的關係から職業關係にと、觀念的に墮落し來つたことにも由ると考へられるのである。

なほ西洋に於いては、自由に就きては甚だ徹底して居るが、之に反して我日本の教師が、自己の及ばざることを反省することなくして、たゞ徒に干渉を事として程度を失して束縛乃至壓制と見らるゝまでに、執拗煩瑣を極めることにも由ると考へ得べき點なしとしない。即ち一種の無理が行はれることなきを保し難く、

また父兄、保護者乃至社會人は常に未熟なる生活の批判を、矯正指導せずして、返つて支持迎合するが如き傾向すら認め難くはない。これらの事實に因つてストライキの發生を防過するどころか、寧ろこれと助長せしめるが如きことすら少からずして、これにつきてはその責を免れないのである。

如上の事實は教育實踐上、誠に由々しき重大問題といふべく、速にこれが根本塞源的に根絶を期すべきである。それがためには他面に於いては社會人の反省を切望熱願すると共に、一面に於いては「健全ナル國民ノ養成ハ一ニ師表タルモノノ徳ニ俟ツ事ニ教育ニ從フモノ其レ奮勵努セヨ」との聖旨を奉體して、先づ自己の玉成に強めて倦まざる熱意を持つることが喫緊要急のことである。

教育者の自ら玉成を期すべき要項を擧ぐれば、大體次の通りである。

- イ、日本教育の本質の體認體現に精進し、日本教育者たるに全幅の自信を有するに至ること。
- ロ、日常生活は實踐躬行の熱意に終始し、生徒児童に接するに親切なる愛護を以て旨とすること。
- ハ、健全なる常識と、旺盛なる研究心とは、何人も必要とする處なるも、教育者に在りては特に然りとすること。
- ニ、生活と共に學習し、また運動をなし得るやう心掛を有し、即ち師弟同行たる心持を把持すること。

第二節 被教育者の研究

被教育を、心理的にも、身體的にも研究することの必要なるは暇々を要しないが、特に各個人に就きては、その環境、個性の觀察を遂げ、深き同情を以て働きかけることは、日本教育の實踐上に於いては、須臾

も忘るべからざる心得である。

彼等被教育者は、心理的にも、身體的にも、なほ未完成の状態に在るものと看做すことは許さるゝところなるが故に、青少年の敏感さを利用して周到なる用意の下に、倦怠退轉することなく、日本教育の根幹を思想的にも、行動的にも、反覆實踐して、信念的、習慣的第二次性たるに至らしむることに専心してその必成を完遂すべきである。青少年は環境に無言の示範に率ゐられ指導を感學してこれに服従し易きものである。今日の如き集團的教育に度の下には、教育者が信念行動の一切を渾然たる日本精神を以て滿ち充ちて漲溢せしめ、學校の活天發地の躍如たる空氣、常清新にして潤達なる雰圍氣の裏に、行節全たる諸般の施設、諸般の注意、且つまた諸般の行事等の一切を完全に給合せしめ、また即應せしむべきである。此の如き日本精神の沸り騰れる埒埒の裏に於いて、被教育者をして生活せしめ、不知不識の間に感化薫染に全力を集中し、細心なる注意と眞劍なる努力と、不撓不屈なる根氣との、全體的發展を期することが何よりも須要にして缺くべからざる要件である。

第三節 教育指導精神の明示と統合

今日の如き教育制度の下に於いて、多數の生徒・兒童が多數の教師に依つて、集團的に取扱はるゝ場合、的確なる効果を期待し得るために、具體的施設の中に就きて、最先決的なるものは、當該學校の歴史と現下の實狀とに鑑みて、剴切至當なる指導精神を、一層に全體的、に明示し、統合し、一絲も紊るゝことなき協力協働の實を擧げ得る如き方途を探究しなければならない。

日本教育の實踐上の理想として拜し奉るべき「教育ニ關スル勅語」の聖旨を全體的に把握する時、その勅語に於ける前段の、國體の精華は教育の淵源と做され、その精華は億兆一心の成果結實であり、またその終段に於いて、君民一徳と庶幾給ふと共に、首尾一貫せる大御心の存し給ふ處である。吾人はこの大綱を擧示さへすれば、他は一中心より百方に至るの放射的に、百般の事態をこの一點に歸一せしめることがなし能ふのである。この意味に於いて、統合指導精神の明示は常に可能なのである。

今日の學校は往時に於ける寺子屋式私塾とは懸絶してゐて、教育の大衆化と、大量生産的經濟原理とに立脚するが故に、特に教育作用の最大要點たる教師の人格的感化をして、不言實行のみに依つて之を効果あらしめんとすれば、相當の困難を豫想すべきことを免れ得ないのである。然りと雖も、現行教育制度をして昔時の寺子屋式私塾の方式に還元せしむることは、空論に失して現實には不可能事に屬する。加之、古今新舊の各方式にはそれぞれ長短得失あるは到底否み得ない處である。これを要するに、現行教育制度に於ける缺陷ともいふべき事柄に既きて、常に重大關心を繫いでこれを保持しつゝ、これを以て適處即應してその効果を擧げんことを期するの外に、現制の施設經營、謂ひ得べくんば運營上にはその方途を求め得ない。即ち指導精神の明示統合を行ふことを以て中心とし、往往坐臥の間にも、全我的に率先躬行の精神とする日本教育の實踐は、我國教育上に於ける最大最高の要訣であらねばならない。

指導精神の明示及び統合の具體例としては、學校に於いて、その學校教育方針大綱などの圖式の如きものを、或は校内に掲示し、或はそれを印刷したものを生徒・兒童に携帶せしむることなども恰好のものと思はれる。殊にその學校の創立幾周年などに際しては、特に生徒をして「本校創立幾周年をして榮光あらしめよ」などの標語の類を撰定し、これを以てあらゆる訓育的統合の實踐の促進高揚に努め、その創立記念の當該學

年をして良好の成績裏に終始せしむるが如きことも、誠に適切必須の行事であらねばならない。學校創立幾周年記念の如き卑近些少の事に留まるとはいへ、生徒・児童に對しこの話し方、仕向け方の如何によつては、彼等は熱心に、眞剣に、眞面目に努力することは殆んど意想外の事に至ることがあるのである。此の如き師弟協力の奮勵努力の結果は、自らにして「教育ニ關スル勅語」の御趣旨に添ひ奉ることとなり、歴史を誇り、歴史を語り、歴史に生きる處の、尊嚴なる心性を鍊成養育することを得ると信じてるのである。またこれと同一の意味に於いて、その學校が古き歴史を有するものである場合は、學校の歴史を尊重せしむることに努め、眞の歴史は保守に止まらずして、採長補短、芳ばしきものを進め、否らざるものを改めて、日に新にし日々新にし、常に累進的、躍進的に創造に努め勵むの意義たることを説いて、これを理會納得せしめ以て榮光輝ける歴史の上に、明々破闇の堂々たる功績を留めしめと意圖に基いて、日本教育の實踐に邁進すべきである。

斯くの如く考へ來る時には、吾人の教育實踐に當つては、常に不變不動の精神を持しつゝ、迅速に變動極まりなき現實的事象の上に、或は國家民族的なるもの、或は地方郷土的なるもの、或は個人人材的なるもの（當該學校の創立者、教職員、出身者、その他の緣故者等）の上に結合聯繫せしめて、その意圖の具現實實踐に努力すべきである。これがためには、日本精神の多面的、具體的、實證的研究考察を以て必須不可缺のものとするべく、それらの成果を指導精神の内部に織り込むべき工夫考案につきて、格段の意匠用心が凝らされねばならないのである。

第四節 行の訓練

我國體を明徴にして國史の大精神に徹底する時、我國民は「ことあげせぬ國の民たること、即ち「論より證據」、理論よりも實踐、即ち「行」を以て凡ての解決に處する信條に生きたる國民たることを知るのである。何事をも日本精神に歸結せしむること、それ自體が國體を行することである。行する處なければ縱令その人生に生くともそれは終に空虚であるに過ぎない。然るが故に我國の舊時の教育に於いては、口頭禪を卑下すること甚しきものがあつて、組織は簡單、事理は率直にして明白、これを行じて身を修むることを眼目としたのであつた。従つて、日本教育の眞の精神と實の意義とは、中江藤樹の流れを汲むことを得、また二宮尊徳の報徳の一生を通じて隨所に之を指摘するを得ると信するのである。

明治以來の教育には缺陷決して小少には止まらない。中に就きてその最大なるものは、他に非ずして、實踐に遠ざかることの一事であつたのである。

輓近に至つて道場といふ語が蘇生し、益々洽く社會に互つて用ゐられてゐるのは、抑々何を語るものであらうか。道場は、學校に於いて用ゐらるゝ教室に就き、轉置して之を用ゐては、到底味はひ難き深みを有してゐる。さりとはいへ教室も神聖である、教室を道場とするの説は或はなきを保し難い。然し現實に於いて教室については、道場の有する深味はこれを感じ難いのを如何ともなし得ないのである。

思ふに、道場とは、或技能、知識等を修得する場所といふが如き、單純淺薄なものに非ずして、固より或事、例へば武道の如き、を修練するを以て、行として主要なることとさるゝも、道場に於いては人間一切の

修練、一言一行を武道の精神に歸一して全的修養を積む所の、氣合の満ち充ちたる神聖なる場所、と解される。これには総合的、全人的修養に力むるの意が十分に包蔵せられ、凡てが考へること、行ふことに發願立志せられたるものである。

武道修練の極地は、明鏡止水裏の無我の境、以心傳心、心身自在無礙に在ることは判然として明白である。近時に至つて、此の如き意味の「道場」の語が用ゐらるゝこと頻にして、全く現下社會狀勢にありても行の訓練を要求せられて居るが故に因る。この行は、徹頭徹尾何處までも、本質的に行であり、行の反覆が習性となり、遂に確乎として強力なる性格を樹立するに至るのである。従つて、行の訓練は、これを始むること早ければ早きほど、またこれを繼續すれば繼續するほど、完全に徹底滲透するのである。

この點よりして、行の訓練をば始めんには、抑々人間生活開始の第一歩より、行の生活に入ることが最も好ましきことである。これを極端に論ずれば、嬰兒の養育につきて規則的に投入するが如きは、確に一種の行の訓練である。この行の生活に入るといふのは、幼少のものについては、既に行の生活をなすつゝある家庭に於ける、父母兄弟の中に入ることを意味してゐる。この間に注意を要すべきことは、行の訓練は知識啓發の開始期とは全然何等の關聯もなきことである。行の訓練重視の立脚地よりは、家庭の教育に於いて、後年の性格、運命の大半を決定するとも考へられるのであつて、その重要なことは誠に思ひ半ばに過ぎないであらう。然し乍ら、これは決して理知の力に依存することを要せず、先進者の指示、指導、模範に則り従ひ、只管にこれを行じ行せしむることであつて、敢てこれをしも困難なりとはいひ難い。

ともかく、日本教育のためには、家庭教育または、それに次ぐべき社會風教の刷新勵を尊重すべきである。學校に於いて行の訓練を行ふに就いては、一定の標語を撰擇して之を周知、熟知せしめて徹底的ならし

め、生徒・兒童の中にて或年齢のものにはこれに就きて知的啓發をも特に加へるを要する。行はこれを繼續を要件とし、多面的多變的に餘りに努果求むること多きに失するは、戒心省慮を忽せにしてはならないことである。行の訓練は、日夜を釋かずして水の行くが如く、須臾もこれを放つことを得ず、日常の言行そのものに、日本精神の滲透するに至らしむるを以て理想としなければならぬのである。

第五節 教育實踐への執着

教育の實踐的目標については、根氣よく、頑強に執着する、を以て目標とし、堅忍不拔にして勇猛精進、不退轉の努力を以て、不斷不休の奮勵を續行すべきである。

「根氣よく、頑ばり、執着せよ」との語は、何れも鞏固強靱なる意力を以て、目的に對して躍進し、之を達成せざれば已まざる底の強盛剛勁なる氣合の顯現である。このことは、凡そ日本精神に基づく所の陶冶に終始する教育に在つては、常にその指標を明確にして一指彈、一刹那、一石火の間なりと雖も、嚴乎として把持操守して、ゆめにもこれを放下厭離するが如きことは許されない。而してその指標に到達するための過程に於いては、何時如何なる處に在りとも、間斷なき努力を持久して、決して或ひは弛緩し、或ひは休絶するがごときことは、寸毫と雖もあるべからざることである。

此の如き至嚴至肅なる意義に存在する所の訓練は、彼の行の訓練と相俟ち相俟つて行はねばならないのである。茲に於いて、吾人は、日本教育の運営の上に於いて、永久的なる指針は、指標と努力との不變的存在と、不休的永續であることを、誠意誠心を盡して絶叫する次第である。

第五章 國民學校の要綱

一、國民學校の本義

教育とは、人間をして人間たらしむるまで陶冶することである、といふ命題から出發したる吾人は、人間とは何ぞや、といふ問題に進みて、種々の人間學說の類型に就いて述べたのであるが、人間を如何に理解するか、に依つて、教育の目的はそれぞれの形に規定せられるのである。

人間を宗教的なるものとする立脚地からは、宗教學校が起り、人間を理性的なものとする見解に因りて、哲學學校や文法學校、さてはまた人間學校などが設けられ、人間を自然的なものとする理解の仕方によつて、生活學校や、實驗學校が開かれ、そして人間を社會的なものとする考へ方に據りて、社會協同學校が置かれるのである。併し乍ら、此等の考へ方は、人間そのものに於いては、何れも一面的な見方に偏し、それぞれの教育も亦た偏見たるを免れないのである。

具體的な人間は國家的存在であつて、人間とは國民であり、學校とは國民學校であるべきである。而して、皇國こそ眞の人間陶冶の理想的な國家形態であり、皇國の教育の目的は、皇國の道を修練することによつて忠良なる臣民となることである。

然らば、國民學校の精神は如何なるものであらうか。以下これについて、吾人は論述せんとするのである。

我國の教育は、明治五年學制が頒布せられて以來、顯著なる進歩發展を見るに至つたのであるが、その目的とするところは、皇運を無窮に扶翼し奉ることになつたのである。その教育の内容、方法などに於いては西洋模倣の域を超越し得なかつた點も決して尠少ではなかつたのである。

然るに、國運の伸展擴大に伴つて、東亞並びに世界に於ける我國の地位と使命とは、愈々重大性を重加し來つたのである。則ちその任に堪へ得べき次代の大國民を育成せんがために、教育の刷新と振興とが國民を擧つて成く翹望要請せらるゝこととなつたのである。その企圖するところは、教育の目的・内容・方法・制度・組織等を一貫して皇國の道に歸一せしめ、その修練に依つて羣國の大精神を顯現すべき國民を育成せんとするにあつたのである。

乃ちこれがために、昭和十二年十二月、内閣に於いて教育審議會が設けられ、内閣總理大臣より「我が國教育ノ内容及制度ノ刷新振興ニ關シ實施スベキ方策如何」との諮問が發せられたのである。かくの如くにして、昭和十三年十二月八日、教育審議會總裁より内閣總理大臣に對して「國民學校師範學校及幼稚園ニ關スル件」が答申せられたのであつた。この答申を見るに、

國運未曾有ノ伸張ニ伴ヒ、東亞竝ニ世界ニ於ケル我が國ノ地位ト使命トハ愈々重大ヲ加フルノ秋ニ當リ、教學ノ本旨ニ則リ、時代ノ要望ニ應ジ、教育ノ内容及制度ヲ全面的ニ刷新センガ爲、先ヅ國民ニ對スル基礎教育ヲ刷新シ其ノ擴充整備ヲ圖リ、新學制ノ根柢ヲ確立スルト共ニ、克ク皇國ノ負荷ニ任ズベキ國民ノ基礎的鍊成ヲ完カシムルコト、最モ根本ニシテ極メテ緊要ノ國策ナルヲ認ム。依テ茲ニ義務教育ヲ八年トナシ、其ノ内容ニ刷新ヲ加ヘ、皇國ノ道ノ修練ヲ旨トシテ國民ヲ鍊成シ、國民精神ノ昂揚・知能ノ啓培・體位ノ向上ヲ圖リ、産業竝ニ國防ノ根基ヲ培養シ、以テ内ニ國力ヲ充實シ外ニ八紘一宇ノ羣國精神ヲ顯現

スベキ次代ノ大國民ヲ育成センコトヲ期セリ。

とある。また特別委員長の報告要領には、

惟フニ現行ノ義務教育制度ハ明治四十年以來三十有餘年ノ歲月ヲ經、其ノ間ニ於ケル文物ノ進歩、時勢ノ推移ニハ著シイモノガアルノデアリマス。今ヤ我方國ハ東亞ニ於ケル新秩序ノ建設トイフ未曾有ノ世局ニ際會シ、東亞並ニ世界ニ於ケル地位ハ愈々重大トナリ、思想ニ、産業ニ、國防ニ、國家總力ノ發揚ヲ必要トシテアルノデアリマス。此ノ秋ニ當リ、國民全體ニ對スル基礎教育ヲ擴充整備シ、新學制ノ根柢ヲ確立スルト共ニ、大國民トシテ須要ナル基礎的鍊成ヲ完ウシ、國運進展ノ根基ヲ培養スルコトハ、曩ニ決定セル青年學校教育義務制ト相並ンデ、教育上根本ニシテ極メテ緊要ナル國策デアリマス。此ノ事ハ之迄委員各位ノ齊シク要望セラレタ所デアリマス。依ツテ茲ニ義務教育年限六年ヲ八年ト爲シ、皇國ノ道ノ修練ヲ旨トシテ、其ノ内容ニ根本的刷新ヲ加フルコト、シ、教科ヲ統合シテ教育ノ徹底ヲ圖リ、國民精神ノ昂揚、知能ノ啓培並ニ體位ノ向上ニカメ、知徳身心ヲ一體トシテ國民ヲ鍊成シ、以テ内ニ國力ヲ充實シ、外ニ八紘一字ノ精神ヲ顯現スベキ次代ノ大國民ヲ育成センコトヲ期シタノデアリマス。

とあつて、我國の教育の内容及び、制度の刷新振興の第一着手として、普通教育の刷新と振興とが企圖せられたのである。

二、新らしき制度

普通教育の刷新の形式的方面、即ち制度としては次の二點がある。

イ、義務教育年限を八年としたこと

これは明治四十年以來三十有餘年間にわたり、義務教育の年限は六年であつたのを更に二ケ年延長することである。時局は正に重大であつて、生産力擴充その他に人的資源を要すること、甚だ緊急にして痛切なるものがあつて、國費の支出の莫大なること空前の巨額に上り、當面第一義的緊急の費途にこれを使用するの外は、全然一顧すら拂ふの迫なき今日の實勢ではあるが、尙ほ且つこの重大時局に當つて義務教育を二ケ年延長することは、今次事變の目的たる大東亞に於ける新秩序の建設といふことが、容易ならざる重大事實であつて、從來の如き程度の國民の教養では、此の如き重大なる國民的責務の遂行につきは、なほ未だ不十分にして不完全なるを免れないがためである。即ち新教育制の教育年限八ケ年を通じて、知徳身心を一體としたる大國民を鍊成して、大東亞新秩序の長期建設の根本を培養せんとするものである。

ロ、學校の名稱を變更したこと

我國の普通教育を行ふ學校は、明治五年の學制頒布以來小學校と稱して來たのである。元來小學校といふ名稱は、支那に於ける教育制度に起原し、朱子の大學章句の序を見るに「人生れて八歳なれば、則ち王公より以下庶民の子弟に至るまで、皆小學に入りて、之を教ふるに灑掃應對進退の節、禮樂射御書數の文を以てす。其の十有五年に及べば、則ち天子の元子衆子より、以て公卿大夫元士の嫡子と凡民の俊秀與に至るまで、皆大學に入つて、之に教ふるに理を窮め、心を正し、己を脩め、人を治むるの道を以てす。此に又學校の教、大小の節、分るゝ所以なり」とある。此に由つて之を觀れば、小學の意味は年少の兒童を教育する場

所の義である。即ち小學・大學の節の分るゝところは、教を受けるものの大小によつて區別した名稱たるに止まり、教育の内容なり、趣旨なりが表示されたものではないのである。然れば、共通性を有する名稱なるが故に、支那に於いても、日本に在りても、共通に用ゐ得るの便宜を有してゐるのである。

然るに、今や我國の東亞並びに、世界に於ける地位に鑑みるに、もはや我國は支那の舊制度を模倣するの要はないのである。殊に新秩序建設の指導精神はこれ即ち我輩國の精神たるべく、その内容は皇國の國民文化たらざるべからざることが明確に自覺認識せられたる今日に於いては、國民の基礎的鍊成をなす場所は國民學校でなければならぬのである。これ即ち、特別委員長の報告に於いて、「學校ノ名稱ノ如キモ小學校ヲ國民學校ト改メ、名實共ニ國民教育ノ面目ヲ一新セントラ期シタノデアリマス」とある所以であらうと思はれるのである。

國民學校の修業年限は八ヶ年とし、これを義務教育とせられたのであるが、これを分つて初等國民學校及び高等國民學校とするのであるが、答申中の「國民學校ニ關スル要綱」に於いては、

一、國民學校ノ修業年限ヲ八年トシ之ヲ義務教育トスルコト

二、國民學校ヲ分チテ初等國民學校及高等國民學校トシ、初等國民學校ノ修業年限ヲ六年、高等國民學校ノ修業年限ヲ二年トスルコト

初等國民學校ノ教科ト高等國民學校ノ教科トヲ一校ニ併置スルモノヲ國民學校トスルコト

三、保護者ハ兒童六歳ヨリ十四歳ニ至ル迄之ヲ市町村立國民學校ニ就學セシムベキモノトス

とある。また第十六項には、高等國民學校には修業年限一年の特修科を置くことを得るものとしてあるが、この特修科は義務教育ではないのである。

國民學校には、初等國民學校と高等國民學校の二階梯があるが、その二階梯とした理由に就いては、特別委員會委員長の報告によれば次の通りに述べてある。

第二項ニ於テ國民學校ヲ分チテ修業年限六年ノ初等國民學校及修業年限二年ノ高等國民學校ノ二階梯トシ、此ノ兩教科ヲ一校ニ併置セルモノヲ國民學校ト稱スルコト、シタノデアリマス。

言フ迄モナク國民學校ハ八年ヲ通ジテ一貫セル教育ヲ施スノデアリマス。然シナガラ特ニ之ヲ初等國民學校及高等國民學校ニ區分スル所以ハ、兒童十二歳ノ頃ハ身心發育上一時期ヲ劃シ其ノ後所謂青年前期ノ段階ニ入ルノミナラズ中等學校トノ聯絡及兒童將來ノ生活ニ付考慮ヲ必要トスルニ至ル等ノ理由ニ外ナラナイノデアリマス。

此の如く、國民學校に於いては、八年を通じて一貫した教育が施されるのであるが、また一面、兒童身心の發育と將來の生活とに鑑みて、初等國民學校、即ち兒童期の教育と、青年前期の教育、即ち高等國民學校とに分られたのである。従つて中等教育を受けんとする者は、初等國民學校六年の課程を修了した者が進むこととなつてをるのである。

三、新しき内容

新制定の教育制度につきて内容の刷新せられたることは如何なる處に存したるか。教育をその全般に互つて皇國の道に歸一せしめ、その修練を重んじ、同時に各教科の統合を圖りたる點に存するのである。即ち「國民學校ニ關スル要綱」を見るに、

四、國民學校ノ教育ハ左ノ趣旨ニ基ヅキ國民ノ基礎的鍊成ヲナスモノトスルコト

- (一) 教育ヲ全般ニ互リテ皇國ノ道ニ歸一セシメ、其ノ修練ヲ重ンジ、各教科ノ分離ヲ避ケテ知識ノ統合ヲ圖リ共ノ具體化ニカムルコト
- (二) 訓練ヲ重ンズルト共ニ教授ノ振作、體位ノ向上、情操ノ醇化ニカヲ用ヒ、大國民ヲ造ルニカムルコト
- 五、國民學校ノ教科ハ前項ノ趣旨ニ從ヒ、之ヲ縱ニ統合シテ別紙記載ノ通りトシ、各々其ノ統合ノ精神ニ徹セシムルト共ニ一面其ノ特色ヲ發揮セシメ、窮極ニ於テハ是等ノ教科ヲ國民鍊成ノ一途ニ歸セシムルコト
- 六、教育ト生活トノ分離ヲ避ケ國民生活ニ即セシムルヲ以テ旨トシ、高等國民學校ニ於テハ特ニ此ノ點ニ留意シ畫一ニ泥マズ克ク其ノ効果ヲ收ムルコト

としてゐるのである。特別委員會委員長の報告には、その趣旨を更に詳述してゐるが、これによれば、

- 一、義務教育八年ヲ通ジテ其ノ教育内容ヲ根本的ニ刷新シ、皇國ノ負荷ニ任ズベキ國民ノ基礎的鍊成ヲ爲スニカヲ用ヒナケレバナリマセヌ。此ノ點委員會ニ於テ特ニ慎重審議ヲ盡シマシタ事項ノ一デアリマシテ、我が國教育ノ本義ガ皇國ノ道ノ修練ニアルコトヲ明確ニスルト共ニ、單ナル知識技能ノ傳達ニ了ルコトナク、眞ノ人物ヲ陶冶シ、皇國ノ歴史的使命ニ即シテ、克ク皇運ヲ扶翼シ奉ルベキ忠良ナル次代ノ大國民ヲ育成スルヲ以テ本旨トスベキコトニ意見ノ一致ヲ見タノデアリマス。斯クノ如キ趣旨ノ下ニ、初等國民學校ニアリテハ國民トシテ必須ナル基礎的陶冶ニ意ヲ用ヒ、高等國民學校ニアリテハ更ニ其ノ程度ヲ進メテ之ガ徹底ヲ期スルト共ニ、國民生活ノ實際ニ即シテ實務的陶冶ヲ尊重シ、以テ國民ノ基礎的鍊成ヲ完ウスルコト、致シタノデアリマス。而シテ第四項及第五項ハ斯クノ如キ國民ノ基礎的鍊成ニ

關スル根本趣旨ヲ明ラカニ別紙記載ノ教科ハ更ニ之ヲ具體化シテ示シタモノニ外ナラナイノデアリマス。

第四項ハ、國民學校ニ於ケル教育ノ本旨ヲ明ラカニシタノデアリマシテ、特ニ其ノ一ハ、國民學校ニ於ケル教育ノ全般ヲ舉ゲテ皇國ノ道ニ歸一セシメ、且其ノ修練ヲ重ンズベキコトヲ示シタノデアリマス。從來各教科目ノ教授、知育ト訓育ト體育トハ、動モスレバ個々分離シテ綜合統一ヲ缺クノミナラズ抽象的形式的ニ流レ、信念トシテノ徹底ヤ實踐ヘノ指導ニ遠ザカレル傾キモナシトシナカツタノデアリマス。將來之ヲ改メテ國民學校ノ教育ヲシテ皇國ノ道ヲ以テ一貫セル根柢ノ上ニ立タシメ、國民生活ノ實際ニ即シテ實踐ヲ指導シ知識ノ統合ト其ノ實行トノ合致ヲ圖リ、國民學校ヲシテ眞ニ國民鍊成ノ場タラシメンコトヲ期待シタノデアリマス。

第四項ノ二ハ、教育ノ全般ニ互リテ訓練ヲ重ンジ、殊ニ勤勞ニ依ル身心一體ノ訓練ニ意ヲ用ヒ、創造的實踐的ナル國民の性格ヲ陶冶センコトヲ期スルト共ニ、教授ノ徹底、體位ノ向上及情操ノ醇化ニカヲ致シ、以テ知徳身心ヲ一體トシテ眞ニ人物ヲ鍊成シ、東亞竝ニ世界ニ於ケル皇國ノ使命ヲ自覺セシメ、大國民タルノ素地ヲ培養スベキコトヲ明ラカニシタノデアリマス。

一、教科ニ關シテハ、從來十數ノ科目併列シ往々ニシテ個々分離的ニ取扱ハル、弊ヲ見タノデアリマシガ、新制國民學校ニ於ケル教育ノ本旨ニ照シテ、是等ノ科目ヲ別紙記載ノ教科ノ如ク數科ニ統合シ、初等國民學校ニ於テハ、國民科、理數科、體鍊科及藝能科ノ四教科トシ、高等國民學校ニ於テハ、更ニ實業科ヲ加ヘテ五教科トシタノデアリマス。而シテ第五項ノ如ク是等ノ各教科ヲシテ統合ノ精神ニ徹セシムルト共ニ、他面其ノ特色ヲ發揮セシメ、以テ國民精神ノ徹底、科學的精神ノ涵養、身心ノ鍛鍊、技能

及情操ノ陶冶、職業ニ關スル基礎的教養ヲ施シ、窮極ニ於テ是等ヲ全體トシテ、國民鍊成ノ一途ニ歸セシムルコト、致シタノデアリマス。

別紙教科ノ備考ニ記載シタル如ク、特ニ初等國民學校第一、二學年ノ教科ニ關シテハ周到ナル監督ノ下ニ、之ヲ綜合教授ト爲スコトヲ認メタノデアリマス。又各教科ヲ通ジテ東亞及世界、國防ニ關スル教材ニ意ヲ用ヒ、我が國ノ歴史的使命ヲ理解セシメテ大國民トシテノ素地ヲ養フニ資シ、特ニ高等國民學校ニアリテハ公民教材ヲ尊重シテ、皇國ノ公民トシテ須要ナル教養ヲ得シムルニカメ、且卒業後ノ實生活ヲ顧慮シテ、職業指導ニ十分留意スルコト、致シタノデアリマス。斯クノ如クニシテ國民教育ニ於ケル各教材ノ本旨ヲ十分ニ發揮セシムルニカムルト共ニ、他面教科以外ニ於ケル祝祭儀式、其ノ他各種ノ學校行事ノ有スル教育的意義ヲ重視シ、之ヲ組織化シテ教育體系内ニ採リ入レ、其ノ訓育的効果ノ發揚ニ十分留意スベキコト、シ、斯クテ學校生活ヲ全體トシテ、國民トシテノ人物鍊成ニ歸一セシムルコト、致シマシタ。

尙以上ノ事ト關聯シテ、全教科ヲ通ジ教材ヲ精選シテ教育ノ徹底ヲ期スルト共ニ、兒童身心ノ健全ナル發達ヲ旨トシテ負擔ノ過重ヲ避ケ、學科ニ關スル教授ノ時數ノ如キ、成ルベク之ヲ輕減センコトヲ希望スル次第デアリマス。

一 第六項ハ國民學校ニ於ケル教育ヲシテ常ニ具體的ノ國民生活ニ即セシムベキコトヲ示シタノデアリマス。郷土教材ヲ尊重スルコト、セル趣旨モ之ニ外ナリマセン。而シテ特ニ高等國民學校ニ於テハ畫ニ泥ムコトナク、地方ノ實際生活ニ適切ナラシムル趣旨ヲ以テ、外國語其ノ他土地ノ事情ニ適切ナル加設科目又ハ隨意科目ヲ置クコトヲ得シメ、其ノ他教科課程ノ編制上或程度ノ融通性ヲ持タシムルコト、シタ

ノデアリマス。此ノコトハ獨リ教科内容ノ問題ノミニ止マラズ、校舍其ノ他ノ設備等ニ關シテモ亦同様デアリマシテ、徒ニ畫一ノ弊ニ陥ルコトナク、克ク地方ノ實情ニ適切ナラシムル配慮ヲ必要トスルノデアリマス。

と説き、頗る深切詳細に刷新の趣旨を述べてをる。

第四項(一)に於いては、國民學校教育の内容の根本趣旨が示されてゐて、教育全般に互りて皇國の道に歸一すべきものたることを、明らかにせられてをる。此の如き教育内容を有する國民學校は、次の如きものとして考へ得ると思ふのである。

國民學校は、教育に關する勅語の趣旨に基づいて普通教育を施し、皇國の負荷に任ずべき國民の基礎的鍊成をなすを以て目的とするものである。

第四項(二)及び第五項は、共に教育の方法が示されたものと見るべきであつて、第四項(二)に於いては、教育全般に互りて訓練を重んじ、殊に勤勞作業による身心一體の訓練を重視すべきことが示されてゐる。そのために必要な施設の整備充實に意を用ふべきことを強調し、また教科として特に體鍊科を特設して、新に武道を加へ、實業科に於いては、少くとも農耕的戶外作業を課する建前がとられてゐるのである。

我國の教育の本義が皇道の修練である以上は、これは單なる知識の傳達に非ずして、これを生活の實地に行ぜねばならないものである。従つて國民生活の實際に即して、身心一體の修練を重視するは、當然當爲のことに屬するのである。

また第五項に於いては、教科の統合が示されてゐるのであつて、從來十數の科目が羅列してゐて、往々にして個別分離的に取扱はれ來りたる宿弊を矯正することも、亦たその目的の一であるが、更に根本的には、

各々の教科に於いて取扱はれたる文化内容が、本質的には國民文化として皇國の道の顯現であることを明示したものである。従つて、これ等の教科が悉く皇國の道に於いて統合せらるべきものたることは當然のことである。

其の根本に於いて、皇國の道から顯現したる教科は、縦に於いては、皇國の道に歸一すべきことは勿論のことながら、同時に横に於いて、相互の關聯を持続すべきものである。然るに、從來、十數の科目が羅列して、往々個別分離的に取扱はれ易かりし通弊の由つて來りたる原因は、教育内容としての文化材が如何なる本質を有するものであるかを、明瞭に認識し居らざりしことにも因るものであらうが、また他面には、西洋の文化理論が無批判に移入せられて、各々の文化價值は、絶對的にそれ自體として存在するものである、と見る立脚點に立つてゐたことにも因るのである。

絶對的な文化價值は、世界共通的な妥當性を有するものなるが故に、此の如き文化材を傳達する學校は、哲學々校であり、世界學校であり、人間學校である、とせられたのである。然るに國民學校に於いては、文化の見方が根本的に變化し來つてゐるのである。文化は國民文化であり、國民文化はその國の道から顯現するものであると見るのである。此の如き眞實なる國民文化たればこそ、世界文化たるに相應はしきものなのである。而して國民的眞實性を有せざる、外國移入の稀薄極まる文化は、縱令、それは外國的でありとするも、決して世界的ではないのである。世界的とは、具體的な人間生活に根據を有するものであり、それがまた世界に於いて存在する理由を有するものではあるが、單に共通なるが故にのみ因るのではない。こゝに於いて「國民學校ニ關スル答申」の中には、從來の十數科目の教科を、四科目乃至五科目とし、次の如くに按配せられるのである。

初等國民學校教科

一 初等國民學校ノ教科ハ左ノ四教科トナスコト

國民科 修身(禮法ヲ含ム)・國語・國史・地理
理數科 算數・理科
體鍊科 武道・體操(教練、遊戲及競技、衛生ヲ含ム)
藝能科 音樂・習字・圖畫・作業・裁縫(女)

備考

- (一) 國民科ハ第四學年以下ニ在リテハ修身國語トシ・修身教材、國語教材ノ外、國史教材、國土教材、東亞及世界教材ヲ配スルコト
- (二) 理數科ノ理科ハ第三學年以下ニ在リテハ自然界ノ事物現象ノ觀察トスルコト
- (三) 體鍊科ノ武道ハ第五學年以上ノ男子ニ之ヲ課シ、女子ニ在リテモ之ヲ課スルコトヲ得ルコト
- (四) 藝能科ノ作業ハ第一學年以下ニ在リテハ主トシテ手工トスルコト
裁縫(女)ハ第四學年以上ニ於テ課スルコト
- (五) 行事ヲ重視シ出來得ル限り之ヲ組織化スルコト
- (六) 各教科ニ互リ左ノ事項ニ關スル教材ニ付十分留意スルコト

イ 東亞及世界
ロ 國防
ハ 郷土

一 第一學年、第二學年ニ付テハ周到ナル監督ノ下ニ全部又ハ一部ノ教科ノ綜合教授ヲナスコトヲ認ムルコト

高等國民學校教科

一 高等國民學校ノ教科ハ左ノ五教科トナスコト

國民科 修身(禮法ヲ含ム)・國語・國史・地理

實業科 農業・工業・商業・水産ノ一科目又ハ數科目

理數科 算數・理科

體鍊科 武道・體操(教練、遊戲及競技、衛生ヲ含ム)

藝能科 音樂・習字・圖畫・作業・家事(女)・裁縫(女)

備考

(一) 實業科ニ於テ農業ヲ課セザル場合ハ每週適當ナル時數ヲ農耕的戶外作業ニ充ツルヲ建前トスルコト

(二) 體鍊科ノ武道ハ女子ニ在リテモ之ヲ課スルコトヲ得ルコト

(三) 行事ヲ重視シ出來得ル限り之ヲ組織化スルコト

(四) 職業指導ニ付考慮スルコト

(五) 各教科ニ互リ左ノ事項ニ關スル教材ニ付十分留意スルコト

イ 東亞及世界

ロ 國防

ハ 公民 ニ 郷土

二 各教科ノ科目ニ付テハ前掲ノ外、地方ノ實情ニ應ズルヤウ、外國語其ノ他ヲ加設科目トシ、又ハ之ヲ隨意科目トスル等適切ナル方法ヲ講ズルコト

と論述してゐるのである。此に由つて之を觀れば、従來行はれたる十數科目が、四教科乃至五教科に統合せられてゐる。而して各教科に於いては、それぞれ統合の精神に徹せしむると共に、他面に於いては、その特色を發揮せしめて、國民精神の徹底、科學精神の涵養、身心の鍛鍊、技能及び情操の陶冶、職業に關する基礎的教養等を施し、窮極に於いては、是等を全體として國民鍊成の一途に歸せしめんことを期してゐるのである。

さて視點を一轉して兒童生活に移せば、そこに於ける、常識の世界、日常の生活に就いては、特別な教科の區分もなく、教科目の配置もないのである。それなるが故に、學校教育に於いても、兒童生活それ自體より出發起動すべきものであり、謂ふところの綜合教授を以て本體とすべきであるとの説も行はれる所以である。學校教育が兒童の生活から出發すべきものたることは、今さら喋々するを要しない。併しながら、兒童生活は常に不斷に生長發達して青年生活に移行し、やがては成人生活の域に進入到達するものである。兒童も七歳に至れば、想像的な全體生活から躍して、實際的な分析的な個別生活に轉進移行するものなるが故に、此の如き心理的發達に即して、苟も學校教育たる以上、は兒童の日常生活、常識の世界から出發しながら、一面に於いてはそれから游離したるもの、それを理解するもの、その意義を把握して益々その向上と發展とに資するものであらねばならないのである。

若し學校生活が幼兒期の生活と同じものであるとすれば、それは既にモイマン等によつて研究せられたる教授上の原理を無視したるものであつて、教育をして徒に遊戯たらしむるか、否すとすならば、組織をして混沌の状態に陥らしめて殆んど拾收するに難からしむる以外の何物にも非ることとなるのである。此の如き事態に到らんか、到底教育が國家生活の向上の根本を培ふものたることとは稱し得ないのである。従つて、「教育ト生活トノ分離ヲ避ケ國民生活ニ即セシムルヲ以テ旨トシ」とあるのは、教育が國民生活と分離すべからざることを明示してゐるのであるが、然りとはいへ、これは國民生活が混沌状態にある、この意味では決してないのである。

兒童生活より出發して、常にこれを顧慮しつゝ、これを修練せしむると共に、彼等の生活及び體驗を反省せしめ、想像的な未分化生活を分析し、理解せしめねばならない。分析することは即ちこれ理解の第一歩であつて、具體的な未分化生活を分析して、その然るべき所以を十分に理解せしむべきである。而してこれを更に秩序ある具體的事實として實踐せしむることが綜合であつて、これ即ち理解の第二歩である。凡そ事を分析する場合には、具體的な未分化的なものがその前提となつてゐるのであるが、もし未分化をして未分化的に終らしめんか、それは到底發展を期することを得ないのである。而して發展は決して未分化の延長ではなく、未分化といふものが飛躍し轉換した状態である。しかもその飛躍轉換は分析によつて行はれ、更にこれを綜合して實踐することによつて起るのであらう。

それ故に、謂ふ所の合科教育に於けるが如く、兒童生活の未分化的方面のみを尊重し、それを重視して、教科の差別を無視するが如きことは、兒童生活の半面を見たるに過ぎない論旨であつて、それは教育陶冶の嚴乎たる事實を無視したものであらねばならないのである。

特に初等國民學校の教育に於いては、兒童の日常生活と社會生活とを顧慮しつゝも、各教科によつてそれぞれに心理的、論理的に説明し理解せしむると共に、行事・實驗、その他の訓練を通じて、綜合して實踐せしむることを以て喫緊要急のこととする。單に教科の聯絡理解のみに止まつてもしも行ふことがなかつたならば、縱令、綜合的に教授せられた教科も、なほ未だ統合の域には到達してをらないのである。また縱令、知識的に理解するにしても、知識相互の間に關聯するところは甚だ複雑であり、宏汎であるが故に、雜然として、或ひは漫然として生活より出發するのみにては理解もなし得ないのである。複雑なる生活の事實の中に在りて、よく教授の主題を見失ふことなく、それとの關聯を失ふことなからしめねばならない。乃ち、各教科の中に於いて、諸科目が統合せられてゐる所以を明かにし、また各教科目は、相互の關聯にあると共に、それ自身の組織と系統とを保持することを留意しつゝ、教授の根本統合としての皇國の道に歸一することを念願しなければならぬのである。斯の如き立脚點より國民學校の教科を觀る時には、次の通りに理解すべきものである。

國民科は、修身・國語・國史・地理の各科目が、相俟つて多面的にして、しかも各自の體系を有しつゝ統一ある指導をなし、兒童をして、國體の本義を明かにして、我國の歴史的、世界的使命を自覺せしめ、皇國臣民たるの基礎的鍊成をなすものである。

理數科は、算數及び理科の各科目を含み、しかも各教科目は獨自の體系を保持しつゝ、全體として統一ある指導をなし、兒童をして通常の事物現象を數理的、科學的に考察したり、處理する能力を養はしめ、これを生活の實踐に導き、科學精神の涵養をなし、以て我國運發展の實を擧ぐべき皇國臣民の基礎的鍊成をなすものである。

體鍊科は、武道・體操を含み、此等が一貫しつゝ、兒童の身心を鍛鍊養護し、潤達なる精神、強健なる身體を育成して、國民精神を昂揚すると共に、兒童をして國體訓練を積み重ね、以て義勇公に奉ずるの實踐力に培ふのを本旨とするものである。

藝能科は、音楽・習字・圖畫・作業・家事・裁縫等の各科目を含み、此等が各々独自の體系を有し、相俟つて統一ある指導をなし、兒童の創作的技能を修練せしめ、情操を醇化して、國民生活の充實に力めしめ、我國の文化の發展に貢獻せしむべき基礎的鍊成をなさしむるものである。

實業科は、農業・工業・商業・水産等の科目の中、一科目または數科目を課して、實業に關する普通の知識技能を授けると共に、職業に關する理解を深め、勤勞の習慣を養ひ、實業道德の實踐に努力せしむると共に、我國の産業の國家的使命を自覺せしめて、國運發展の基礎的鍊成をなすものである。

以上の如くに、各教科は縦にはそれぞれに根本の統合原理たる皇國の道に歸一しつゝ、相互に横の統一の關聯にあるものであるが、それと同時に、實質的に各教科目を統合してをるものであり、更に教科以外なる祝祭儀式、その他、各種の學校の行事とも、密接なる關聯を保持して、知識の統合と、その實踐との合致を圖り、國民學校をして眞に國民鍊成の場所たらしむることを期してをるのである。しかも國民學校の教育が内部的に統合せられて、一貫せる根柢の上に立ち、縱令皇國の道の修練に努力するとすとも、その効果の完きを期することは、就學以前に於ける幼兒の身心の健全なる發達、純良性情の涵養と即すべく離るべからざる緊密なる關係にあるのである。乃ち教育審議會にては、「幼稚園ニ關スル要綱」をも併せて答申したのであるが、それ以上に更に重大なる關係を有するものは、實に教育者の養成である。此等の外部的な關聯が一環として刷新せらるゝことによつて、國民教育の刷新は眞にその實効を收め得る次第である。

四、教養第一主義の教育者

教育は人間が人間にまで陶冶することである、といふ教育の命題よりすれば、教育刷新の要諦は、何よりも第一に、教育者にその人を得ることではなければならない。これがためには、即ち教員養成の組織、機構を一新するを緊要の急務とする。それと同時に、現在、教育に従事せる人々の修養も亦た重要な問題である。實際社會が駸々乎として日に就り月に進むの際に在りながら、その先達たるべき教育者にして、或ひは修養に懈怠あるが如きことならば、到底教育の刷新とその發展とは望み得べきものではない。然るが故に、教育の實績を擧げんがためには、教育者の素質向上は絶對的に須要不可缺のものである。

教育の陶冶力は、教育者が教材に精通し、その有するところの意義と、各教材の關聯とを十分に認識し、且つこれを皇國の道に統合して、單にこれを知識的に知るのみならず、更にそれを體驗し、これを實踐して、國民的な人生觀を把握せられたる時に至つて、始めて躍如として生動し來るのである。この教育の陶冶力の生動し來るに際しては、教育者の説くこと語ることは、兒童の體驗を深めてその生命の躍動を促進振興するのである。生成と創造との行爲的實踐こそ教育でありこれによりてこそ始めて、人間が歴史人として國家の使命に參與することがなし得る素質を育成するを得るのである。この故に、教育は先づ教育者の求道の生活より出發すべきものである教育は傳達には非ずして實に生の創造に外ならないのである。教育者と兒童との道を求むるところの一貫の生活によりて、それらの生そのものが更始一新さるゝことが教育である。然るが故に、もし萬一にも、教育者にして道を求め、道を行する心志を喪失するが如きことあらば、謂ふところの教育的感化影響は遂に生徒・兒童に與ふること能はざるにいたるのである。古來、我國の高僧と呼び顧

學と稱せられた人々が、終生學生を以て任じて汝々營々として、研鑽講究に邁進して退轉することなく、不斷不休の勉學に精進したことに對する時、之を現代の學究者流の一部に求道的精神、行道的事功の乏しからんとすることに比すれば、蓋し想ひ半ばに過ぐるものがあるであらう。

教育審議會に於いて、國民學校に關する審議の答申と同時に、「師範學校ニ關スル件」をも併せて答申したることは、以上の事情より觀ればまことに當然のことに屬するのであるが、これも亦た國民教育の効果を完からしめんがために他ならないのである。

この「師範學校ニ關スル要綱」に於いては、

- 一 師範學校ハ道府縣立トシ、國民學校ノ教員ヲ養成スル所トスルコト
- 二 師範學校ノ修業年限ハ三年トシ、中等學校卒業程度ヲ以テ入學資格トスルコト
- 三 道府縣ハ高等國民學校卒業者ニ對シテモ適當ナル教育施設ヲナシ、師範學校入學ノ途ヲ開クコト
- 四 師範學校ノ教育ハ左ノ趣旨ニ依リ教育者タルベキ人物ヲ鍊成スルコト

(一) 皇國ノ道ノ修練ヲ重ンジ、實踐躬行以テ人ノ先達タルノ修養ヲ積マシムルヲ旨トスルコト

(二) 勤勞ニ依ル身心一體ノ訓練ヲ重ンジ、學識ノ深化、體位ノ向上、情操ノ醇化ニカメ、東亞並ニ世界ニ於ケル皇國ノ使命ヲ體得シテ、克ク大國民鍊成ノ重責ニ任ズベキ識見實力ヲ養ハシムルコト

として居るのである。教育は教育者によつて行はるゝものであるが故に、教育者は躬ら皇國の道の修行者たるを要するのである。従つて、教育者たるものは自ら修養の工夫を積むべきである。古來、學道に於ける工夫としては、儒教に於いては、博學、審問、慎思、明辨、篤行を説いて居り、佛教に於いては、戒・定・慧の三學を擧げて居るのであるが、此等は採つて以て大いに吾人の參考とすべきものにして、他山の石として

以て玉を攻くべきものであらねばならない。

佛教に於ける三學に就いて、次に述べてみよう。

戒學は、或は身學とも呼ばれ、篤く行ふことであるが、道を學ぶものは、知學すると共に、身學することが肝要である。身學とは、身に於いて學を實踐することであつて、これを實踐し、これを行ふことである。この身學を伴ふことなき知識は眞に道を學する所のものには非ずして、行を伴ふことなき知は眞の學ではないのである。謂はゆるインテリ教育といふが如きものは、即ち實踐を伴はざる教育を意味してゐる。教育にして實踐を伴はざるかぎり、知が眞の知として具體的に把握せられたものである、とはいふを得ないのであつて、即ちそれは明辨したるものとはなし得ないのである。そこにこそ、教育者が勤勞による身心一體の訓練を重んじ、學識の深化、體位の向上、情操の醇化に力めざるべからざる理由が存するのである。

定學は、慎思、明辨することであるが、吾人は、勤勞を以てする身心一體の訓練に努力すると共に、慎思することが緊要でなければならぬ。定學といひ、慎思といふも、要は自己を反省することであり、吾人の雜念妄想を掃蕩することである。雜念妄想に蔽はるゝ間は、到底正しき身學も正しき知的考察も、これを望み得るところに非ずして、蓋し百年河清を待つに等しいであらう。身學には常に定學を伴はねばならない。これ即ち所謂、動中靜あるものであつて、動なき靜は即ち死であり、また靜なき動には歸一するところがないのである。東洋道德、特に我國の道德が自己反省に起原し出發することの一事は、彼の相手方のみを一方的に責むる所の西洋道德に比較する時、霄壤もたゞならざる懸絶が嚴として存してゐるのである。而して彼に在りては自他の平等にして無差別なる分配に立脚せる公正の徳を主位となせる事に對し、我に在りては、

各地一體の根源に深く透徹し、差別不平等を持しつゝも、仁若くは和を以て貴しとするところに、到底日を同じうし席を共にして語るべからざる大隔絶を存してゐるのである。

慧學は、博學、審問のことに相當してゐて、しかも篤行と不可分、不可離の關係にあるのである。博く知識を世界に求めつゝ、常に皇國の道に照して攝取同化を怠らざる態度、即ちこのことにして、審に問ふとは正にその謂ひである。即ち東亞並に世界に於ける皇國の使命を體得して、克く大國民鍊成の重大責務に任ずべき識見を養ふと共に、その眞剣熱誠にして不撓不屈なる實踐力を培養することに他ならないのである。

かくの如くにして、教育者は自ら道の實行者となることによつて、生徒・兒童を指導することがなし得るのである。教育は人間によつてのみ行はれ得るといふが、その人間は他に非ずして實に教育者なのである。家庭に於ける父母は家庭の教育者であり、社會に於ける各人は、一は教育さるゝ者であると共に、他は教育するものである。併しながら、何れの場合であるといふも、教育はまた皇國の道に歸一するものであることを、深く心魂に銘記すべきである。

これを要するに、教育は人間を人間にまで陶冶することであるといふ從來の定義より、今や正に、教育は人間を國民とすることであり、日本教育の本義は、皇國の道の修練であることが、理論的に證明せられたのであるが、更にまた百尺竿頭、一步を進めて、我國策として、この教育が實施せられるに至つたのである。

第六章 師範學校教育令に依る

皇民鍊成

第一節 學制改革の意義と皇民鍊成

現下に於ける世局に際し、大東亞戰爭の目的達成即ち大東亞建設の完遂を期せんがため、わが皇國民の資質をして一層向上せしむべきことこそ、直に國家最高の要請たるべく、然して皇國民資質の向上を圖らんとせば、教育の力に俟つに若かざるは今更暇々を要せざる所である。

縱令、從來のわが國教育が、克く國運の進展、文化の向上に資し、國家の隆昌に貢獻する所、如何に偉大にして甚深なりしとはいへ、既に皇道の大東亞宣布に據つて開かれたる、大東亞戰爭の時局下に於いては、皇國の教育は今日に於いてこそ、虚心坦懐、忠誠奉公、惟神の道に立つて、更めて此の教育を検討せらるべきである。

その目標とする所は、凡そ教育の一切を擧げて、大東亞共榮圈建設に邁進すべき、皇國民鍊成の一途に歸せしむべき事以外に在るべきである。今回此の大戦時下に在りて、敢然として學制改革の斷行せられたる所以も、全く以上の諸項に因由するのである。

大東亞戰爭勃發以來、國防、産業、人口政策、その他諸般の國策的要請に基き、修業年限を短縮し、若き

力を實際に活動せしむることが、愈々切實を極むる現實的要求となり來りたるを以て、遂に昭和十八年の、教育の根本的刷新と、劃期的充實の實現を期すると共に、修業年限の短縮を圖るに至つたのである。

一、教育の國防體制化

皇道を大東亞に宣布し、八紘爲守の大精神を顯現することは、決して速急に能く爲し得る所ではなく、堅忍持久、相當の長年月に亘つて、皇國民の總力を結集し、一意専心、不休不斷の精進と、全努力とを傾注して、これが遂行に勵精しなくてはならない。則ち此の國家的使命の到達に、奮進すべき人材は、その所要量は夥多にして、我々の意思の外に及ぶべきこと、信じる。

この國家的要請に即應せんがためには、如何にすとも、修業年限を短縮し、及ぶ限り早急に多數の青年をして、喫緊要急の實務に就働せしめねばならない。昭和十八年に於ける教育改革に因る修業年限の短縮は、昭和十六年以降、實施し來つた大學・高等専門學校等の卒業者に對する臨時措置が、當時の國家情勢に基ける、焦眉の急に應ずるために、取り敢ず、年限のみの短縮を行つたものであると、全然その趣旨を異にしてゐる。

今その視角を換へて之を謂ふならば、修業年限の短縮といふことに留まらずして、舊制にする諸學校教育を悉く廢して、新しく四年制の中等學校教育、一年制の高等學校教育を樹立するものと看做し得るのである。乃ちこれに據つて、相當の長期間に亘れる見通しの下に、曠古の重大時局に對處すべき、わが國體教育の體制を整備すると共に、また教育の國防體制化を企圖せるものと、視らるゝのである。

而して昭和十八年の學制改革の發足點は、實に昭和十六年四月より實施せられたる國民學校令に依りて、

面目を一新せる初等教育を基礎として、此の上に樹立せられたる中等並びに高等専門の教育をして、その完全を期せしめんとする所に在る。故に教育刷新の目標とする所は、教育全般を通じて、「皇國の道に則る國民鍊成」を以て、終始一貫、不壞不動の教育目的として明確ならしめたる如くあると、ひ得るのである。

換言すれば、全教育制度に對し、具體的、物理的な壓縮を加へんことを避けて、その代替として、抽象的、精神的な要素を強化せんことを期してゐる。

大戰下に於いてなりとも、陸海の軍關係諸學校にては、その學制の根本改革等の類の行はれたることを睹ざる事に對照するとき、種々の權測考慮の存するもの敢て黜しとしないが、新學制の實施を見たる上からは、わが國を擧げて、教育實務従事者、學生生徒學童、及び家庭が渾然一體となり、文部當局の意圖を助成し、國家の知的水準と、國民の教養との低下を防遏すべく、奮つて努力を盡すべきである。

近代戦は、現に我等の大東亞戦争の朝夕に耳にし目にせる如く、舉國的總力戦となり、前線から首都まで残る限なく戰場となつてゐる。これが全戰場に亘つて如何なる個所に於いても、斷乎として敵の戦力を壓倒すべきである。新學制によつて國家所要の人材を養成して、全戰場に充實活躍せしむべきであるが、特に「皇國民鍊成を一貫不動の教育目的」として、新學制に伴ふべき諸種の缺陷を補修是正すべきである。如上の教育改革の眼目とする所要を要約すれば、次の三點に歸してゐる。

(第一) 國民學校令に據り、我國教育の根本義を明かにせる初等教育に照應して、皇國の道に則る國民の鍊成と云ふ事を、我國教育を一貫する不動の教育目的として明示してゐる。

即ち、新學制改革に當つては、深く思ひを此處に致し、皇國の道を修練せしめて、國體に對する信念を鞏固にし、よく皇國の使命を自覺して、至誠盡忠の精神に徹せしめると共に、創造活用能力を長養し、堅忍

不抜の體力と氣力とを鍊磨し、以て克く負荷の大任を完うすべき皇民の鍊成を主眼としたること。斯くして始めて、日本の教育の本義を發揮し得るのである。

(第二) 教育内容に關し、如上の目的達成に必要な刷新改善を加へ、即ち飽くまで自主的に、且つ出来る限り簡素にし、具體的充實を期した。

單に教科のみならず、更に進んで教科と修練とを併せて、眞に渾然一體、皇國の道に歸一せしめて、知徳相即心身一體の教育鍊成の實を擧げんことを期してゐる。

(第三) 中等學校、及び高等學校の修業年限を短縮し、師範學校に就いてはこれを延長した。

抑々學徒の實務に従事する時期を早からしめて國力の増強を圖るは、常時、非常時を問はず、實に國家不斷の要請にして、今次の改革に於ける年限短縮は、或種の教育理念の下に、徒らに修業年限を短縮することのみを目的としたるものに非ず。但し、一師範學校に就いては本科の修業年限のみを一ヶ年延長し、教育者養成の完璧を期してゐる。

以上は、他の部面にも透徹せしめらるべき、廣汎なる教育制度の改革を、軍國多事の際にも拘らず、難きを排して斷行し、尙更に之を擴張したる所以のものは、一に教育の事たる一日も忽にすべからざる所以に鑑み、また教育に對する國家不斷の要請に應へると共に、大東亞戰爭の完遂、大東亞共榮國建設の必成に備ふべき、教育の體制を整へんとする深慮に出でたるものである。

二、教育の充實簡素化

まづ中等學校制度に就いては、

(一) 中學校、高等女學校、及び實業學校は、これを新に制定せられたる中等學校令に包攝統一せられ、實業學校の教育を目して傍系の教育となす如き偏見は、最早や存り得可からざることとなつた。

(二) 教育内容を刷新し、これと不離一體の關聯に於いて修業年限が短縮せられた。即ち教育内容の刷新に付いては、中堅有爲の皇國民鍊成といふ大眼目の下に、學行一體の修練を積ましむるために、國民學校教育に於いて確立せられたる教科課程の仕組みを基礎として、更にこれを擴充發展せしめ、新に教科の體系を樹て、全體的統一を圖ると共に、更に各教科と一體の關聯にある教科外の行事、作業等を、行的修練を中心として一層組織化し、新に「修練」を設け、これを正課として必修せしむることとなつた。また教科の組織は、上述の如く一新せらるゝと共に、これに即應して、簡素にして充實せる教育たらしむるために、専ら重點的見地より學科課程が編成せられた。

(三) 教育の簡素化を圖つた。即ち複雑多岐に亘れる課程を能ふ限り統一し、中學校に在りては、その第一種、及び第二種の課程を廢止して特定の教科目、例へば、外國語、實業等に付いて選擇履修を認め、高等女學校に在りては、實科高等女學校を廢止して高等女學校に統一し、名稱の區別に由る差別觀の撤廢を期し、また實業學校に在りては、從來複雑多岐に亘つてゐた修業年限、及び、入學資格は標準化せられた。

(四) 附設課程の整備充實を圖つた。即ち中學校に於いては、補習科を廢して新に實科を、實業學校に於いては、専攻科、及び専修科を、それぞれ置き得ることとし、高等女學校に於いては、補習科を廢し、高等科、及び専攻科を存續することになつた。

(五) 新に夜間中等學校の制度を設け、國民學校高等科修了程度を入學資格とするものに限る、中等學校令の中に包含せしめられた。

(六) 中等學校の設置に關しては、計畫性を持たしむることゝなつた。即ち從來、中等學校の設置は、その時々々の要求に基き、必ずしも計畫的には行はれなかつたが、今回文部大臣は、中等學校の増設、擴張、及び整理に就いては、地方長官に對して必要な命令を爲し得ることゝなつた。その他教科用圖書は、原則として國定教科書を用ひしめ、また休暇を短縮して、授業日数は相當に増加せられた。

今次の教育改革は、我が國教育を一貫する不動の目的を明示し、その達成に向つて、學校の種類、程度に應じ、所要の刷新改善を加へるものにして、中等學校教育の刷新、師範學校の刷新改善、特に中等學校は、新學制必要なる措置を講ぜられて遺漏なきを期せられてゐる。

三、皇國民練成が主眼點

師範學校の改善は、既に久しきに亘れる懸案であつたが、今回の師範教育令の改正に依つて、これが解決を見たのである。今その改正の要點を擧げると、

- (一) 道府縣立師範學校を官立に改め、且つ本科三年、豫科二年の専門學校程度の教育に改められた。
- (二) 教育内容の全面的刷新が行はれ、師範學校は、皇國の道に則り、國民學校教員たるべき者の練成を爲すを以て目的とすることを明にし、これがために學校の全施設を擧げて、人物練成の一途に歸せしむることゝし、可及的速に全寮制度を實施せらるゝことゝなつてゐる。
- (三) 師範學校に、男子部、及び女子部を置き、從來併立の男女兩師範學校は一つに統合された。
- (四) 豫科が置かれ、國民學校高等科修了者のために、入學の途が開かれた。
- (五) 師範學校卒業者の再教育施設として、各師範學校に研究科が置かれた。

- (六) 師範學校をして、特に地方教育と緊密なる關聯を保持せしめ、且つ國民學校教育の指導、及び研究機關としての職能を發揮せしむることゝなつた。
- (七) その他、自費制を廢して、公費養成の方針となり、並びに教科用圖書は、國定教科書を用ゐることゝせられた。

四、修練の強化徹底

高等學校教育に就いては、

- (一) 高等學校令第一條を改め、皇國の道に則り、國家の有用人物を練成することの、教育的を明確にすると共に、大學教育の基礎たらしむることを明示して、高等學校教育の性格を明確にせられた。
 - (二) 教育内容の全面的刷新を圖り、これを総合的、重點的に再編成すると共に、高等科の修業年限はこれを二年に改められた。即ち從來の如き多數科目の平面的羅列を廢してこれを統合し、且つ新に「選修制」を設けて選擇復修せしめ、或は實驗、實習を重視し、また體鍊を重んじて教授時數が増加せられた。
 - (三) 修練の強化徹底を圖つた。即ち全生徒を把握して訓育の徹底を期するために、全寮制度を實施し、また新に修練に關する實踐課程を設定する等、各般の施設を講じ、教育效果の完きを期せられてゐる。
 - (四) 教科用圖書の檢定方法を刷新すると共に、その選擇の指導が強化せられてゐる。
 - (五) 教育力の充實を圖るために、必要なる方策を講じ、その他、中等學校と同様に、附設課程の整理、即ち豫科、及び専攻科を廢止し、或は休暇を短縮して、授業日數の増加が圖られた。
- なほ大學豫科に付いても、高等學校に準備し、教育内容の改善、及び、修業年限の短縮の措置を講じた。

また専門學校教育に付いては、

(一) その教育目的を皇國の道に則り、高等の學術技藝に關する教育を施し、國家有用の人物を鍊成すべきものたることを明にせられた。

(二) これと同時に、實業専門學校を専門學校令中に包含せしめられ、一般の専門學校との一元化を圖り、實業専門學校と、然らざるものとの對向併立を排除された。

五、大學院制度の改革

以上は學制改革の主要なる事項であるが、修業年限の短縮に關しては、中等學校五年、または高等學校三年の學科課程を、四年または二年に壓縮したものとすが如きは、全くその本旨を誤つてゐるものである。而して年限短縮の結果、所謂、學力の低下を來すに非ずやとする論議の中には、如上の年限短縮を單なる課程の壓縮となすことに因るものもあるであらう、克く叙上の趣旨を諒解すべきである。

學制改革と併行して、大學院制度の劃期的改革、大學に於ける緊要なる講座の増設充實、研究機關の増設擴充、科學研究費、及び科學獎勵金の増額、並びに海外文獻の翻譯に關する機構の整備等、各般の方策を購することとせられてゐる。

六、教職員の待遇改善

此の如き廣汎に亘れ學制の改革は、我國教育史上に於いて、未だ曾てその例を見ざる所といふも過言ではない。然るに軍國多事の際、萬難を排して敢てこれと實行せんとする所以は、全く皇國の立國精神、及びこ

れが要請に應じて日本的教育體制を確立せんとするに在る。

教育は人に存り、と謂はれる。今回の教育改革の實施に當つては、學校の教職員の待遇を適切ならしめられ、殊に國民學校職員の待遇に就いては、師範教育制度の改正に伴ひ、速にこれが改善を期せられてゐる。

なほ今次の教育制度の刷新改善に伴ひ、教員の再教育、及び鍊成等の施設に就いても、それぞれ準備せられつゝある。

七、日本諸學の振興

國體の本義に徹し、肇國の大精神を體得せしむることは、皇國民鍊成の基根であり、且つ思想國防の鐵壁の陣營を完備し、大東亞共榮圈建設の征戰完遂に對して、不動の信念を立確する所に他ならないとせられる。

乃ち日本諸學の振作に依り、學問・文化の創造發展を圖ると共に、曩には、文部省に於いて、國史概説、大東亞史等の編纂を企畫し、更に詔勅の謹輯、古典の衍義等に就いて研究調査が進められ、皇國無窮の進運の根基を明にせると共に、國運隆昌の戒跡を詳にせんとして、新に修史事業として國史編修を企て、以て皇國の歴史的使命の識得に資せんとせられてゐる。

これらの諸般の施策も、その意圖する所は、一に曠古の世局に處して、克く國民思想の純堅を確保し、克く國家の總力を擧げて征戰の目的に結集せしめんことを期せられてゐる。

科學振興の根柢は、科學教育の振作に俟たねばならないが、科學教育は、畢竟、科學精神の涵養、科學知識の普及と、その體得とを圖り、以て國民の科學的教養と、實力との元實向上を期するに在る。

科學教育の振作のためには、教職の再教育、及び研究の獎勵、並びに科學教育に關する諸施設の整備充實

等につき、一段の努力を拂ふと共に、學校教育は勿論、一般社會に於ける科學教育の振興に力めることを要す。

次に生産の第一線に活躍する勤勞青年教育の振興擴充を圖り、戦力増強に直接貢獻せしむると共に、皇國民としての鍊成を完成せしむるを以て、緊要重大の事とする。

今次の教育改革に際しては、克く意をこゝに用ゐて、科學教育の作興には、一段の工夫と努力とを緊要とする。

また學徒の武道、教練、體育、運動、集團勤勞作業等、各般の體育訓練に就いては、一段と刷新振起を圖り、他面適正なる衛生養護の充實徹底を期して、國家の要請に應ふるべく、今一層の奮起を必要とせられる。

八、教育觀の轉換

明治以來の國民の教育に對する關心が、主として子弟の立身出世に止まつてゐたが、現下時局の重大なる意義に鑑み、斯かる考へ方は斷乎排除すべきである。即ち今日に於いては、國民一般は、如何にせば子弟をして君國のために御公せしめ得る如き教育を爲し得るか、といふ建前に於いて、教育に關心を有すべきである。

我國教育の根本目的が、皇國民の鍊成に存る以上、所謂立身出世主義の下に、教育をその手段と考へる如きことは、即刻斷乎として拋棄すべきである。

我國の教育につきては、明治初年、學問は、凡て皇道の扶翼たるべきことが示されたにも拘らず、明治以

降、大正、昭和の三代に亘りては、教育の方針は、主として歐米文化の輸入が目標とせられ、その根本的主旨が見失はれ勝ちとなり、日本人であり乍ら日本の外に立つて、日本を傍觀して無用の批判を事とし、自己の脚下を照顧することを忘るゝものを輩出し、個人主義的自由主義の如き、抽象的觀念を以て、我邦の現實の動きを指導せんとする如き弊害が醸し出され、遂に共產思想の持主すら生ずるに到つた。

然るに今回、我邦教育の根本目的が、皇國民の鍊成に存ることが明示せられ、學校は日本的なる立場に於いて、皇國臣民としての訓育鍊成を行ふべきことが、判然ならしめられたのであつて、則ち茲に於いて始めて、「知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ」と、五箇條の御誓文に仰せられたる國是は、今こそ正しき姿を展開することゝなつたのである。

また支那事變以來、殊に大東亞戰爭勃發に依り、ものごとの觀方、把み方に就いては、大轉換が齎せられてゐるのであるが、吾々は今や教育の本然の姿を發揮すると共に、無用の努力と、時間との浪費を阻止し得るであらう。

斯くの如くにして、所謂學力といふものに就いても、その考へ方が改められるべきであらう。凡そ學力といふ言葉は、極めて常識的なる、漫然たるものであるが、従事は主として、所謂知識の豊富さを以て、これを測ることができると考へられて居たのであるが、眞の學力とは、決して所謂知識の豊富さを意味するものではなく、實踐力と、將來の發展性とが標準とならなければならぬ。即ち謂ふ所の、虛學と實學との別をして、克く判然たらしめなければならぬ。即ち學力とは、生活から遊離して存する、學動的、抽象的、號的なるものではなく、眞に身に着いた自主的、創造的、具體的なもの、即ち實踐力として修得せられたる發展の能力ある學問、實學として修得せられたる力を意味すべきであつて、今後は、この立場に於いて、學問を

修得せしめねばならない。

九、國民思想の動搖

次に、國民思想の動搖に就いて、最も大切なことは、國民學校教育、中等學校教育、に於いて、十分に國體の本義、皇國民の使命が體得せられねばならない。然し乍ら、元來教育は、勿論學校教育を根幹とするものであるが、單にこれのみを以てしては眞に教育の目的を達し、その實を擧ぐることはできないのである。國民一般の生活態度が、無言の教育として、極めて重大なる影響を有つものであることが、一般に國民に自覺せられなければならない。

一〇、師道の昂揚

教育の刷新振興に就いて、最も重大なる要件は、師道の昂揚である。師道の昂揚と、教育者の尊重が最も大切なものでなければならぬ。師道の昂揚は、勿論師表たるべき人々の責務ではあるが、しかし單にそれ等の人々のみこれを求めても、その實現は期し難い所である。特に更に大切なことは、國民一般が、教育者を尊重するの美風を大いに作堅することである。

一一、結語

これを要するに、今回の如き教育内容の顯著なる改正は、教育者がよくその眞髓を掴むことが大切である。これを等閑に附して居らうか、立ち所にして、再び單なる新しい教科目、またこれに加へられた新しい

鍛錬作業等の併立となる處がある。

これらのすべてを、教師と生徒の生きた人、生きた精神によつて一つにし、その根源的な力が、或は知識として現れ、或は技能として現れ、或は身體の力強い活動となつて現れて、そこに眞の知識技能が活躍するやうにする。それがそのまゝに眞の人物の教育であり、また師弟俱學俱進の實もここに擧がるのである。

教育はこの決戦下に於いて、多くの直接的なる任務を持つて居る。例へば、國民勤勞報國隊の如き、或は輿報國團の如き、或は武道の修練、就中、銃劍術の鍛錬の如き、その他各種の戦時業務への協力、例へば、防空に關する協力の如きことがあり、またいよいよ強き國民的團結への貢獻、或は思想戦に對する任務、或は戦時生活の創案とその實踐、生産の増強、科學的研究の振興、特に發明、創造への努力等の如き、現下の戦争の段階に於ける緊要なる各種の事項を持つてゐる。

併し乍ら、凡そ此の如き戦時下の任務も、貢獻も、要するに新育としては、皇國民の鍊成の好箇の道場である。それは戦時の我國教育として當然のつとめであつて、決して特別の事柄ではない。教育はこれを以て決戦下の國家に奉公し、また直ちにこれを以て皇國の道の最も力強き鍊成たらしめることを忘れてはならない。

義に昭和十四年支那事變下、青少年學徒に賜はつた勸語には、

文ヲ修メ武ヲ練リ質實剛健ノ氣風ヲ振勵シ以テ負荷ノ大任ヲ全クセンコトヲ期セヨ

と仰せ出だされたのであつて、教育の此の如き根本的任務に就いての、明白なる大聖訓である。

凡そ我國教育の任務は、單に國內的な問題だけではない。言ふまでもなく、それは大東亞的であり、更に世界的意味を持つてゐる。新しい皇國民の教育を以て、大東亞に、また世界に貢獻すると言ふことは、特に

大戦下の教育の一日も忘れてはならない事柄でなければならない。大東亞戦争の歴史的な意味をよく了解して居る者にとつては、今回の皇國民鍊成の教育が、如以に世界的に大なる意味を持つてゐるか、また持つものたらしめねばならないか、は明白な事である。

それにしても、此の如く廣く大なる意義に應へるためには、所謂皇國民の鍊成が決して狭い小さいものであつてはならない。而して教育の斯くの如き大なる力が、強い根本的の力であることは今更言ふまでもない。

また曩に、學制頒布七十年記念に際し、下し賜はつたところの御沙汰に、

時艱ヲ救済シ皇基ヲ振起スルハ教學ニ須ツ所多シ其任ニ當ル者宜シテ銳意勵精國民精神ノ發揚ト學術技藝ノ振興トニ力ヲ致シ撥亂反正進シテ世界ノ文化ニ寄與セムコトヲ期スヘシ

と仰せられてある。これは我國曠古の難局たる、この大戦下に於ける教育の大任務を明示し給うたものである。時艱救済の力、撥亂反正の力は、固より武力の力にも依るけれども、亦以て文の力にも依るのである。

教育に於ける鍛鍊と、知識技能の修行は、必勝の信念の基礎であり、また總ての資源生産等、國家實力の源泉でなければならぬ。即ち國民精神の發揚と、學術技藝の振興が、如何に文武、國力の根柢となるか、大戦完遂の原動力となるか、また世界的影響の中核であるか、決戦下の教育は深く期するところがなければならぬ。

第二節 新師範學校教育令

一、新規程制定の主旨

大東亞戦争を勝ち抜くために、高度國防國家體制の確立がその急を叫ばれてゐるが、最も重要な生産力の擴充、國防力の増強の根柢をなすものは、國民學校の教育の振否如何に懸かつてゐる。

國民學校教育は、全國民子弟の基礎教育であり、しかも人の心身の發育、教養生で最も大なる影響を有する時期たる八ヶ年の教育なるが故に、この教育を擔當せしめる國民學校教員の養成こそ、大東亞共榮圈建設の完遂、日本の世界的飛躍に重大な役割を占める問題といふべきである。殊に今後の國民學校教員は、本來の使命に併せて、地方に於ける國民思想指導の中心となつて、地方生活確立の指導の指導的役割をも務めしむるを以て使命とせるが故に、師範學校教育の刷新改善といふことは、現下の急務であつた。

則ち昭和十八年三月八日、師範學校教育令を公布し、同年四月一日よりこれが實施を見たのである。その改革の目標も、

第一、師範學校を國家で直接經營し、國民學校教育は國家自ら養成する建前を以て、師範學校生徒は總て公費養成とすること。

第二、教育内容を充實し、その程度を引上げ、皇國の道に則る鍊成を目的として、國家的使命に副つた教育を施し、世界に雄飛すべき皇國民の鍊成を、安んじて一任することのできる、日本精神に透徹した潑刺清新な活氣ある教師を、養成すること。

の二點に置かれてゐる。

また従來の男子師範學校と、女子師範學校とを一にし、乃ち師範學校に男子部、女子部を置いて、一人の學校長の下にこれを経営せしむるを原則としてゐる。師範學校の卒業者は、概ねその府縣下に奉職する者なるが故に、同一方針の下に教育することが望まじきことであり、教育組織の簡易化、設備の利用と、資材の節約等を考慮したる結果によるのである。

二、男女各部と修業年限、入學資格

男子部、女子部に就いて、新制師範學校の修業年限、入學資格等を表示すると次の通りである。

| 科別 | 修業年限 | 入學資格 |
|----|------|--|
| 本科 | 三年 | 一、當該學校豫科修了者 一、中學校卒業者 一、他の師範學校豫科修了者 一、專門學校入學者檢定試験合格者 一、一般の專門學校卒業以上、學力ありとに於て中學校卒業以上の學力ありと指定された者 一、教授及び訓練期間五年の青年學校本校長が證明を得た者 |
| 豫科 | 二年 | 一、國民學校高等科修了者 一、滿十四歳以上で師範學校で行ふ國民學校高等科修了程度の檢定に合格した者 |

女子部

| 科別 | 修業年限 | 入學資格 |
|----|------|--|
| 本科 | 三年 | 一、當該學校豫科修了者 一、高等女學校卒業者 一、その他男子部本科に同じ、但し青年學校は教授訓練期間三年のものとする |
| 豫科 | 二年 | 一、男子部豫科に同じ |

| | | |
|---------------------|------|-------------|
| 研究科 | 六年以内 | 一、男子部研究科に同じ |
| 専攻科 (當分の 内設置) | 一年 | 一、師範學校卒業者 |

本科の入學に關しては、從來、上級學校への進學の道のなかつた青年學校修了者を、正式に入學資格として認めたことは、新制度の大なる特徴である。

豫科は、國民學校高等科修了者のために置かれるもので、師範學校の入學者を中等學校卒業者のみに求めるときは、所要の適材を得るに相當の困難を豫想さるゝのみならず、國民學校高等科修了者に對し、師範學校入學の途を開くことは、國民學校教員の配置の適正を圖る上からも必要である。

研究科は、師範學校卒業者の再教育施設として置かれたものであるが、現在の國民學校教員を入學させることを方針とす。

女子部の専攻科は、當分のうち師範學校女子部卒業者のために置かれるものなのである。

三、新制の教育内容

師範學校の教育方針は、皇國の道の修練を旨とし、わが國教學の本義の徹底を期し、皇國の使命を體得して、克く皇國民鍊成の重責に任すべき人物を鍊成することを主眼とし、その教育は教科と修練とに依つて行ふのである。

教科の制當は、中等學校教育の場合と同様にして、從來の學科目の羅列主義を廢し、その全體的統一を圖ると共に、簡素にして充實した教育を施すやうに、重點的學科課程を編成する。また教科と併せて、教科外の行事作業等を、行的修練を中心として、一層これを組織化し、修練として必修させるのである。教科の内容を表示すれば次の通りである。

| 教 科 | | 科 同 | |
|-----|-----|-----|-----|
| 男子部 | 女子部 | 男子部 | 女子部 |
| 本科 | 豫科 | 本科 | 豫科 |
| 國民科 | 國民科 | 國民科 | 國民科 |
| 教育科 | 教育科 | 教育科 | 教育科 |
| 理數科 | 理數科 | 理數科 | 理數科 |
| 實業科 | | 家政科 | 家政科 |
| | | 家政科 | 家政科 |

本科は修身、公民、哲學、國語、漢文、歴史及び地理
 豫科は修身、國、歴史及び地理
 教育、心理及び衛生
 數學、物象及び生物
 農業、工業、商業又は水産
 本科は家政、育児保健、被服及び農藝
 豫科は家政、育児保健及び被服

| | | | | |
|------|------|------|------|-----------------------|
| 體練科 | 體練科 | 體練科 | 體練科 | 教練、體操及び武道 |
| 藝能科 | 藝能科 | 藝能科 | 藝能科 | 音樂、書道、圖畫及び工作 |
| 外國語科 | 外國語科 | 外國語科 | 外國語科 | 英語、獨語、佛語、支那語又はその他の外國語 |

この中には、本科では、外國語科の他は、各教科を基本教科として必修せしめることとなり、その他に選修教科として、右の表の教科中の一を選修せしめる。

豫科では、男子部の方には、各教科必修にして、女子部の方には、外國語科は隨意教科とせられた。

なほ本科の最高學年に於いては、各教科に就いて、附屬國民學校、または代用附屬國民學校に於いて教育實習を課す。

女子部に在りては、その他に附屬幼稚園、または代用附屬幼稚園に於いて、保育實習をも課す。

研究科の教科は、右の表に掲げたる各教科（但し外國語を除く）の中にて、その一を専修せしむることを原則とす。

教練は、大體に於いて中等學校と同様である。修練には、日常行ふ修練と、毎週定時に行ふ修練と、學年中隨時に行ふ修練とがあつて、隨時に行ふ修練は、一年およそ六十日がこれに充てられる。

なほ斯やうな修練を徹底せしめるためには、如氣にすとも全生徒を寮舎に收容し、所謂、二十四時間教育の徹底を期する必要があるが故に、師範學校にては、財政及び資材の許す限り、なるべく速かに全寮制度が實施せらるゝこととなつてゐる。

教授日数は、従來、毎學年二百日以上であつた處、新規程によりて、本科、豫科ともに、毎學年二百五十日以上と改められた。

四、教科用圖書

師範學校の教科用圖書は、従來の檢定制度にては不徹底なので、新規程では文部省で著作権を有するもの、即ち國定教科書を用ゐることと定められた。

但し、特別の必要がある時に限つて、文部大臣の認可を受けて、國定教科書以外の教科書を使用することも認められるのである。

五、學 資

師範學校の生徒は、卒業後すべて義務教育たる國民學校教員として、皇國民鍊成の國家的任務に服するのであるから、公費を以てこれを養成することを建前とし、本科及び豫科を通じて、全生徒に學資を支給することとし、授業料は徴收せざることとした。

従來は、公費生と私費生の兩者があり、地方長官が公費生の員數を定めることとなつてゐたが、新規程では、私費生を廢して全部が公費生となつたのである。

従つて師範學校卒業後の服務義務に關しての影響如何といふに、舊制度では公費生と私費生との別があり、服務義務は、公費生は卒業後、修業年限の一倍半、私費生は修業年限の二分の一に相當する期間と定められてゐたが、新規程では、一率に公費生となり、服務義務も、卒業後、在學年限の二倍と延長せられたのである。

なほ、服務義務の他に、就職義務と稱して、卒業後一年間は、その學校所在地の地方長官の指定に従つて

就職する義務を負ふべきこととなつた、また地方長官の就職指定に就いては、文部大臣は外國を含む全國の教員配當の狀況を考慮し、地方長官に對して必要な措置をとらしめることが出来る。

六、入 學

入學者の檢定に關しては、從來は、地方長官の定める所に委ねられてゐて、府縣によつてその檢定方法を多少異にしてゐたが、新規程では、本科に就いては、入學志願者に就いて、人物考査、身體検査、及び學力試験を行ひ、その成績を併せ考査して選抜することとし、豫科は、人物考査、身體検査の成績と、國民學校長の報告とを併せ考査して、選抜することに定められた。

從來、師範學校の學に就いては、十五年以上官公立學校の訓導等を勤務したる者の子は、優先入學を許可されてゐたが、新規程では、その優先入學を許可され得る者の條件が多少縮小せられた。

(第一) 五年以上國民學校職員、または官公立學校、若くは幼稚園の訓導、養護訓導、または保母の職にあつた者の子

(第二) 右の如き職にあつた者で、恩給を受ける権利のある者の子

(第三) 十年以上その職にあつた者の子と改められた。

また師範學校に對する轉學の問題については、從來は何等の規程がなかつたのであるが、新規程では、特別の事情ありと認められた場合に限り、關係學校長の協議により、轉學を許可されることを得るやうになつた。

第三節 高等師範學校及び女子高等師範學校の改革

高等師範學校、及び女子高等師範學校の制度に就いては、師範學校の改善と關聯して考究せられたが、昭和十八年に於ける學制改革にては、從來の現行制度に餘り變更を加へざることとし、根本的刷新はこれを將來、適當の時機を期せらるべきこととなつた。

しかし右の新規程に於いては、實施せられたる改正の主要なる點は、教育の目的を明示したことです。高等師範學校ハ皇國ノ道ニ則リテ中學校及高等女學校ノ教員タルベキ者ノ鍊成ヲ爲スヲ以テ目的トス。女子高等師範學校ハ皇國ノ道ニ則リテ高等女學校ノ教員タルベキ者ノ鍊成ヲ爲スヲ以テ目的トスと定められ、その他は單に條文の整理を爲すに止められたのである。

第四節 師範學校教育當事者の覺悟

大東亞戰爭下、國防、政治、經濟、産業等、あらゆる面に亘り、國家の總力を結集して各般の施策方途が購せられてゐるの際、その根基に培ふべき教育も亦た、全般に亘つて一大刷新を圖るべきは言を俟つまでもない。

即ち皇國の大使命を自覺し、一身を挺して聖業を翼賛し奉り、直に東亞諸民族の指導者たるに恥ぢざる人

材を育成することは、正に現下我國文教に課せられたる最高の任務である。

茲に於いて、内外の諸情勢の推移と、教育とに對する國家不斷の要望を深く省察し、國防、産業等、各般の施策の綜合的要請に即應して、國民學校教育の基礎の上に、中等教育、高等及び専門教育、並びに師範教育の全般に亘れる改革が斷行された。

今回の改革の眼目は、曩に國民學校令に明示せる我國教育の根本義に照應して、中等教育、高等及び専門教育、並びに師範教育を通じ、一貫せる皇國民の鍊成を照示すると共に、教育内容を根本的に刷新充實することを期したものである。

即ち、我國教育の根本義に則り、新に教科及び修練課程を定め、教科と修練との渾然たる統一により、教育の全般に亘つて皇國の道を練修せしめ、もつて國體に對する信念を鞏固にするを以て、主眼としたのである。

就中、師範教育の刷新は、周知の如く多年の懸案となつてゐたが、今次の教育改革により、ほどその體制の整備を見るに至つた。即ち師範學校は、これを専門學校程度に引き上げ、本科の修業年限を一箇年延長した。これ偏に國民學校制度の趣旨を一層徹底せしめ、これが指導的人物を育成すべき師範教育の重要性に鑑みた結果に他ならない。

惟ふに、師範教育の要諦は教學の本義に徹底し、一身を教職に挺して、皇謨を翼賛し奉るの信念を涵養すると共に、學行を一體として心身を修練せしめ、克く國民鍊成の重きに任ずべき徳操と識見とを養ひ、學校一體、剛健淵達なる校風の發揚を期するにある。

而して、教育の實際に當つては、教科の全體的關聯に意を用ひ、教科統合の趣旨を達成すると共に、教

授、修練の一體化に努め、學校の全施設を擧げて人物鍊成の一途に歸せしめねばならない。その間、克く青年期心理の發達を顧慮し、教育をして國民生活の實際に適切ならしむることが特に肝要である。

新制實施の初頭に際し、特に日本の眞姿を明確に認識し、そこに固き信念を培ひ、その根柢の上に、皇國の歴史的使命たる大東亞共榮圈の建設を期せねばならない。

廣く知識を世界に求むるに當つても、先づ皇國日本を十分に認識體得することを要件とすべきである。従來、動もすれば西洋に模倣追隨し、皇國日本の傳統を忘れて、恰も西洋化することが即ち進歩であるかの如き考へ方さへ、絶無なりとは斷言し得なかつた。しかるに此の如きは、畢竟、基礎なき砂上の樓閣に過ぎず、祖先の遺風を顯彰するものではなく、況んや此の如きは、斷じて皇基を振起し奉る所以でもないことは、敢て喋々を俟つまでもなく、實に、これを以てしては、共榮圈内の諸民斷の信倚をも贏ち得ることはあり得ない。

眞の進歩は、國民各自の特長の發揮に俟たなければならない。これがためには觀察力と創造力とを大いに涵養すると共に、忍耐力を強靱ならしめ、以て我國がありとあらゆる方面に於いて、他を凌駕するの大目標を掲げて、劃期的發展を期し、外、共榮圈内諸民族をして、歐米に比し物心兩面より、一層我國に對する信賴尊敬の念を厚からしむるところがなくてはならない。斯く考へ巫るとき、大東亞共榮圈建設の使命は、偏に教育の成果如何に懸つて居るといふも、決して過言ではないと信ずる。

制度の改革に付いて指示せられ來つた所は、主として方針を述べ、規準を定むる等、その形式を整へたに過ぎないが、眞に師範教育刷新の實を擧ぐるには、師範教育當事者の旺盛なる氣魄と熱意とを以て、率先勵行、全校は渾然一體となつて、眞の師範教育の實現に一意邁進せずして可ならんやである。

第七章 中等學校に於ける皇國 民修練の機構

第一節 中等學校令に據る學制改革の概観

學制の改革の中に就きて、中等學校に關しては、中堅指導者養成の綜合的目的を強調徹底せしめるために、從來の中學校令、高等女學校令、實業學校令を廢して新制中等學校令一本とし、去る昭和十八年一月二十一日公布せられたが、引續いてこの根本方針に基き、新に中學校規程、高等女學校規程、實業學校規程を制定し、三月二日その公布を見た。主要なる改正點は、皇國の道に則る國民鍊成の教育方針を明確にし、すべて修業年限短縮の短を補つて餘りある教育の充實に重點を置き、中等教育の完璧を期してゐる。

今回の中等學校の學制改革は、「皇國の道に則る國民鍊成」の根本方針を樞軸として、從來の學科目の平面的羅列を廢して、新教科目を重點に再編成し、更に修練課程を新設して、學校報國團の活動、行的修練を中心とする教育したことを以て、最大の特色とすべきである。

更に修業年限短縮に伴ふ學力の低下に就いては、授業日數、毎週授業時間總數、教員定數の増加等を以て補ふこととしてゐる。また中等學校の教科書は、國定教科書とすることを以て原則とし、國定教科書の無い場合に限つて、文部大臣の檢定を経たものを使用し得ることとし、映畫、音盤、放送を教材として使用する

規程を設け、中學校、及び高等學校にては、自體虛弱者のために養護學級を設け得ることとし、中學校、高等女學校、及び實業學校の附設課程、實務科、高等科、專攻科の修業年限、入學資格等を明確に規定すると共に、入學者選抜に關しては、地方長官は文部大臣の認可を得て、入學考査の學區制の統合をなし得る規程を設け、中學校、高等女學校、または實業學校との間に、生徒の相互轉學の道を開くことにせられた。これを要する、今次の學制改革に於ける要點は大體他に於けると同様にして、次の三點を置かれたと見るべきである。

(第一) 教育目的の一貫的な統一を圖り、これを「皇國ノ道ニ則ル國民鍊成」といふことに歸一されたこと。

(第二) 教育内容を刷新充實すると共に、これを簡素にして教授訓練の全きを明したること。

(第三) 教育内容刷新に即應し、これと不離一體の關係に於いて、努めて修業年限を短縮し、學徒をして速かに實務に就かせようとすること。

第二節 中等學校制度の改正

一、教育目的の統一

教育目的の統一は、昭和十六年から施行されたる國民學校制度に於いて、

國民學校ハ皇國ノ道ニ則リテ初等普通教育ヲ施シ國民ノ基礎的鍊成ヲ爲スヲ以テ目的トス

と、程されたのに即應して、中等學校、高等學校、專門學校、師範學校の教育目的を一貫統一せしめ、これ

に即應して學校制度を整備した所以である。

中等學校に就いて、

中等學校ハ皇國ノ道ニ則リテ高等普通教育又ハ實業教育ヲ施シ國民ノ鍊成ヲ成スヲ以テ目的トスとなつてゐる。中學校と、高等女學校と、實業學校とは、等しく國民學校教育の上に立つて、中堅有爲な皇國民を鍊成するといふ目的に於てである。たゞその中に普通教育を施すのと、實業教育を施すると、教育方法上の差違が残るだけであるが、從來、動もすれば中學校、高等女學校を以て正系とし、實業學校を以て傍系とする如き差別觀念を生じ、同一目的に歸一すべき筈の中等學校としての全一性を忘れ勝ちであつた。また教育の内容に於いても、普通教育は理想に走り、實際生活に即しないのではないかとの非難もあり、一方實業教育に於いては、餘り専門的なことに走り過ぎて、基礎的なものを失ふ虞れがある等の通弊を一掃し、中等學校の共通目的に歸一させることを期せられてゐる。

二、課程の統一等

從來相當に複雑多岐に亘つてゐた中等學校の課程を、できるだけ統一し、簡素にすると共に、附設課程を整備したのである。即ち中學校に於いては、第一種、第二種の區別を廢して、上級學校進學者と、實務に就く者とを問はず、等しく中堅國民の鍊成としての目的を達成することに努め、また高等女學校では、實科高等女學校を廢止して、その名稱から生ずる差別觀念を排し、實業學校に於いても、修業年限と、入學資格を標準化すると共に、學科の種類を統合して、なほその上で各々その特色を發揮せしめることにせられた。附設課程も、教育の簡素充實化といふ意味の下に、できるだけ整備せられることになつた。これを表示す

れば次の通りである。

| | | | |
|-------|-----|--------|----------------|
| 中學校 | 廢止 | 存續又は新設 | 備考 |
| | 補習科 | 實務科 | 中學校卒業者のため |
| 高等女學校 | 補習科 | 高等科 | 高等女學校卒業者のため |
| | | 専攻科 | 特定の教科を専攻せしめるため |
| 實業學校 | | 専攻科 | 實業學校卒業者のため |
| | | 専攻科 | 國民學校高等科修了者のため |

從來の夜間中等學校は、今次の學制改革によつて公認された。元來夜間學校は、これまでは、惟り實業學校だけに就いて正式に認められてゐたのであるが、今回は、中等學校に於いて、夜間學校の制度を認め、國民學校高等科修了程度を以て入學資格とする夜間中等學校は、すべて中等學校令の中に包含せしめ、實務に従ひながら向學の志ある者對して、その志を伸暢せしめる道が開かれた。

三、教育内容の刷新充實

中等學校に於ける教育内容の刷新充實と、その簡素化といふことは、修業年限短縮の前提となるものであつて、修業年限短縮によつて、これまでよりも所謂學力の低下を來すことがないやうに、此の點に最も力を注いでゐる譯である。

新制中等學校では、これまでの學科目の平面的な羅列主義を發して、教科の制度が採用せられた。

これまでのやうに、學科目が個別に分離孤立してゐたのでは、具體的な人物鍊成を明する上に遺憾な點が認められるので、この點を改革した。新制の教科制度は、國民學校教育で確立した教科組織を基礎にし、更にこれを擴充發展せしめたもので、各教科はこれを教科外の修練と併せて一體とし、中堅有爲な皇國民の鍊成といふ大眼目の下に、學行一體の修練を積ましむることがその趣旨である。

而してその教科組織の下に重點的な見地に立つて學科課程を編成し、簡素にして充實した教育を確立するやうに考案された。

例へば中等學校全般に就いては、國民科、理數科、體練科を特に重視してゐる。

中學校では、外國語は第三學年以上は選擇履修とし、藝能科はその二科目または三科目を選択履修せしめることゝなつた。

高等女學校では、特に家政科を重視して、外國語は選擇履修とした。

實業學校では、實業的な學科を主體と化するが、基礎的陶冶の方をも重視して、その内容の全面的刷新を圖つてゐる。

また教科と一體的關聯にある所の教科外の行事、作業等の學徒修練の意義を重要視し、これまでの學校報國や、その他、教科外の種々な行事、作業の如き行的修練を一層組織化し、修練として教科と同じやうに、正科として必修せしめることゝなつた。

四、中等教科書の國定

これまで中學校と、高等女學校では、原則として、教科書は檢定制度であり、實業學校では、檢定せざるものが多く使用されてゐたが、新制では、中第學校全般に就いて、原則として國定教科書を使用せしめることゝし、文部省にて編纂することゝなつた。

五、授業時數の減少

修業年限を短縮されたる新制の中等學校に於いては、授業時數は如何に取扱はれることゝなつたか。先づ學力を低下せしめざるやうに、一年の授業日數、從つて授業時數をなるべく増加して、授業の充實を圖つてゐる。

先づ夏期休業期間を約十日ぐらゐ短縮することゝし、その他にも多、少休暇を整理し、これまで中學校では一、〇六〇日、高等女學校では五年制一、〇〇〇日、四年制八〇〇日ぐらゐの授業日數であつたものを、新制では、中學校、高等女學校を通じて九四〇日ぐらゐの授業日數を確保し、従業時數では、全體として、中學校で五、四二八時間、高等女學校で五、四二九時間ぐらゐを確保することゝし、授業時數も全體としてその減少を最少限に止めるやうに規定されてゐる。

六、修業年限の短縮

修業年限短縮は、青年をして一日も速に實務、或ひは研究に就かしめて、國家の御用に立てるために他ならない。元來教育は個人の好學心を満足させるためとか、またはその人間一個の立身出世の手段として與へるものではなく、國家有用の皇國民を作り上げて、國家の用に供するといふことを使命として行はれるので

ある。即ち國家的目的のための教育であると言ひ得る。故に學徒の修業年限が短縮されて、できるだけ早く實務に就かせるといふ要求も、これまで久しきに亘つて機會ある毎に検討され、研究されて来た事柄なのである。

しかし乍ら、實務從事の時期を早くすることを焦慮して、その修業期間に於ける國民としての鍊成が、徹底に終るやうでは、眞に皇運を扶翼し奉るべき國民としての資格に缺けるところができ、教育としての重大使命を完全に果すことが不可能となるが故に、この點に就いては種々と研究を重ね來つたのであつた。而して大東亞戰爭の勃發を見てより、國家としては、大東亞共榮圈建設といふ大事業を、何が何でも遂行しなければならぬ情勢に立ち至つた。殊に、軍事上や、産業方面より、速に多數の實務要員を要求することは、極めて切實を加へて來たので、茲に修業年限の短縮を可能にするために必要な準備を整へ、その前提となる教育内容の充實刷新を斷行することに依つて、年來の懸案を解決し、これを實現することゝなつたのである。

抑々修業年限の短縮についての論議が、行はれるに至つた沿革を顧るに、明治五年に學制が布かれ、明治十年の未頃には既に此の論議が行はれ始め、爾來明治三十五年の高等教育會議、大正四年の教育調査會、大正六年の臨時教育會議等にて、常に論議の中心となつて來たのであるが、徹底的な解決を見ずして星霜を経過した。たゞ大正六年に、中學校第四學年から高等學校へ連絡する案が可決されて、現行法となつたのであるが、此の措置と雖もなほ未だ不徹底解決法を出でなかつたのである。

今回の改革は、多數の青年の若き力を、大東亞共榮圈建設に動員させるために、これまでの一見不可能と見られた修業年限短縮を、可能にするものであつて、大東亞共榮圈の建設が長期に亘れば亘るほど、それが

またわが國の最高の使命である以上、國家的要請に應ずる所の、緊急重要な措置として實施されたのである。茲に於いて、新制の修業年限に就いて、舊制と比較して、これを次に表示しよう。

| 實業學校 | 高等女學校 | 中學校 | 學 | | 校 | | 入學資格 | 業年限 | |
|---------|---------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|------|--------|--------|
| | | | | | | | | 舊制修業年限 | 新制修業年限 |
| 女子夜間のもの | 女子晝間のもの | 晝間のもの | 夜間のもの | 國民學校初等科修了 | 五年 | 國民學校初等科修了 | 五年 | 四年 | |
| | | | | 國民學校高等科修了 | 四年 | 國民學校高等科修了 | 三年 | | |
| | 男子晝間のもの | 晝間のもの | 夜間のもの | 國民學校初等科修了 | 五年又 | 國民學校初等科修了 | 四年 | 四年 | |
| | | | | 國民學校高等科修了 | 三年 | 國民學校高等科修了 | 二年 | | |
| | 男子夜間のもの | 晝間のもの | 晝間のもの | 國民學校初等科修了 | 三年 | 國民學校初等科修了 | 三年 | 三年 | |
| | | | | 國民學校高等科修了 | 三年 | 國民學校高等科修了 | 三年 | | |
| 女子晝間のもの | 男子晝間のもの | 夜間のもの | 國民學校初等科修了 | 三年 | 國民學校初等科修了 | 三年 | 三年 | | |
| | | | 國民學校高等科修了 | 三年 | 國民學校高等科修了 | 三年 | | | |
| 女子夜間のもの | 男子晝間のもの | 夜間のもの | 國民學校初等科修了 | 三年 | 國民學校初等科修了 | 三年 | 三年 | | |
| | | | 國民學校高等科修了 | 三年 | 國民學校高等科修了 | 三年 | | | |

七、中等學校の設立等

中等學校の設置に就いて、計畫性を持たしめたのは、大なる特徴の一である。即ち計畫的に中等學校の發達を期するために、文部大臣は地方長官に對し、中等學校の増設、擴張、及び整理に關し、必要なる命令を發し得ることゝなつてゐる。

第三節 高等學校教育の皇民鍊成

高等學校の目的は、

皇國ノ道ニ則リテ男子ニ精深ナル程度ニ於テ高等普通教育ヲ施シ國家有用ノ人物ヲ鍊成シ大學教育ノ基礎ヲラシメル

といふことに定められてゐて、新制に於いては、「大學教育ノ基礎」とすることが目的であり、その教育は

「皇國ノ道ニ則ル」ことを強調し、「國家有用ノ人物鍊成」といふ國家的立場に據りて考へることゝなつた。併し乍ら舊制に於いても、高等學校の生徒は殆んど全部が大學に進んでゐるし、その實體に副ふやうに教育されてゐたのであるから、高等學校教育の同一性が失はれた譯ではないのである。

次に高等學校の教育内容の刷新には特に意を用ゐられ、先づ中等學校と同じ様に、これまでの多數の學科目の平面的羅列を廢してこれを統合し、基礎的學科に重點置いてその兩編成をした。

また新に「選修」の制を設けて、特定の學科を選択復修させ、生徒の特性、特能に應じて、より深い學習を積ませるやうに工夫することになつた。

更に、實驗習を重んじ、體練の時間數を増加し養、護施設を強化して、心身一體の鍛鍊を徹底するといふ方面にも、特に留意せられてゐる。

また教授側の資質向上に就いては、教育力の充實といふ方面では、新に教官に研究費を與へて研究を奨励し、内地研究員の制度を確立し、また教授に關する研究施設を充實し、講習會を開催する等の方法で、教官の資質向上を圖ることゝなつてゐる。

生徒の訓育施設の方では、先づ高等學校の寮舎を充實擴張して全寮制度に改められ、新に修練に關する實踐課程を定め、教授訓練一元化の下に、教育効果を遺憾のないやうにせられることゝなつた。

高等學校に於ける授業日數も、中等學校と同様で、夏季休業期間の短縮、その他行事の整理等に依つて、一年約二十日間くらゐ授業日數を増加するが故に、舊制では六三〇くらゐのものが、新制では四六〇日くらゐになり、授業時數の方は、舊の文科甲類で二、九四〇時間くらゐのものが、二、一四四時間くらゐとなり、特に著しい減少を來させないやうにせられてゐる。

新制の修業年限を、舊制と比較してこれを示すと、次の通りである。

| 學 校 | 入學資格 | 舊制修業年限 | 新制修業年限 |
|------|------|--|--------|
| 高等學校 | 高等科 | 中學校卒業 (中學校四年修了三年) | 二年 |
| 大 學 | 豫 科 | 中學校卒業 (中學校三年修了三年) 又は中學校卒業 (中學校二年) | 二年 |

言ふまでもなく大東亞戰爭は、肇國の大理想を顯現し、皇道を世界に宣布せんが爲の戰であつて、その使命の崇高にして、その規模の雄大なると共に、目的達成の前途は洵に遼遠であり、今や國の總力を結集して、一路邁進、各般の施策方途が講ぜられつゝあるのである。而して其の根基に培ふ所以のものは、深く皇國の使命を體得し、丹心報國の決意に燃え、よく聖業を翼賛し奉り、眞に大東亞諸民施の指導者たるに恥ぢざる人材を育成することであつて、教育の部面に於いても時局に對處する爲めに新しき體制の整備が切實に考慮されなければならなくなつた。この故に内外諸情勢の推移を洞察し、教育に對して國家が不斷に要請する所に照應して、國防、産業等、各般の施策の綜合的要請を省察して、中等教育、高等教育、及び専門教育、並びに師範教育に亘つて全般的なる改革を斷行されたのである。

なほ高等學校教育に關する事項に就いては、明治初年學制が頒布されてより七十年、その間制度の改革されたことは一再にして止らない。併し乍ら今次の改革は意義深きものであつて、學制頒布以前に於いて、我

國教育の根本的として示されたものを、更に進歩せる立場に於いて大いに發揚せんとするものであると言ひ得る。今回我國教育と根本目的が、皇國民の鍊成にあることが明示され、學校は日本的なる立場に於いて、皇國臣民としての訓育鍊成を行ふべきことが判然ならしめられたのである。

高等學校の修業年限が一ヶ年短縮されたことは、高等學校教育は、判然として大學の基礎教育たるべきことが明示されたのである。これにより、從來學徒の修練が高等學校に於いて終るか如き誤解を一掃すると同時に、年限短縮によつて、若し不足する所あらば、大學に於ける修學の中に適當に補足せらるべきものであることが考慮せられて居るのである。

叙上の如く、學業をして學徒の生活から遊離せしめざることが、今回の改革の大なる眼目であつて、學徒をしてその全生活を擧げて、これを自己の學問たらしめるやう訓育せらるべきである。

由來、高等學校生活に於いて修得せらるべき自治が形式に墮し、或は放恣に流て眞の自治の要諦たる自律の精神が、忘却せられてゐるやうに見受けることが尠くなかつた。今日所謂自治を自律的自治に持ち來すには、その指導宜しきを得るやう、特に留意せらるべきである。

第四節 専門學校教育の皇民鍊成

専門學校の目的に就いては、

専門學校ハ皇國ノ道ニ則リテ高等ノ學術技藝ニ關スル教育ヲ施シ國家有用ノ人物ヲ鍊成スルヲ以テ目的トス

と改められた。併し乍ら、これも實質上の教育目的の改正といふよりも、高等學校の目的と同様の趣旨によつて、國家的立場に立つてこれを見ることになつたに過ぎない。

實業專門學校令が廢止されて、その第二條の二に基礎を置いてゐた實業專門學校は、すべて專門學校の名稱を以て統一せられ、新制の專門學校の目的に従つて教育せられることゝなつた。

一體、實業に關する教育と否とを問はず、專門教育としては共通一貫した本精神がなければならぬ。則ち實業專門學校と否らざるものとを合一元化することに依つて、始めて專門教育一般に通ずる共通目的を明確にすることを爲るのであつて、決して實業教育そのものゝ振興を妨げるものではない。

第五節 大學教育の皇民鍊成

一、大學に於ける鍊成施設

學制の改革により、各學校教育全般に亘つて教育内容の刷新充實を爲るためには、修業年限の短縮によつて生ずると豫想され勝ちなる、學力の低下に就いて十分これを防遏し得べき所とせられてゐるが、翻つて國家の現状より考慮して、單に卒業者の學力の低下を來さずといふことのみにては、晏如としてこれに満足することを得ないが故に、積極的に我が國學術、文化の向上進展を圖つて、眞に大東亞共榮圈建設の文化的推進力を築成して行へべきであつて、この點に就いては、更に一步を進めて、諸種の學術、文化を進展せしむる施設を充實擴張することを考慮せられてゐるのである。

その施設の第一としては、先づ大學院 度の劃期的改革が斷行されることになつた。

その第二としては、各大學に於ける緊要なる講座の増設及び充實、

その第三としては、研究機關の増設と擴充が行はれ、

その第四としては、科學研究費と科學獎勵費の増額、

その第五としては、翻譯に關する文部省の機構を整備して、我國學術・文化の進展に役立つやうな海外文獻の引通を圖る

以上の各項が實現されることに決定してゐるのである。

二、大學院制度の改革と特別研究生

大學院制度の劃期的改革の内容に就いては、先づ大學院は、國運の進展に伴ひ、國家目的に即應する學術指導者を養成する目的を以て、帝國大學、及び所要の官立大學に設置されるものであつて、その在學年限は、第一期は二年、第二期は學科によつて二年または三年とする。その定員は各大學を通じて、第一期約五百人、第二期約二百五十人とし、その入學資格は、實務者を含んで、大學卒業者、及びこれと同等の學力を有する者に就いて、慎重な銓衡の上で選拔せられる。

その後大、學院制度の改革に關しては、昭和十八年第八十一議會で上程せられてより、文部省では官私各大學の代表的總長より成る協議會を設置する等、その具體案の作成に特に慎重を期して、遂にこれが成案を得て、同年九月二十九日文部省令として「大學院又ハ研究科ノ特別研究生ニ關スル件」を公布、十月一日の新學年度より實施された。

新制度の眼目は、我國學術の創造發展を擔ふべき研究者の、國家的責任養成に在り、このために特別研究生制度を創設し、特別研究生に對しては、國家がその學費を給與すると共に、研究繼續に必要な萬全の措置を講じ、これに依つて、從來大學の一附屬研究機關として、とかく個人の恣意的選擇に基く特殊研究志望者、乃至は經濟的に恵まれた者の研究機關であつた大學院、並びに研究科をして、眞に國家の要請に基く研究者の養成機關としての、權威ある獨立的地位を確保せしめたこととなり、戦局が科學戰、または思想戰としての様相を益々濃厚にした現在では、明日の我國學術戰の指導者養成に就いて、斯かる劃期的措置が實現したる意義は極めて重大とすべきである。

元來、大學院の新制度は、抜本的には、大學令の改正に據らなければならぬのであるが、大學令の全般に及ぶべき大學改革が、新學年度に間に合はざりしため、便説上、一應文部省令の形式に據つたものであつて、このために當分の間は、現行の舊制度と新制度、即ち特別研究生が併存混在することとなるが、文部省としては新制度の趣旨に基き、各大學をして在來の大學院を漸次整備縮小せしめる方針を採り、結局近い將來には新制度の下に一元化せらるべき豫定となつてゐる。

特別研究生制度要綱は、次ぎの通りに決定せられた。

- (一) 文部大臣の指定する大學は、その大學院、または研究科に入るべき特別研究生を選定すること
- (二) 前項の選定に當つては、大學が推薦した者に付いて審査の上、文部大臣がこれを認可すること
- (三) 右審査に當つては、銓衡會を設け、これに諮つて決定すること
- (四) 特別研究生の研究年限は、第一期二年、第二期三年なること
- (五) 特別研究生の定数は、第一期概ね五百人以内、第二期概ね二百五十人以内に於いて、毎年文部大臣が

これを定むること

- (六) 特別研究生の資格は、人物優秀、身體強健であつて、且つ高度の研究能力を有することであり、大學卒業の者に限らざること
- (七) 第二期の特別研究生は、第一期の研究年限を了へたる者の中から、大學が文部大臣に推薦し、文部大臣は前述第三項の手續をとつて、これを認可すること
- (八) 特別研究生は、指導教授の指導を受けて研究を爲す。その研究事項の變更、は原則としてはこれを許さざること(變更せんとするときは、文部大臣の許可を受ける必要があり、その場合は文部大臣は前述第三項の手續をとつてこれを許可することになつてゐる)
- (九) 特別研究生は、研究期間中は他の業務に従事し得ざること
- (一〇) 特別研究生は、研究年限を終へて後、研究年限の一倍半に相當する期間、文部大臣の指定に従つて就職する義務があること
- (一一) 特別研究生には、學資として月額九十圓以上を給與し、研究費はこれを徴收しないこと、それに相當する額の研究費は、これを當該大學に交付すること
- (一二) 昭和十八年度の特別研究生を置く大學として、文部大臣の指定を受けた大學は次の通りなること
東京、京都、九州、北海道、大阪、名古屋各帝國大學、東京商科大學、東京工業大學、東京文理大學、慶應義塾大學、及び早稻田大學
- (一三) 昭和十八年度の銓衡に當つては、特に決戦で、戦力増強に直接關係あるものに限つて選定された
- (一四) 昭和十八年度は豫算上の定員は四百六十九名であつたが、各大學に於いて嚴選の結果、推薦せられ

たものは四百三十四名である。

右の第四項、特別研究生推薦の殘餘人員三十五名に關しては、新制度が大學卒業者に限らず、廣く人材を求むることになつてゐるに拘らず、一般から公募する暇がなかつたために、その豫備として殘したもので、近く第二回の銓衡會を開いて決定せられる筈である。

なほ本年度銓衡の研究課題に關しては、極超短波に關する研究、對爆構造に關する研究、航空に關する振動現象、並びに航空機の電氣裝備に關する研究、軍事心理學に寄與すべき基礎的諸問題の精神物理學的研

究、特殊製鐵法に關する研究、工業に於ける勞務政策の研究に限つて選定されたもので、本年度大學卒業六分、本年度以前の卒業生四分の割合で決定を見た。

此の如く、人文科學、自然科學を通じて、大戦争遂に必要なる研究事項の研究者たること、限定したることは、大いに注目せらるゝところであつて、現下の國家要請に鑑み、自然科學關係が多數に上つてゐるが、人文科學に就いても、大東亞共榮團建設に關する理念の研究、または戦争經濟遂行に關する理論研究等に亘つて適切なる研究者が選定されたのである。

而して新制に據れる大學院の特別研究生の使命は、科學戰、思想戰の激化と共に、學術に對して要請するところは絶大深刻なものとなつたこの際、これら學術戰士たる者は、粉骨碎身、學術研究に一身を挺して、輝かしい日本諸學の振興に寄與し、戦時下日本學術を確立せしめ、總力戰の完勝に向つて邁進すべきであるとせられてゐるのである。

第六節 科學教育の皇民鍊成

時局下、戦力増強を喫緊の要務とする今日、科學技術の振興は極めて重要であるが、その根柢が科學教育の振作にあることは今更言ふまでもない。乃ち科學精神の涵養と科學に關する常識の普及とにより、國民の科學的教養の向上を期しなければならぬ。而して、これがためには、國民學校に於ける科學教育の振興に俟つところが甚大であるから、特に師範學校に於いては此の點に深く留意し、教材その他の制約を克服して、能く科學技術に關する教育を徹底せしむることに、格別の配慮と工夫とを要する。

乃ち岡部文部大臣は、昭和十八年七月十六日の大政翼賛會中央協力會議に於いて、文部省管轄下に、ある學關係の、大學、研究所、科學關係諸團體を、更に有機的統一的な動員體制下に置くべく、決戦下科學研究動員方策立案の用意ある旨言明した。爾來文部省に於いてはこれに關して企畫院、技術院等の關係諸官廳と緊密なる聯絡の下に、慎重なる研究を續行し、遂に八月二十三日の定例閣議に對し、「科學研究ノ緊急整備方策要綱」を附議してこれを決定した。

一、科學研究の緊急整備方策要綱

大學その他の科學研究機關に於ける研究力を、最高度に集中發揮せしめ、その飛躍的向上を圖り、戦力の急速なる増強を圖るために、これが體制強化の必要あり、依つてこれ等研究機關に於ける科學研究は、大東亞戦争の遂行を唯一絶對の目標として、強力に遂行推新すると共に、學術研究會を強化活用して、學理研

究力を最高度に集中發揮せしめ、就中、直接戦力の増強に資する研究に關しては、關係方面との緊なる協力を取り、また直接戦力増強と密接不可分なる基礎的研究に關しては、各種の研究關係獨自の性格、及び機能を最高度に發揮せしむべし。これがためにはその關係者及び研究者を計畫的に動員するものとす。

また大學、その他、科學研究機關の内容、組織に就いては、前記の計畫を完全に遂行し得るやうに、これが重點的整備擴充を圖ると共に、科學研究要員の確保、並びに必要な資材、研究費の充實、確保を圖るものとす。

以上の目的に就き左の措置を講ず。

一、學術研究會議の機關の機構を整備強化すると共に、これに科學研究動員に關する特別委員會を設置し、また大學、その他、重要研究機關には、それぞれこれと聯絡ある委員會を設置せしめ、文部省に於いては兩者を活用して學理研究力の集中發揮に當り、科學の飛躍的向上に必要な行政措置を講ず。

二、科學研究要員の充實を圖ると共に、大學及び専門學校の卒業生にして、緊要なる研究に従事すべきものを優先的に配置し、また研究要員の急速なる増加養成を圖り、専心研究に従事せしめるために、研究要員の待遇につき所要の改善を考慮すること。

三、科學研究用資材に就いては、所要の資料を優先確保すると共に、これが重點的配分を行ふ等必要な措置を講ず。

二、科學研究緊急方策の主旨

今や、大東亞戰爭は、御稔威の下、精銳なる皇軍の嚮ふ所、史上空前の廣大なる地域、海域に亘りて、敵

撃滅の基本的地盤を確保したのであるが、一方頹勢挽回を策する敵の反攻も亦た眞に侮り難く、深刻苛烈なる決戦段階に入り來つたのであつて、しかも物質文明を誇り、その尨大な生産力と、資源とを擁しつゝ、凡ゆる科學力を動員して必死の努力を傾倒しつゝある敵米・英兩國との決戦は、茲に必然的に科學戦たるの様相が刻々濃化するばかりでなく、物資もこれを海外に仰ぐことは許されぬ事態に向ひつゝあるのであるから、今次大戦に於ける科學及び技術の演ずる役割は、正しくその勝敗決定に至大なる影響を及ぼすものであつて、我國科學研究の緊要なるは、今日よりも急なるはないのである。斯くの如き事態に對處すべく、決戦即應の科學研究體制確立方策に就き、屢次、檢討、熟慮を重ねられ來つたが遂に成案を得て、閣議決定を見るにいたつたのである。

右要綱の方針とするところは、科學技術の動員に關する綜合的根柢方策の一環として、取り敢えず、大學、その他の科學研究機關、並びにその研究者を動員し、その科學に關する學理研究力をば、今日の決戦段階に於いて最高度に集中發揮せしめ、科學の飛躍的なる向上を圖り、以て戦力の急速なる増強に對し、積極的に寄與し得る如く、これが體制を速かに整備せんとするものである。

しかして科學研究の中核たる各大學、及び科學研究機關に於ける科學研究は、從來の觀念をこの際更に拂拭して、眞に大東亞戰爭の完遂を唯一絶對の目標として強力にこれが推進を圖らんとするものである。今日こそ各大學、及び研究機關等にある全教授、及び研究者は、速に新なる體制に即應して、その有する科學研究の全能力を擧げて、一意戦力増強に獻身すべきの秋である。しかして斯の如き決戦下、科學研究動員體制の確立こそ、前線將兵の忠勇義烈と正に相呼應して、これに劣らざる科學學徒奉公の道たる所以である。これがためには、學術研究會議を科學動員の中樞たらしむべく、一層これを強化活用すると共に、大學、

その他の研究機關に於ける科學研究の密接なる連繫を圖り、綜合的且つ計畫的なる一致協力に依り、科學に關する學理研究能力を、能ふ限り高度に集中發揮せしむることとするのが、最も捷徑と考へるのである。更にまた科學研究中には、直接戦力の増強に資する研究に就いては、陸海軍、その他これに關係ある諸方面の要望を基礎として、此等と全く一體的な協力をすべきであるが、然し他方斯の如き研究と密接不可分なる基礎的研究も極めて大切であつて、これに關しては各種研究機關独自の性格及び、機能を最高度に發揮せしむることを重視してゐるのである。

素より斯の如き企圖の遂行は、現在の段階に於いては寧ろその遅かりしを憾むの概なしとしない。これを急速且つ完全に遂行し得如く、現在の大學、その他の科學研究機關の内容及び、組織を、重點的に整備擴充し、また科學研究要員の確保、並びに養成、科學研究上緊要なる資材、及び研究費の充實等に就いても、萬遺憾なき緊急の措置を講ぜんとすることを、決定されたのである。

第七節 學徒の進學調整

修業年限に伴ふ學制改革の斷行により、當然、新舊兩制度による卒業生が倍加すべき時期あるべく、即ち此の時期の經過措置に就いてはこれを如何様にすべきか。中等學校の修業年限短縮に伴つて、昭和二十一年度には、五年制と四年制の兩様の卒業者が同時に出で残り、上級への進學者も約二倍に達すべきであるが、その進學者については、進學見込の者は、男子約十一萬人、女子約六萬七千人くらゐと推定され、これに對しては、昭和十八年度以降、昭和二十二年度に至るまでの期間に、高等諸學校の増設と擴張につき、能ふ限

りの多くの進學者を極力收容消化することに努力が拂はれてゐる。それでも昭和二十一年度には、男子約三萬七千人くらゐの進學不能者が出るの餘儀がない事情であるが、これについては、文部省所管以外の諸學校の方へも相當の生徒を入學せしむる見込である。

また別に、文部省でも昭和十九年度より、昭和二十一年度までに、鑛工技術員、醫師、教員等の養成施設の擴充を圖る豫定となつてをり、これによつて男子約一萬四千人、女子約一千人くらゐは、高等諸學校の増加收容力に就いて、これを收容せしめる見込であつて、結局此れ等の重複したる進學見込者の收容は、大なる支障なく行はれる豫想である。

高等學校と、大學豫科の修業年限短縮のために、昭和十九年九月と昭和二十年三月の卒業者が、昭和二十一年度から三年間重複して大學に在學することになるが、その期間の措置に就いては、主としては、大學の理科的學部に於いて、昭和十九年度までに各大學の實情に應じ、現有設備の利用によつて、能ふ限り收容力の増加を圖り、また教職員數をも考慮して、昭和二十年度から學生を收容し得るやうにし、一方、大學の最高學年に在學する學生に對しては、卒業前に一定の期間は、工場、病院等の適當な施設に於いて實習を行はせることも考案せられ、教室等の餘裕を造り出すべき工夫、その他適當な施設または方法も考究されるであらう。

第八節 育英の助成

文部省にては、有爲の素質と才能を有し乍ら、資力薄弱のため進學の機會に恵まれざる生徒に對し、學費

の貸與等を行ひ、以て、これを育成練磨して、國家の要望する指導的人材の確保に資せんがために、育英助成の制度を創設し、昭和十八年十月六日公布せられた。

由來、我が國に於ける育英制度は、歐米の個人主義的社會主義的諸國に於けるそれとは全然その趣を異にし、我が國に於いては、家族制度の本義に則つて、親は子をその才能に従つてできる限り教育して、國家のために御奉公せしむる責務を負ふものである、この親の責務に對する國家の協力との意味に於いて、育英制度が考へられ、従つて親に就いてその責務を免除するものではない。

新育英制度はまた眞に舉國一致の協力の下に實現を見たものである。殊に第八十一帝國議會は全員一致の熱望を以てこれ臨み、政府と完全に協力してこれが實現に向つて絶大なる協力が拂はれたのである。右議會に原案が提出せらるゝや、或ひは國內より、或ひは南方從軍の負傷勇士等、各方面より續々と寄附金を送附されたものであつた。

即ち財團法人大日本育英團を設立して事業を開始せしめ、十九年度には特別法に據る特殊法人を創設して、事業を經營せしむるのである。

昭和十八年度に於いては、貸費人員は、中等學校二、〇〇〇人、專門學校四〇〇人、高等學校及び大學豫科二二〇人、大學一、〇〇〇人、貸費年額は、中等學校二四〇圓、專門學校六〇〇圓、高等學校及び大學豫科六〇〇圓、大學八〇〇圓、以上はそれぞれ當該學校卒業まで繼續し、高校及び豫科在學中のものに付いては、當該學校を経て大學へ進學せしめ、これを卒業するまで繼續する。

なほ昭和十九年度以降に於ける、貸費見込人員は次の通りである。中等學校六、〇〇〇人、專門學校一、五〇〇人、高等及び豫科一、三〇〇人、大學一、二〇〇人と計上せられてゐる。

第九節 決戦下學徒の特別鍊成

一、學徒入學延期の停止

昭和十八年九月二十二日の閣議にて決定を見たる「國內態勢強化方策」に基ける、決戦段階即應のための教育體制は、文部省より次の通りに發表せられた。

- 一、一般適齡に達した學生の徵集猶餘はこれを停止し、理、工、醫、及び農科の、所謂理工系統の學生に就いては、國の要員養成の建前から新に入學延期の制を設け、勉學を繼續せしむること
 - 二、理、工、醫、農等の、所謂理工系統の學校は、更に整備擴充を行ふと共に、法、經、文等の大學に於ては、將來教員たるべき者などのための教育を除きて、その他の教育はこれを停止すること
 - 三、教員の確保は、教育上極めて重要なことなるを以て、その教育は繼續すること
- これを以て、二千萬學徒の盡忠至誠を擧げて、國家喫緊の要請に應へしめ、且つ決戦下に於ける教育技能の効率昂揚を期すべき、諸方策を闡明すると共に、これが完遂に就いて、完全なる協力を要望する所があつた。その要項は次の通りである。

- 一、かねて學校教練によつて、國軍の幹部としての資質鍊磨に精勵して來た大學、高等學校、及び專門學校の學徒に對しては、直ちに軍國の急に赴かしめるがために徵集猶餘を停止する。このため法文科系統の大學は、將來教員たるべき者や、徵兵検査不合格者や、歸還兵等のための教育を除き、他は教育を停止し、